

分権改革推進計画

平成16年11月
広島県

目 次

第1章 分権型行政システムを目指して	1
1 分権改革の必要性	1
（1）中央集権型行政システムの制度疲労	1
（2）個性豊かな地域社会の形成	1
（3）少子・高齢化と人口減少社会への対応	2
（4）国，県，市町村を通じた危機的な財政状況	2
（5）市町村合併の急速な進展	2
2 目指すべき分権型社会	3
（1）分権改革の理念	3
（2）地域づくりの総合的な行政主体としての基礎自治体	3
（3）広域自治体としての都道府県	3
（4）分権時代における税財政のあり方	4
3 広島型分権システム	5
（1）具体的な合併後の基礎自治体の姿を前提とした分権改革	5
（2）行財政改革と民間開放につながる分権改革	5
（3）既存の制度を前提とせず，あるべき姿を目指した分権改革	6
4 推進期間	6
第2章 分権時代における行政と民間との役割分担並びに国，県及び 基礎自治体のあり方	7
1 民間との役割分担と連携・協働	7
（1）事務事業の廃止	7
（2）民間開放	7
（3）民間との連携・協働	8
2 市町村合併後の県と基礎自治体の役割のあり方	8
（1）「基礎自治体優先の原則」「補完性の原理」	8
（2）県の役割（基礎自治体との関係）	9
（3）基礎自治体の役割	9
（4）小規模な基礎自治体と県との関係	9
3 県から基礎自治体への事務・権限の移譲	9
（1）事務・権限移譲のあり方	9
（2）移譲の推進	10
（3）移譲の方法	10
（4）移譲に伴う措置	11
4 国と県の役割のあり方	12
（1）国の役割の重点化	12
（2）県の役割	13
（3）国から県への事務・権限の移譲	13
〔図2-1〕事務事業見直し基準について	15

〔表 2 - 2〕国・都道府県・基礎自治体の役割と権限 現状と基礎自治体への事務・権限移譲後の比較	1 6
〔表 2 - 3〕事務事業移譲項目一覧表	2 0
第 3 章 将来の広島県のあり方	5 0
1 都道府県改革の背景	5 0
(1) 地方分権改革・市町村合併の進展	5 0
(2) 複雑かつ広域的な行政需要への対応	5 1
(3) 国・地方を通じた行財政改革の推進	5 1
2 都道府県再編の必要性	5 2
3 都道府県再編のあり方	5 3
(1) 都道府県間の広域連合	5 3
(2) 都道府県合併	5 3
(3) 道州制	5 4
(4) 連邦制	5 5
4 都道府県再編の方向性	5 6
5 道州制導入の意義及び目的	5 7
(1) 民主化・総合行政の視点	5 7
(2) 自立した地域ブロック形成の視点	5 9
〔表 3 - 1〕欧米先進諸国と比較した日本の地域ブロックの経済力等	6 3
(3) 行政の一層の効率化の視点	6 4
〔表 3 - 2〕道州制導入による行財政効率化	6 5
6 道州の役割と権限	6 6
(1) 道州制における国と地方の役割分担	6 6
(2) 国の地方支分部局等のあり方	6 7
〔表 3 - 3〕道州へ移譲・移管すべき主な国の地方支分部局等	6 8
(3) 国，道州，基礎自治体の役割分担の考え方	6 9
(4) 道州に対する国の関与のあり方	7 1
(5) 道州と基礎自治体の関係	7 2
(6) 道州と大都市（政令指定都市・中核市・特例市）の関係	7 3
〔図 3 - 4〕国，道州，基礎自治体の役割分担のイメージ	7 7
〔表 3 - 5〕国・道州・基礎自治体の役割と権限 現状と道州制後の比較	7 8
7 道州制の区域のあり方	8 2
(1) 政治・行政的なつながり	8 3
〔図 3 - 6〕衆議院比例代表選挙の選挙区	8 3
〔図 3 - 7〕主な国の地方支分局の管轄区域一覧表	8 4
(2) 経済的なつながり	8 6
〔図 3 - 8〕県外企業の広島県内出先機関の管轄区域の状況	8 6
〔図 3 - 9〕貨物流動	8 7

(3) 社会的なつながり	8 8
〔図 3 - 10〕人口移動	8 8
〔図 3 - 11〕旅客流動	8 9
(4) 交通ネットワーク	9 0
〔図 3 - 12〕中国・四国地方の道路利用の必要時間	9 0
〔図 3 - 13〕中国・四国地方の鉄道利用の必要時間	9 1
〔図 3 - 14〕都市間高速バス	9 2
(5) 歴史的・文化的なつながり	9 3
〔図 3 - 15〕藩・府県変遷表	9 4
(6) 国土計画上の地域区分	9 5
(7) その他	9 6
〔図 3 - 16〕電話発信先の状況	9 6
〔図 3 - 17〕広域エリアの団体及び団体支部の設置状況	9 7
(8) まとめ	9 8
8 道州制における税財政制度のあり方	9 9
(1) 道州制における地方税財政制度のあり方	9 9
(2) 諸外国の税財政制度の概要	9 9
〔表 3 - 18〕諸外国の税収構造の特徴	1 0 1
〔表 3 - 19〕諸外国の財政調整制度の特徴	1 0 2
(3) 道州制における税財政制度の検討の方向性	1 0 3
9 道州の拠点となる都市と州都のあり方	1 0 6
(1) 道州(広域自治政府)の核となる国際的な魅力を備えた拠点 都市圏の形成	1 0 6
(2) 地方中枢都市圏の役割	1 0 7
(3) 道州の拠点となる都市圏と州都としての課題	1 0 7
10 道州制導入に向けた今後の取組み	1 0 8
(1) 県から基礎自治体への事務・権限移譲の推進	1 0 9
(2) 国から県への事務・権限移譲の推進	1 0 9
(3) 自立した地域ブロック形成に向けた取組み	1 0 9
(4) 中枢拠点性の向上, 都市圏の魅力づくりに向けた取組み	1 1 0
(5) 道州制に向けた機運の醸成	1 1 0
(6) 道州制の制度設計に向けての検討, 提案	1 1 1

参考資料

策定スケジュール	1 1 2
広島県分権改革推進審議会・小委員会委員名簿.....	1 1 3
広島県分権改革推進審議会設置条例	1 1 4
広島県分権改革推進本部設置要綱	1 1 5

本計画で「事務や権限」又は「事務・権限」という場合, 事業を含むものとする。

第1章 分権型行政システムを目指して

市町村合併が現実のものとして進展し、基礎自治体レベルで新しい自治の形が生まれつつある一方で、国、地方を通じた厳しい財政状況に対応した、より効率的な行政体制が求められている。

地域の自主性を生かすことで、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するとともに、国、県、基礎自治体や行政と民間との新しいパートナーシップの下で、行政サービスが最も効率的、効果的に提供される「分権型行政システム」の構築を目指すべきである。

また、新たなシステムの中で、県が広域自治体としての役割を果たしていくための、道州制など新しい枠組みを検討しなければならない。

1 分権改革の必要性

(1) 中央集権型行政システムの制度疲労

明治以来の中央集権型行政システムは、急速な近代化と経済発展に寄与してきた面もあるが、権限・財源・人間・情報を過度に中央に集中させ、地方の活力を奪ってきた点や、全国画一の統一性と公平性を重視するあまり、地域的な諸条件の多様性を軽視し、地域ごとの個性を發揮できないといった弊害もある。こうした弊害を是正し、変動する国際情勢や国内の環境変化に的確に対応するためには、国は国家の存立に関わる課題に重点的に取り組み、地域の問題は地方が主体的に取り組むべきである。

(2) 個性豊かな地域社会の形成

国民の価値観の多様化を踏まえれば、一定以上の行政サービスは、地域住民のニーズに応じて、地域住民の自主的な選択に委ねるべきであり、それによって、地域の自然、歴史、文化に即した個性豊かな地域社会の形成が可能となる。

(3) 少子・高齢化と人口減少社会への対応

他国に類をみない急激な少子・高齢化が進み、人口減少社会へ移行していくという大きな変革期を迎えている。こうした人口構成の急激な変動に対応して各種サービスが適切に提供されるためには、行政だけでなく民間も含めて多様な主体の参画を得るとともに、国の省庁の縦割りを排除した総合的な施策展開が必要である。

このため、住民に身近で総合行政が可能な地方において、その創意工夫を生かしながら、民間とのパートナーシップの下で、少子・高齢化社会に対応していく必要がある。

(4) 国、県、市町村を通じた危機的な財政状況

平成14年度決算における国と地方を通じた財政支出をみると、国と地方の歳出純計額は、150.9兆円となっている一方で、歳入ベースをみると、国と地方を合わせた租税収入は、約79.2兆円となっており、歳出に占める租税収入の割合は、52.5%程度しかないのが現状である。こうした支出と収入のアンバランスを背景に、国と地方の長期債務残高は700兆円の巨額に上るなど、国、県、市町村を通じて危機的な財政状況にある。今後、少子・高齢化がさらに進行し、従来のような右肩上がりの経済成長は見込めない中で、既存の制度や政策を維持することは、財政的に困難な状況にある。

(5) 市町村合併の急速な進展

全国的にも市町村合併が進んでいるが、特に本県においては、平成14年度当初86あった市町村が、合併により、平成17年3月末までに3分の1程度に減り（中国地方全体でも318の市町村数が110程度に減少）、さらに大半が市になるため、広島県人口の9割以上は、市に属することになるなど、基礎自治体の状況が大きく変わることになる。

2 目指すべき分権型社会

(1) 分権改革の理念

地方分権は、国民が真に「ゆとりと豊かさを実感できる社会」の構築を目指し、国民福祉の増進に向かって、行政を展開する上で、国及び地方自治体が分担すべき役割を明確にし、地方自治体の自主性、自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることである。

(2) 地域づくりの総合的な行政主体としての基礎自治体

住民の多様なニーズに対応するためには、住民に身近な行政サービスは、住民に身近な地方自治体において、自己決定・自己責任により提供し、地域の創意工夫により個性豊かな分権型社会が構築される必要がある。

合併によって広域化し、幅広い事務と権限を持った基礎自治体が、財政的にも自主性、自立性を増し、住民に身近な行政を総合的に担う自己完結型自治体へと転換し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現する主体となるべきである。

(3) 広域自治体としての都道府県

基礎自治体に大幅な事務・権限の移譲を行う一方で、国の本来の役割である国防、外交、通貨、司法などを除いた事務を幅広く担う広域自治体として、真の分権型社会にふさわしい自立性の高い圏域を形成する主体となるべきである。

このため、自立性の高い地域ブロック圏域における総合行政の主体として、国からの権限移譲の受け皿となりうる規模・能力を備え、より広域的な行政需要に的確に対応するとともに、国・都道府県間の二重行政の解消によって効率的な行財政運営が行える体制整備を図るため、都道府県のあり方を抜本的に見直し、新たな広域自治体の構築を目指すべきである。

(4) 分権時代における税財政のあり方

地方財政の現状

国と地方の支出の比率は概ね2：3の割合となっているのに対し，国税と地方税で比較してみると，逆に国と地方の比率は概ね3：2の割合となっており，最終支出ベースと税源配分の間には大きな乖離が存在している。

わが国の内政の多くは地方公共団体が担っているにもかかわらず，地方歳入中の地方税の収入のウエートは3割程度しかなく，本来の地方歳出に応じた地方税体系を早期に構築する必要がある。こうした中，財政面からの分権型社会にふさわしい地方税財政基盤の充実強化を図り，歳出・歳入両面から地方の裁量を高めるため，まずは，地方の歳出規模と地方税収の大幅な乖離を解消するため，国税から地方税への税源移譲を早期に実現することが必要である。

三位一体改革の推進

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」及び「基本方針2004」において，税源移譲，国庫補助負担金改革，地方交付税改革を三位一体で行うこととされており，平成18年度末までに国庫補助負担金を概ね4兆円程度廃止・削減し，3兆円規模の税源移譲を目指すこととしている。

具体的な改革案については，政府の要請により，全国知事会をはじめ地方六団体が「国庫補助負担金等に関する改革案」を取りまとめて政府に提出し，少なくとも平成21年度までに，国庫補助負担金を9兆円廃止し，8兆円程度の税源移譲を求めている。

三位一体改革の全体像

- (1) 地方分権推進のための「三位一体の改革」
 - ・地方分権の理念に基づき，住民の意向に沿った行政運営を行う改革
 - ・第1期改革（18年度まで）に続き，第2期改革（19～21年度）が必要
- (2) 「三位一体の改革」の全体像
 - 国から地方への税源移譲 【8兆円程度】
 - 国庫補助負担金の見直し【9兆円程度】
 - 道路特定財源の地方譲与税化，道路関係国庫補助負担金の廃止について，別途検討
 - 地方交付税の見直し

この改革案によれば、国税と地方税の比率は概ね1：1となり、地方の歳出規模に見合う2：3までには及ばないものの、現行の地方歳出と地方税収入の乖離を大幅に縮小することから、当面は、この改革案の実現を図らなければならない。

一方で、税源移譲が進んだ場合においても、地域における人口や経済規模により、税収の偏在は避けられないところであり、地域間での財源調整のあり方が特に重要となる。現行の財政調整にあたっては、地方交付税制度が、その機能を果たしている。近年、地方交付税の持つ財源保障機能は、これを廃止すべきとの意見があるが、国が法令等で地方に対して義務付けている事務事業については、全国いかなる地域においても、一定の行政サービス水準を確保するための財源は国が保障しなければならない。また、国の地方への義務付けに係わらず、国は地方自治体を国民国家として統合していくため、地方自治体が標準的な行政水準を確保するための財源保障を行う国家責任がある。

しかしながら、国・地方を通じた厳しい財政状況を考えれば、国が法令等で義務付けている事務事業をはじめ、行政サービス水準をどのように考えるのかなど、抜本的な行財政改革は不可欠である。

3 広島型分権システム

(1) 具体的な合併後の基礎自治体の姿を前提とした分権改革

現実の合併が進展する中で、合併後の基礎自治体の姿を前提に、「基礎自治体優先の原則」「補完性の原理」を具現化するための現実的な課題を踏まえた方策を検討しなければならない。

(2) 行財政改革と民間開放につながる分権改革

事務や権限の移譲により、国や県の関与を縮小し、二重、三重の行政を排除して、トータルとしてスリムな行政の構築を目指すだけでなく、民間でできるものは民間に委ねるといった民間開放の視点も加え、事務事業の廃止や組織の見直し等も含めた改革を行うべきである。

(3) 既存の制度を前提とせず、あるべき姿を目指した分権改革

法令や国の制度等の制約があるものについても、あるべき姿を目指して、必要であれば、国への制度改正提案等も行うべきである。

一方で、制度改正を待たずに可能な事務や権限の基礎自治体への移譲については独自に取り組み、実践的な分権改革を進めるべきである。

4 推進期間

この計画は、平成17年度から平成21年度までの5年間に実施する事項を基本に、基礎自治体への事務・権限の移譲など具体的な取組方針とともに、道州制など中長期的に取り組むべき方向性について定めたものである。

第2章 分権時代における行政と民間との役割分担並びに 国，県及び基礎自治体のあり方

行政と民間との役割を厳格に見直した上で，行政の守備範囲とされるものについては，国，県，基礎自治体の役割分担を明確化することによって，地方の自己決定，自己責任の領域を確立すべきである。

従って，国の役割は，真に国が果たすべきものに重点化し，その事務・権限の多くを地方に移譲すべきであり，地方で担うべきものについては，「基礎自治体優先の原則」「補完性の原理」に基づいて，基礎自治体でできることは，基礎自治体で担うことを基本に役割分担を見直す必要がある。

1 民間との役割分担と連携・協働

(1) 事務事業の廃止 (P15, 図2 - 1 参照)

サービスを提供する意義自体が失われた次のような事務については，民間との役割分担や行政間での役割分担を議論する以前に，事務や事業の廃止を検討することとする。

〔事務事業廃止のメルクマール〕

社会・経済的環境が変化し，事業コストにふさわしい効果が得られなくなったもの

サービスの受け手の資質が向上するなど，当初の事業目的が達成されたもの
これまで目的としてきた施設やサービスの量的な水準がほぼ達成されたもの

目的を達成したり過剰であるなど，従来の規制や監督が社会的意味を失ったもの

(2) 民間開放

今後とも必要な事務事業であっても，民間に委ねられるものはできるだけ行政の役割を限定し，民間によるサービス提供や民間の自主性に委ねることとする。

〔民間開放のメルクマール〕

民間の実施により，レベルの高い施設整備やサービスの給付が期待できるもの

民間の実施により，効率的なサービスの提供が期待できるもの

民間サービスがすでに定着していたり，今後成長が見込まれるもの

民間における自主的な処理や相互の支援に委ねることができるもの

(3) 民間との連携・協働

引き続き，行政が担うが，実施に当たって，民間の効率性・専門性が発揮できるものについては，民間委託の推進や PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)，CM(コンストラクション・マネージメント)といった民間の資金，優れたノウハウを公共分野に生かす新しい事業実施手法の導入など民間活力の徹底した活用を図る。

また，住民に対するより良い行政サービスを社会全体で，効率的，効果的に提供する観点から，県民，民間企業，NPO等の多様な主体との連携・協働を推進する。

*PFI: Private Finance Initiative。民間の資金，経営能力を活用して公共施設等の建設，維持管理，運営などを行う手法。

*CM: Construction Management。発注者の代理人あるいは補助者として，発注者の利益を確保する立場から，品質管理，工程管理，費用管理など施工に関する各種マネジメントを民間事業者において行う方式。

*NPO: 民間非営利組織(Non Profit Organization)。継続的，自発的に社会貢献活動を行う，営利を目的としない団体の総称。

2 市町村合併後の県と基礎自治体の役割のあり方

(1) 「基礎自治体優先の原則」「補完性の原理」

事務事業を分担する際，先ず基礎自治体を最優先し，次いで広域自治体を優先し，国は広域自治体でも担うにふさわしくない事務事業を担うべきである。このような考え方は，ヨーロッパ評議会が制定したヨーロッパ地方自治憲章や国際自治体連合が決議した世界地方自治宣言に謳われている。

(2) 県の役割（基礎自治体との関係）

地方自治法に定められる「広域事務」、「連絡調整事務」、「補完事務」を担うことになるが、広域事務については、市町村合併により基礎自治体が広域化することを踏まえ、さらに広域の事務事業に重点を置くとともに、基礎自治体に関しては、連絡調整事務を主に担い、これまで県が多く役割を果たしてきた基礎自治体の補完的な事務については、極力縮減していくこととする。

引き続き、県は広域自治体として、広域にわたる社会資本整備、危機管理や産業政策、環境対策など多くの役割を担うとともに、合併後の基礎自治体の体制整備の支援など、新たな県と基礎自治体の関係を築くために必要な役割を果たさなければならない。

なお、政令指定都市の県費負担教職員については、人事管理を県で一元的に実施すべきであり、現在政令指定都市が有している教職員の任命権を県の権限とするよう制度の見直しを引き続き国に対し提案する。

(3) 基礎自治体の役割

地方自治法では、県が行うこととされる事務事業以外の地方の事務を一般的に処理することとされており、合併で広域化した基礎自治体は、総合的な行政主体として、現在県が担っている事務や権限の多くを担い、住民に身近な事務は自己完結的に処理することが求められる。

(4) 小規模な基礎自治体と県の関係

市町村合併によってもなお小規模にとどまる基礎自治体の事務については、県が補完することは極力避け、一部事務組合や広域連合などの基礎自治体同士の広域処理の仕組みや、近隣自治体への事務委託等の制度を活用するなど工夫が必要である。

3 県から基礎自治体への事務・権限の移譲

(1) 事務・権限移譲のあり方

以上の基本的な考え方に基づき、現在県が担っている事務事業につい

て、次の視点で見直しを行い、基礎自治体の規模による差を設けることなく大幅な事務・権限の移譲を行うこととする。

移譲すべき事務・権限の具体的内容は、表 2 - 3 「事務事業移譲項目一覧表」(P 20) に示しているとおりである。

〔県の役割の見直しの視点〕

広域事務

市町村合併の進展による基礎自治体の区域の拡大に伴い、広域の概念も変化することを踏まえて県の役割を見直す必要がある。

連絡調整事務

基礎自治体と県との連絡調整に関する事務については、真に必要なものに限って県の役割として継続する。

補完事務

事務の規模又は性質から一般の市町村では処理することが適当でないものとして県が担ってきた役割は、市町村合併の進展に伴い、基礎自治体の規模や能力が向上することを踏まえて、極力縮小すべきである。

(2) 移譲の推進

現行制度上、移譲が可能なものは、原則として計画期間の前半 3 年間に移譲期間を設定する。この場合において、市町村合併の時期についても勘案する。

移譲実施に向けて、市町ごとの移譲具体化プログラムを市町と協議し策定する。

制度改正を必要とするものについては、制度改正後、移譲期間を設定する。

技術的専門性の観点から県実施としているものについても、基礎自治体における技術的専門性の向上等の状況を踏まえて移譲を推進する。

(3) 移譲の方法

法令の事務配分の制度以外に、地域の主体的な判断に基づき地域で独自に事務配分を定めることができる制度として、地方自治法第 2 5 2 条の 1 7 の 2 の定めがある。既に「広島県の事務を市町村が処理する特例

を定める条例」及び「広島県教育委員会の事務を市町村が処理する特例を定める条例」によって、基礎自治体への移譲を行っており、基礎自治体への事務・権限の移譲は、この特例条例による移譲を基本とする。

そのほか、事務や事業の内容により 地方自治法第252条の14に基づく事務委託の方法、私法上の事務委託の方法、個別法に基づく管理権限の移譲を行う方法、施設の管理主体を財産の帰属も含めて移転する方法など、適切な移譲方法を選択する。

なお、基礎自治体で担うべき事務であっても、単独の基礎自治体では、規模や性質の面で実施困難な事務がある。このような場合も、基礎自治体同士の一部事務組合や広域連合、あるいは、県と基礎自治体による広域連合のような共同処理や近隣自治体への委託する方法など、多様な方法を移譲の具体化に当たって検討する。

(4) 移譲に伴う措置

財源措置

移譲する事務事業に必要な費用については、県で実施する場合の経費を基に、適切な財源措置を行う。

〔移譲事務交付金〕

現行の移譲事務交付金制度を見直し、算定の簡素化を図るとともに各基礎自治体にもわかりやすい透明性の高い制度とする。

なお、現行移譲事務交付金制度は、今回の計画期間を通じて新たな制度に一本化する。

【新たな移譲事務交付金の考え方】

- ・ 移譲項目毎に当該移譲に係る人件費と事務費の総額を加えたものを事業費とする。
- ・ 事業費を適切に反映できる係数（例；人口，面積，件数等）を決定し，その係数で除した数字をもって，当該事務にかかる「単位費用」（係数を人口とする場合は住民1人当たりの事業費）とする。

- ・ 当該「単位費用」に各市町村毎の係数を乗じて得た額をもって、当該市町村への交付金とする。
- ・ 地域の実情に応じた交付金の調整を行う。
- ・ 新たに権限移譲を受けるために初年度に必要な経費については、別途算定し、措置する。

〔その他〕

公共事業など上記の算定方法によらない場合は、個別に必要な費用を算出して財源措置を行う。

専門職員の派遣等

権限移譲を円滑に行うため、基礎自治体への専門職員等県職員の派遣や、基礎自治体から県への研修受入れなどを行い、基礎自治体の体制整備を図る。

人材育成機能の強化

「ひろしま自治人材開発機構」を活用し、基礎自治体の人材ニーズを踏まえながら、基礎自治体の職員に対する研修を企画実施する。

4 国と県の役割のあり方

(1) 国の役割の重点化

国は、変動する国際社会や経済情勢に的確に対応していくために、地方行政は地方に委ね、国家の存立に関わる課題に重点的に取り組むべきである。

国の役割は、地方自治法に限定的に掲げられている国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務、全国的な視点に立って行わなければならない施策・事業の実施に限定し、重点化すべきである。

〔国の事務事業の見直しの視点：地方自治法の規定による国の事務より〕

国際社会における国家の存立に関わる事務

外交，防衛，立法，通貨，国籍，税関，出入国管理などについては，県で受託実施可能なものを除き，引き続き国で担うべきである。

全国的に統一して定めることが望ましい基本的な準則に関する事務
地方制度，度量衡，知的所有権，公的年金，公的保険，伝染病予防，薬品規制など，基準は国において定める必要があるが，これらのうち実施は地方でも可能なものも多く，最適な役割分担を検討する必要がある。

全国的規模・視点で行わなければならない施策及び事業
ナショナルミニマムの維持・達成に係る事項や全国的規模・視点からの根幹的社会資本整備等であるが，ナショナルミニマムの水準や国土の根幹的社会資本整備の範囲について，国の役割を限定する方向で役割分担を見直すべきである。

(2) 県の役割

広域自治体として，基礎自治体で担えない事務事業を担うとともに，現在，国の地方支分部局等で行っている地域における事務事業の多くは，必ずしも国で行う必要性のないものとして，国から移管を受けて，地域の特性や住民ニーズに沿った独自の政策により自立的に決定，実施すべきである。

(3) 国から県への事務・権限の移譲

国の役割は，地方自治法に規定される真に国が果たすべきものに重点化し，事務や権限の相当部分を県に移譲すべきである。(一部の事務については，基礎自治体への移譲を検討すべきである。)

国と広域自治体の関係は，第3章で述べる道州制において，大きく見直されることになるが，道州制が導入されるまでの間においても，現行の都道府県が処理する事務に密接に関連するものや時代の変化により，地域において総合的に実施することが効果的なものなど，これまでの事務処理の実績や経験を踏まえ，国から都道府県への事務事業の移譲・移管を進める必要がある。

本県では、例えば、社会資本整備のうち、国道にあっては、約7割（政令市が管轄する部分も含む）、一級河川にあっては、約9割を県などが管理している実績を有することなどから、県内で完結する国道や一級河川の管理権限を県へ移譲すること、また、地域経済の活力が低下する中で、独自の雇用対策と一体的な職業紹介・斡旋などの職業安定業務が推進されるよう、国が行っている職業安定業務の再移管について、すでに国に対して提案を行っている。

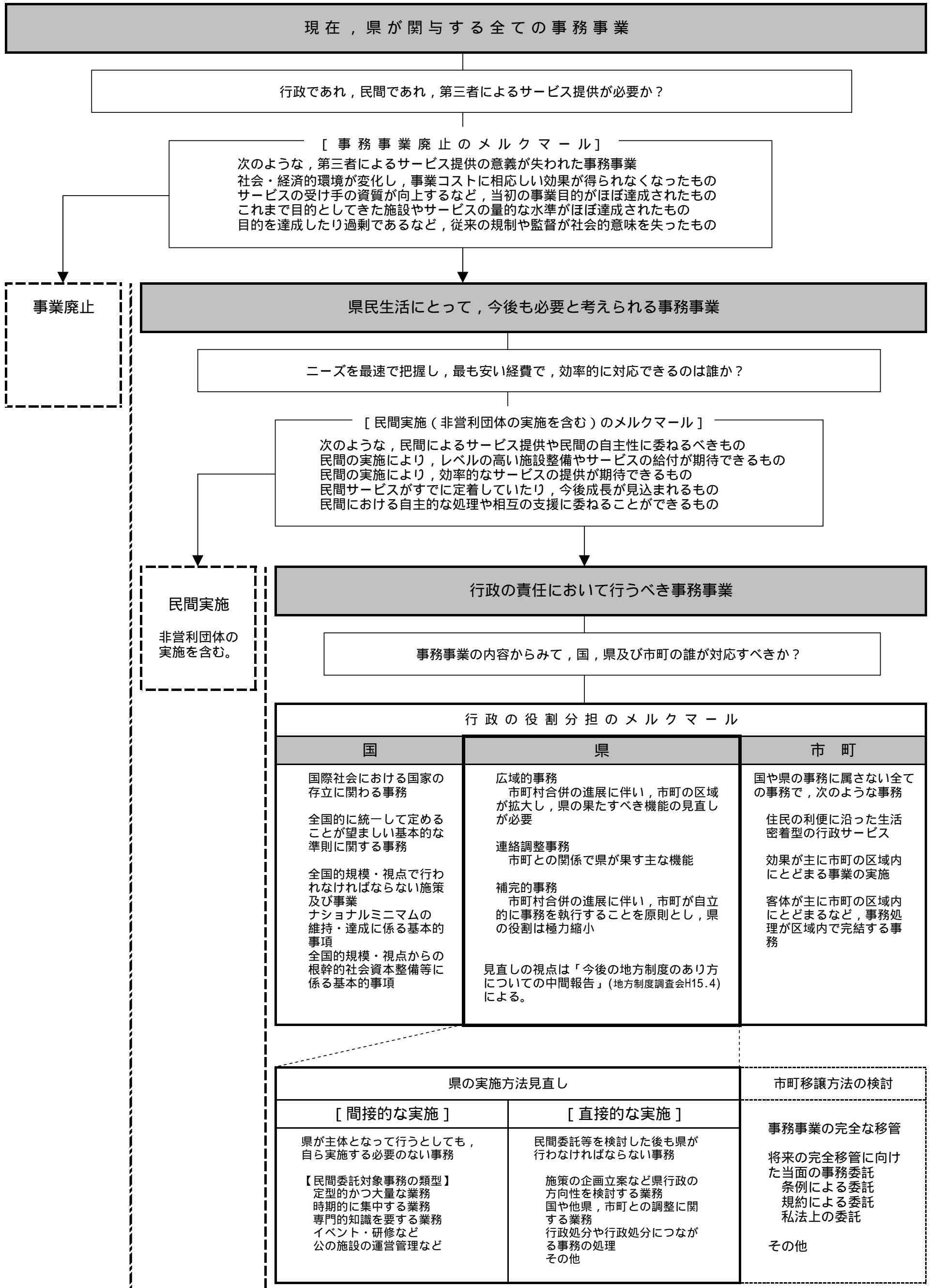
こうした提案に加えて、引き続き、国から県へ移譲・移管すべき事務事業を精査し、道州制導入に向けた国から県への先行的な権限移譲に取り組み、構造改革特区や地域再生計画なども活用しつつ、積極的に国に提案を行う。

【国から県への権限移譲の検討例】

（全国知事会から提案している項目）

- ・コミュニティ放送局開設等に係る権限（総務省関係）
- ・地方労働委員会への規則制定権の付与（厚生労働省関係）
- ・重要流域内の保安林・保安施設地区の指定・解除権限（農林水産省関係）
- ・種畜等の定期検査権限（農林水産省関係）
- ・配合肥料に係る登録権限（農林水産省関係）
- ・県内漁業協同組合の設立認可権限（農林水産省関係）
- ・倉荷証券発行許可権限（農林水産省関係）
- ・JAS法及び農薬取締法に基づく指導監督権限（農林水産省関係）
- ・全県レベルの農業団体連合会の設立認可権限（農林水産省関係）
- ・簡易ガス設置に関する許可権限（経済産業省関係）
- ・鉄道、バス事業に係る免許・許認可権限（国土交通省関係）
- ・地域交通計画の策定権限（国土交通省関係）
- ・一級建築士に係る届出受理権限（国土交通省関係）
- ・国定公園に係る公園計画の決定権限（環境省関係）

事務事業見直し基準について



現行制度等の改正が必要なものは，国へ要望・提案を行う。

国・都道府県・基礎自治体の役割と権限

【現状】 1/2

行政分野	国	道府県	基礎自治体
基本	司法(裁判所, 矯正, 更正施設) 検察 国税徴収 通貨管理 外交, 通商, 関税 国政, 登記(企画, 手続事務) 出入国管理 行政監察 栄典	道府県税徴収 旅券交付	市町村税徴収 戸籍, 住民登録
安全	防衛, 防衛施設管理 国際犯罪, テロ対策 大規模災害 密輸, 密航監視取締 検疫, 税関	警察 広域災害応援 危険物の許認可	消防, 救急
福祉・保険	生活保護・福祉施策の企画 広域法人指導 戦没者遺族等援護の企画 健康保険の企画 政府管掌健康保険(実施) 年金(企画, 実施)	生活保護の実施, 福祉事務所 介護事業者指導 障害者更生相談 児童相談, 児童福祉施設入所 福祉法人, 施設指導等 戦没者遺族等援護(手続)	生活保護実施, 福祉事務所(市) 介護保険事業 高齢者福祉サービス 障害者福祉サービス 保育所運営 老人保健, 国保(財政, 実施)
医療・衛生	保健医療施策の企画 医療従事者資格 広域法人指導等 国立病院運営 医薬品製造許可等 麻薬等薬物(製造等)取締 感染症対策(企画, 危機管理) 難病対策(企画) 食品安全(企画, 危機管理) 水道事業認可(給水5万人超)	地域医療計画策定 地域医療体制整備 医療従事者確保対策 医療法人, 医療機関指導等 公立病院運営 医薬品販売業許可等 麻薬等薬物(流通等)取締 感染症対策(予防・監視) 難病対策(相談, 医療給付等) 地域保健対策(保健所) 食品安全(危機管理, 衛生対策) 生活関係衛生 水道事業認可(給水5万人以下) 広域水道事業(実施)	公立病院運営 水道事業(実施)
教育・文化	公私立大学設置認可 国立大学設置 義務教育(企画) 学校法人指導(大学) 国宝, 重文指定	公立大学(設置, 運営) 義務教育(学級編成, 定数) 義務教育(教職員任命, 給与) 公立高等学校運営 盲・ろう・養護学校運営 学校法人指導(高, 小中・専門)	公立小中学校運営 義務教育(教科書採択等)

国・都道府県・基礎自治体の役割と権限

【現状】 2/2

行政分野	国	道府県	基礎自治体
社会資本整備	高速自動車道(企画,整備) 一般国道(指定区間)整備,管理 一級河川(指定区間外)管理 重要港湾指定 空港管理(主要地方空港) 国土保全(砂防,地すべり等) 保安林指定,管理(重要流域) 都市公園(国営) 土地改良(国営)	一般国道(指定区間外)整備,管理 都道府県道整備,管理 一級河川(指定区間)管理 二級河川管理 港湾管理(特重,重要港湾,地方港湾) 漁港管理(広域,地方) 空港管理(地方空港) 国土保全(砂防,地すべり等) 保安林指定,管理(重要流域外) 都市計画(区域区分) 流域下水道 都市公園 公営住宅整備,管理 建築基準 土地改良	市町村道整備,管理 準用河川管理 港湾管理(重要港湾,地方港湾) 漁港管理(地方) 都市計画(地区計画等) 公共下水道 都市公園 公営住宅整備,管理 建築基準(特定行政庁のみ) 土地改良
交通・通信	運輸施策(交通計画,物流企画) 自動車運送,海運業等許可 自動車登録検査 航空管制 情報通信,放送(企画,監視)	地域交通対策(鉄道,バス) 地域情報基盤整備	地域交通対策(バス)
産業・経済	原子力等エネルギー政策 科学技術開発支援 公正取引(企画,取締) 中小企業対策(企画,助成) 産業政策(企画,助成) 観光振興(旅行業,ホテル登録) 農地保全(転用許可4ha以上) 指定漁業許可	科学技術開発支援(公設研究機関) 商工団体指導 中小企業対策(融資,助成) 中心市街地活性化,商店街振興 地域産業政策 企業立地政策 観光振興事業 農地保全(転用許可) 農林水産業団体指導 農林水産業の基盤整備 漁業許可,漁業権免許	中心市街地活性化,商店街振興 地域産業振興(地場,伝統工芸等)
雇用・労働	雇用施策(企画) 職業安定(職業紹介,雇用保険) 労使紛争調停等(中労委) 労働基準,労働災害(企画・監督)	地域雇用施策 職業能力開発支援 労使紛争調停(地労委)	地域雇用施策
環境	地球温暖化対策(企画) 環境基準(企画) 自然環境保護対策(国設) 国立公園(指定,管理)	産業廃棄物対策 公害防止対策(大気,水質等) 浄化槽 自然環境保護対策 公園事業(実施)	一般廃棄物処理対策 公害防止対策(騒音,振動) 公園事業(実施)
生活一般	消費者保護(企画,規制) NPO認可	消費者保護(相談) 青少年健全育成 NPO認可	消費者保護(相談) 青少年健全育成

国・都道府県・基礎自治体の役割と権限

【県から基礎自治体への事務・権限移譲後】1/2 (国の事務の 印は、都道府県へ移譲すべき事務)

基礎自治体	国	道府県	基礎自治体
基本	司法(裁判所, 矯正, 更正施設) 検察 国税徴収 通貨管理 外交, 通商, 関税 国政, 登記(企画, 手続事務) 出入国管理 行政監察 栄典	道府県税徴収 旅券交付	市町村税徴収 戸籍, 住民登録
安全	防衛, 防衛施設管理 国際犯罪, テロ対策 大規模災害 密輸, 密航監視取締 検疫, 税関	警察 広域災害応援	消防, 救急 危険物の許認可
福祉・保険	生活保護・福祉施策の企画 広域法人指導 戦没者遺族等援護の企画 健康保険の企画 政府管掌健康保険(実施) 年金(企画, 実施)	障害者更生相談 児童相談, 児童福祉施設入所 戦没者遺族等援護(手続)	生活保護実施, 福祉事務所 介護保険事業・業者指導 高齢者福祉サービス 障害者福祉サービス 保育所運営 福祉法人, 施設指導等 老人保健, 国保(財政, 実施)
医療・衛生	保健医療施策の企画 医療従事者資格 広域法人指導等 国立病院運営 医薬品製造許可等 麻薬等薬物(製造等)取締 感染症対策(企画, 危機管理) 難病対策(企画) 食品安全(企画, 危機管理) 水道事業認可(給水5万人超)	地域医療計画策定 地域医療体制整備 医療従事者確保対策 公立病院運営 水道事業認可(給水5万人以下) 広域水道事業(実施)	医療法人, 医療機関指導等 公立病院運営 医薬品販売業許可等 麻薬等薬物(流通等)取締 感染症対策(予防・監視) 難病対策(相談, 医療給付等) 地域保健対策(保健所) 食品安全(危機管理, 衛生対策) 生活関係衛生 水道事業(実施)
教育・文化	公私立大学設置認可 国立大学設置 義務教育(企画) 学校法人指導(大学) 国宝, 重文指定	公立大学(設置, 運営) 義務教育(学級編成, 定数) 義務教育(教職員任命, 給与) 公立高等学校運営 盲・ろう・養護学校運営 学校法人指導(高, 小中・専門)	公立小中学校運営 義務教育(教科書採択等)

国・都道府県・基礎自治体の役割と権限

【県から基礎自治体への事務・権限移譲後】2/2 (国の事務の 印は、都道府県へ移譲すべき事務)

行政分野	国	道府県	基礎自治体
社会資本整備	高速自動車道(企画,整備) 一般国道(指定区間)整備,管理 (県内完結一般国道)	一般国道(指定区間外)整備,管理	
		道府県道(広域)整備,管理	道府県道(地域完結)整備等 市町村道整備,管理
	一級河川(指定区間外)管理	一級河川(指定区間)管理	
		二級河川(広域)管理	二級河川(地域完結)管理
	重要港湾指定	港湾管理(広域利用)	準用河川管理
		漁港管理(広域利用)	港湾管理(地域利用) 漁港管理(地域利用)
	空港管理(主要地方空港)	空港管理(地方空港)	
	国土保全(砂防,地すべり等) 保安林指定,管理(重要流域)	国土保全(砂防,地すべり等)	国土保全(砂防,地すべり等)
		保安林指定,管理(広域)	保安林指定,管理(地域完結)
	都市公園(国営)	都市計画(区域区分)	都市計画(地区計画等)
流域下水道		公共下水道	
都市公園 公営住宅整備,管理		都市公園 公営住宅整備,管理	
土地改良(国営)	土地改良(大規模)	建築基準(特定行政庁のみ) 土地改良(地域完結)	
交通・通信	運輸施策(交通計画,物流企画)	地域交通対策(鉄道,バス)	地域交通対策(バス)
	自動車運送,海運業等許可 自動車登録検査 航空管制		
	情報通信,放送(企画,監視)	地域情報基盤整備	
産業・経済	原子力等エネルギー政策		
	科学技術開発支援	科学技術開発支援(公設研究機関)	
	公正取引(企画,取締)		商工団体指導
	中小企業対策(企画,助成)	中小企業対策(融資,助成) 中心市街地活性化,商店街振興	中心市街地活性化,商店街振興 地域産業振興(地場,伝統工芸等)
	産業政策(企画,助成)	地域産業政策 企業立地政策	
	観光振興(旅行業,ホテル登録) 農地保全(転用許可4ha以上)	観光振興事業	農地保全(転用許可)
指定漁業許可	農林水産業団体指導 農林水産業の基盤整備(大規模) 漁業許可,漁業権免許	農林水産業の基盤整備	
雇用・労働	雇用施策(企画)	地域雇用施策	地域雇用施策
	職業安定(職業紹介,雇用保険) 労使紛争調停等(中労委) 労働基準,労働災害(企画・監督)	職業能力開発支援 労使紛争調停(地労委)	
環境	地球温暖化対策(企画)	産業廃棄物対策	一般廃棄物処理対策
	環境基準(企画)	公害防止対策(大気,水質基準)	公害防止対策(大気,水質,騒音,振動) 浄化槽
	自然環境保護対策(国設) 国立公園(指定,管理)	自然環境保護対策 公園事業(実施)	公園事業(実施)
生活一般	消費者保護(企画,規制)	消費者保護(規制)	消費者保護(相談)
	NPO認可	青少年健全育成 NPO認可	青少年健全育成

〔表 2 - 3〕 事務事業移譲項目一覧表

地域の福祉サービスに関する事務

【事務事業移譲の考え方】

福祉保健行政については、住民の日常生活に最も密接に関係する分野であり、すでに市町が多くの福祉保健サービスを担っている。また、保健・医療・福祉は一体的かつ不可分な行政サービスであり、住民に対する相談窓口の総合化やワンストップサービスの観点からも、市町において事務処理が完結することが望ましく、福祉事務所や保健所の設置等の状況を踏まえながら、全ての市町に対して事務事業の移譲を進めていく。

生活保護や児童福祉など福祉事務所の設置により県から移譲されるものについては、法律上任意である町の福祉事務所設置を進めることにより、移譲を進める。また、その他の福祉に関する事務についても、福祉事務所設置市町へ移譲を進めていく。

福祉事務所の事務としては、生活保護の決定など法令に基づく事務のほかに、地域における行政と民間の協力体制を整備・維持していくための、社会福祉士等の実習の実施や民生委員・児童委員の研修等の事業がある。これらについては、福祉事務所の設置に合わせ、事務事業の移譲を進めていく。

1 福祉サービスの提供に関する事務

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目	移譲事務		根拠法令	備考
No	番号			
1		生活保護の開始・変更・停止・廃止 生活保護の方法の決定	生活保護法	
2	(1)	児童扶養手当の認定・支給	児童扶養手当法	「児童扶養手当」は、父と生計を同じくしていない児童について支給。
	(2)	特別児童扶養手当の認定・支給 障害児福祉手当，特別障害者手当，経過的福祉手当の認定・支給	特別児童扶養手当法	「特別児童扶養手当」及び「障害児福祉手当」は、精神又は身体に障害を有する児童について支給。 「特別障害者手当」は、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に支給。
	(3)	助産施設（ ）における妊産婦の助産の実施 母子生活支援施設（ ）における保護 児童居宅生活支援事業等の届出受付・指導監督 指定居宅支援事業者の指定，変更・廃止等届出受付， 指定取消（支援費制度） 指定居宅支援事業者等への報告命令，出頭要求，質問，物件検査等の指導監督（支援費制度）	児童福祉法	保健上必要があるにもかかわらず経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて助産を受けさせる施設 配偶者のない女子等及びその者の監護する児童を入所させてこれらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設
	(4)	家庭児童相談室の相談指導業務	家庭児童相談室設置運営要綱（国要綱）	国要綱により福祉事務所必置

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
3	障害者福祉に関する事務	(1)	知的障害者相談員の設置 指定居宅支援事業者の指定、変更・廃止等届出受付、指定取消（支援費制度） 指定居宅支援事業者等への報告命令、出頭要求、質問、物件検査等の指導監督（支援費制度） 知的障害者居宅生活支援事業等の開始・変更・廃止等届出受付、事業の制限・停止命令 知的障害者居宅生活支援事業者への報告要求、質問、立入検査	知的障害者福祉法	
		(2)	身体障害者相談員の設置 身体障害者手帳の交付申請受付、交付（ ）等 指定居宅支援事業者の指定、変更・廃止等届出受付、指定取消（支援費制度） 指定居宅支援事業者等への報告命令、出頭要求、質問、物件検査等の指導監督（支援費制度） 身体障害者居宅生活支援事業等の開始・変更・廃止等届出受付、事業の制限・停止命令 身体障害者居宅生活支援事業者への報告要求、質問、立入検査	身体障害者福祉法	社会福祉審議会の設置要件改正等までの間、事務処理要領に定める医師等の判断が必要な認定については、県社会福祉審議会へ諮問
		(3)	心身障害者扶養共済制度（ ）に関する申請書・請求書等の受理及び県への送付 心身障害者扶養共済制度に関する加入証書・決定通知書等の申請者への送付	広島県心身障害者扶養共済制度条例	保護者が死亡し、又は重度障害となった後の心身障害者に年金を支給する制度
4	母子寡婦福祉に関する事務		母子家庭および寡婦（ ）の相談指導、母子自立支援委員の委嘱 母子・寡婦福祉資金の貸付償還（ ）	母子寡婦福祉法	「寡婦」とは、配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者 市町への債権譲渡等にあたり国との調整が必要。
5	原爆被爆者の援護に関する事務		心身の健康、居宅における日常生活等の被爆者援護に関する相談 被爆者の健康診断及びその結果必要があるときの指導	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	
6	家庭内暴力の防止に関する事務		家庭内暴力の被害者に対する相談等の自立支援措置	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	(16年度法改正により福祉事務所の法定事務とされる。)
7	青少年の育成に関する事務		図書類・がん具刃物類の販売・貸付けのための自動販売機・自動貸出機の設置届の受付、立入検査等	広島県青少年健全育成条例	立入検査については、県が訓令に基づき市町職員を委嘱。

2 福祉体制の整備等に関する事務

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
8	統計等に関する事務		国民生活基礎調査（所得票 ）の実施	国民生活基礎調査規則	所得の種類別金額等に関する抽出調査

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
9	民間協力・人材育成に関する事務	(1)	社会福祉士等の実習 (法令等の規定によるもの：社会福祉士・社会福祉主事・訪問介護員)	社会福祉士 介護福祉士 学校職業能力開発校等 養成施設指定規則 社会福祉主事養成機関等 指定規則 介護保険法 施行令，訪問介護員に関する省令	
		(2)	民生委員・児童委員の指揮監督，研修，報償費支払	民生委員法 児童福祉法	
10	福祉事業等に関する事務	(1)	第二種社会福祉事業（精神保健福祉法関係施設を除く。）のみを行う社会福祉法人の定款の認可・変更認可，解散・合併の認可等，報告徴収，業務停止・解散命令等 第二種社会福祉事業（同上）の開始届出受付，報告徴収，検査，経営者の許可取消等，寄付金募集の許可	社会福祉法	
		(2)	社会福祉法人の設置する保護施設の設置認可，名称等の変更認可，休止・廃止時期の認可，報告徴収，事業停止・認可取消等 当該社会福祉法人の設立認可，報告徴収，事業停止・解散命令等	生活保護法 社会福祉法	
		(3)	介護保険事業者指定等 (指定居宅サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・指定介護療養型医療施設の指定等，介護老人保健施設の開設許可) 介護保険事業者の指導監督等 (帳簿書類の提示，報告要求)	介護保険法	
		(4)	老人居宅生活支援事業の届出受付等 老人デイサービスセンター・老人短期入所施設・老人介護支援センターの設置届出受付等 老人居宅生活支援事業等の指導監督（報告要求，立入検査，改善命令等） 養護老人ホーム・特別養護老人ホームの設置認可・変更届出受付等，入所定員の減少時期・増加の認可，報告徴収・立入検査 当該社会福祉法人の設立認可，報告徴収，業務停止・解散命令等	老人福祉法 社会福祉法	
		(5)	社会福祉法人の設置する助産施設・保育所の設置・廃止等の認可，改善命令，事業停止命令，立入検査等 社会福祉法人の設置する母子生活支援施設の改善命令，事業停止命令，立入検査等 無認可保育所の事業開始届出等の受付，運営状況の報告受領及び公表等	児童福祉法	

地域の保健サービスに関する事務

【事務事業移譲の考え方】

医師からの感染症患者発見の通報受理などの事務については、法令により保健所長の権限と規定されている。現行法により保健所の設置は県及び特定の市（広島市・福山市・呉市）のみに限られているため、これらの保健所長事務及びその関連事務については、設置要件緩和等までの間、県及び保健所設置市の保健所で実施する。

なお、このうち保健所設置市に未移譲の事務については、移譲を行う。

保健所設置市以外の多くの市町は、公立病院の運営や市町村保健センターでの事務などを通じ、保健所経営に要する人材や組織力などをすでに備えていると考えられることから、設置要件の緩和、広域連合や一部事務組合による共同設置、及び他の保健所設置市への委託などの制度上の問題について、国への具体的な提案・協議を行っていく。

クリーニング所の指導監督や未熟児の家庭訪問指導など、保健所に準じた機能を要する事務については、保健所未設置の市町においても実施可能であり、地域の福祉サービスに関する事務と同様に全ての市町に移譲を行う。

ただし、医師・看護師の免許申請など医療等従事者の免許等に関する事務については、広域的に営まれる事業活動への規制であることから市町の経由事務とする。

1 1 既保健所設置市及び今後保健所を設置する市町に移譲する事務

既保健所設置市へ移譲
その他の市町に対しては、保健所設置要件緩和後の保健所設置をまって移譲

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
11	感染予防に関する事務	(1)	健康診断・予防接種実施者からの通報・報告の受付	結核予防法	
		(2)	感染症指定医療機関に対する報告要求、診療録等の帳簿検査、診療報酬支払の差し止め等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	
12	精神保健（医療）に関する事務	(1)	指定医の診察、通報受理、精神鑑定等 ・指定医の診察・保護の申請受付 ・警察官・検察官・保護観察所長・矯正施設長からの通報受付 ・精神病院立入検査（実地指導）等に関すること ・精神病院管理者への報告要求、帳簿書類提出要求、立入検査、質問、立入診察 ・精神病院管理者への処遇改善計画の提出要求、変更命令、処遇改善命令	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	
		(2)	指定医による診察、精神鑑定等 ・指定医による診察 ・鑑定時の立会・入院時同行等 ・精神障害者福祉手帳の交付等 ・精神障害者の入院措置等に関すること ・入院措置、緊急入院措置、移送 ・入院等費用負担申請受付、徴収 ・医療保護入院時の管理者の届出受付 ・病院管理者の本人同意なしでの入院措置の届出 ・精神障害者の退院措置等に関すること ・病院管理者の意見による退院措置 ・退院申出時の病院管理者からの届出受付 ・病院管理者からの退院申出等受付 ・医療保護入院者の退院の届出受付 ・入院者の定期報告受領 ・保護者等からの退院請求受付 ・精神医療審査会への退院審査請求 ・退院・退院措置命令 ・仮退院許可	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神医療審査会等の設置要件（ ）緩和等、制度改正の動向を踏まえ再整理 精神医療審査会（入院継続の要否等の審査機関）及び精神保健福祉センター（審査会の事務等の実施機関）は、法により、県及び指定都市のみ設置できる。

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
13	母子保健に関する事務		結核にかかっている児童に対する学習及び療養生活に必要な物品の支給決定等	児童福祉法	
14	薬事に関する事務	(1)	薬局開設の許可 医薬品等製造業(薬局医薬品製造()に限る)・一般販売業(卸売に限る)・薬種商販売業の許可 医薬品等製造業(薬局医薬品製造に限る)の品目毎の承認等	薬事法	薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて製造する医薬品の製造
		(2)	毒劇物の製造業(輸入)業の登録(製剤製造業者等()に限る) 毒劇物の製造業・輸入業の業務上取扱者・特定毒物等取扱者・毒物劇物取扱責任者の届出受付等	毒物及び劇物取締法	製剤の製造(製剤の小分けを含む。)若しくは原体の小分けのみを行う製造業者又は製剤の輸入のみを行う輸入業者
		(3)	覚せい剤の施用機関・研究者の指定・定期報告受領 覚せい剤の喪失等の届出受付 覚せい剤原料取扱者・研究者の指定等	覚せい剤取締法	
		(4)	けし栽培の許可, 滅失・盗難・紛失時等の届出受付, 譲渡・譲受の届出受付(国への経由)等	あへん法	
		(5)	大麻の輸出入許可申請(国への経由) 大麻取扱者の免許交付・定期報告受領 大麻の栽培地外への持出許可等	大麻取締法	
		(6)	麻薬廃棄の届出受付, 麻薬小売業者・麻薬管理者・麻薬研究者の定期報告受領 麻薬取扱者の免許交付等 向精神薬試験研究施設設置の登録受付 向精神薬取扱責任者の設置届出受付 麻薬等原料輸入業者等の届出受付 向精神薬取扱者の登録, 免許交付等	麻薬及び向精神薬取締法	
15	難病に関する事務		特定疾患・小児特定疾患の治療研究事業	特定疾患治療研究事業実施要綱 小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱	小児特定疾患については, 児童福祉法改正により保健所長業務と位置付ける旨国において検討中。
16	医業等に関する事務	(1)	二次医療圏()毎の連絡調整会議の開催・運営等 ・緩和ケア連絡協議会 ・地域保健対策協議会保健医療計画専門部会 ・救急・へき地医療対策専門部会 ・圏域地域保健対策協議会 ・圏域地对協保健専門部会 ・がん検診精度管理推進事業における地域検討委員会 健康ひろしま21(広島県保健計画)の推進	医療法	主に病院の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域。現在は「広島県保健医療計画」において7区域を設定。
		(2)	病院に医師を宿直させないこと, 専属薬剤師を置かないことの許可 病院の人員増員命令, 管理者変更命令 病院に対する緊急必要時の行政処分, 弁明機会付与 医療法人の設立認可, 報告要求, 立入検査	医療法	

1 2 今後保健所を設置する市町に移譲する事務

既保健所設置市が現在既に実施中の事務。保健所未設置の市町に対し、設置要件緩和後の保健所設置をまって移譲

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
17	統計等に関する事務	(1)	国民生活基礎調査(世帯票)の実施	国民生活基礎調査規則	世帯毎の居住室数・乳幼児の保育状況等に関する抽出調査
		(2)	人口動態統計の受領・審査・保存等	人口動態調査令	
		(3)	医師・歯科医師・薬剤師の定例届出の受理及び県への送付(国への経由)	医師法 歯科医師法 薬剤師法 医師・歯科医師・薬剤師調査記入要領及び審査要領	
18	民間協力・人材育成に関する事務	(1)	精神保健福祉士等の実習 (法令等の規定によるもの:訪問介護員・精神保健福祉士) (その他:管理栄養士・栄養士・保健師)	介護保険法施行令,訪問介護員に関する省令 精神保健福祉士法,同施行規則 管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習要領 看護婦等養成所の運営に関する指導要領	
		(2)	歯科保健関係者の研修等 (市町村実施の母子歯科保健事業・老人歯科保健事業等に関する技術的助言等の援助,事業所・学校等における歯科保健事業への助言指導等) 歯科保健業務事業に関する事務 (歯の健康づくりの普及啓発(8020運動等),障害者等に対する訪問等歯科保健対策)	都道府県及び市町村における歯科保健業務指針	
19	感染予防に関する事務	(1)	HIV()に関する電話窓口,検査受付,検査前の問診,検査(採血),検査後の告知,指導等	平3.2.4厚生省健康政策局計画課長通知「保健所におけるHIV抗体検査の実施について」	ヒト免疫不全ウイルス(エイズの原因ウイルス)
		(2)	HTLV-1()に関する相談指導	平11.3.30厚生省医薬安全局血液担当課長通知「HTLV-1抗体陽性献血者に対する結果通知及び相談事業」	ヒトT細胞白血病ウイルス1型(成人T細胞白血病の原因ウイルス)
		(3)	結核発生動向の調査等 ・医師からの通報受理及び県への報告,登録票整備 ・患者診断届出時等の入力システムの運用 ・立入検査・調査 結核の感染防止に関すること ・定期外の健康診断・精密検査の実施等 ・家屋消毒,患者隔離等の措置命令,実施等 結核の予防接種(定期外)等に関すること 結核患者の医療に関すること ・従業禁止,入所禁止等 ・費用負担,移送費用の認定等 結核保健指導に関すること ・家庭訪問指導 結核診査協議会()の設置・開催	結核予防法	従業禁止,入所命令及び医療費負担に関する審議を行う協議会
		(4)	感染症発生動向の調査等に関すること ・医師・獣医師からの通報受理及び県への報告 ・患者診断届出時等の入力システムの運用 ・感染症情報の調査・分析・公表 感染症の感染防止に関すること ・健康診断の勧告・実施等 ・病原体汚染場所の消毒等の命令・実施等 感染症患者の医療に関すること ・入院勧告,入院措置,移送 ・就業制限対象でない旨の確認要求受付 ・退院要求受理,退院措置 感染症診査協議会()の設置・開催	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	入院勧告,入院措置期間延長に関する審議を行う協議会
		(5)	狂犬病予防法に関すること ・期間・区域を定めての一斉検診実施 ・臨時の予防注射の実施 ・交通遮断・制限等	狂犬病予防法	

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
20	精神保健（医療）に関する事務	(1)	<ul style="list-style-type: none"> 指定医の診察、通報受理、精神鑑定等 ・指定医の診察・保護の申請受理及び県への送付 ・警察官からの通報受理及び県への報告 精神保健福祉に関する訪問相談指導 ・指定医による精神障害者等との相談・指導 ・医療施設の紹介 ・精神保健福祉相談員の設置 	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	
		(2)	<ul style="list-style-type: none"> 病院管理者の意見による退院措置 ・退院申出時の病院管理者からの届出受領及び県への報告 ・病院管理者からの退院申出等受領及び県への報告 ・医療保護入院者の退院の届出受領及び県への報告 ・入院者の定期報告受領及び県への送付 	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	
21	母子保健に関する事務	(1)	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害児・長期療養児の療育指導等（診査、相談、療育指導、医療給付決定、障害がない場合の県知事への報告）（結核に関するものを除く） 	児童福祉法	
		(2)	<ul style="list-style-type: none"> 長期療養児の疾病状態・療育状況の把握、及びその状況に応じた相談指導 	長期療養児療育相談指導事業実施要綱	
22	食品衛生に関する事務	(1)	<ul style="list-style-type: none"> 食中毒患者等を診断した場合等の医師からの届出受付 食中毒患者等の発生を認めるときの県知事への報告、調査 調査結果の県知事への報告 原因調査上必要がある場合の死体解剖 食品衛生推進員の設置（任意） 食品衛生法に基づく営業者の監視・指導 食品衛生関係許認可・各届出受付 ・乳製品製造業等の食品衛生管理者の届出等 ・飲食店の営業許可等 ・加工水産物販売業等の認定等 	食品衛生法 食品衛生に関する条例	
		(2)	<ul style="list-style-type: none"> 給食施設設置者の届出受付、給食施設の指導 国民健康・栄養調査の執行 調査世帯の指定 国民健康・栄養調査員の設置（任意） 栄養相談等（栄養士等研修、食生活改善推進員リーダー等ボランティア育成支援等含む） 特別用途表示の許可申請受理及び県への送付 特別用途食品の検査・収去等 	健康増進法 地域における行政栄養士業務の基本指針	
		(3)	<ul style="list-style-type: none"> かきの処理をする作業場の設置許可 整備改善等の措置命令、立入検査等 	かきの処理をする作業場に関する条例	

移譲項目	移譲事務		根拠法令	備考	
No	番号				
23	試験検査に関する事務	食品, 医薬品等に係る行政処分等のための試験検査(収去した食品等の理化学的検査等) (県実施のその他の事務) ・医薬品, 毒物等の検査 ・食中毒の微生物学的検査 ・食品成分規格等の微生物学的検査 ・感染症の病原微生物学的検査 ・水質汚濁等の理化学的・微生物学的検査	(食品衛生法, 感染症予防法等の施行上必要な機能)		
24	薬事に関する事務	(1)	一般販売業(卸売を除く)・特例販売業の許可	薬事法	
		(2)	毒劇物の販売業の登録 毒劇物の販売業の毒物劇物取扱責任者の届出受付等	毒物及び劇物取締法	
25	難病に関する事務	特定疾患, 小児特定疾患に係る相談事業・家庭訪問指導事業	難病相談事業実施要領	小特は, 児童福祉法改正により保健所長業務と位置付ける旨国において検討中。	
26	医業等に関する事務	(1)	病院の엑스線装置設置の届出等受付 病院の立入検査, 物件提出命令 病院の構造設備検査, 使用許可証発行	医療法	
		(2)	柔道整復師に対する指示 柔道整復の施術所の開設届出受付等, 立入検査, 監督処分	柔道整復師法	
		(3)	衛生検査所の開設登録受付, 登録証明書交付 衛生検査所に検体検査用放射性同位元素を備える場合等の届出受付 衛生検査所への立入検査, 設備・組織変更指示, 登録取消, 業務停止命令	臨床検査技師, 衛生検査技師等に関する法律	
		(4)	あん摩マッサージ指圧師, はり師, きゅう師への指示, 医師団体の意見聴取 あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅうの施術所の開設届出受付等	あん摩マッサージ指圧師, はり師, きゅう師等に関する法律	
		(5)	死体解剖・死体保存の許可等	死体解剖保存法	

2 保健所の設置に関わらず移譲する事務

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
27	精神保健（社会的自立）に関する事務	(1)	精神障害者居宅生活支援事業の実施の届出受付、立入検査等 精神障害者の社会復帰施設の設置届出受付等	精神保健福祉法	
		(2)	社会適応訓練委託事業の実施	広島県精神障害者社会適応訓練委託事業実施要綱	
28	母子保健に関する事務	(1)	未熟児の訪問指導に関すること 低体重児の届出受付	母子保健法	
		(2)	養育医療の給付決定、費用の徴収額決定	母子保健法	所要の専門的人材・組織体制が準備でき、かつ保健所との情報連携を確保できる市町に移譲。（以下 の行について同じ）
		(3)	児童虐待のリスクの高い乳幼児を持つ家庭への訪問指導等	ハイリスク児童家庭訪問指導事業実施要領	養育医療と同様
29	生活衛生に関する事務	(1)	旅館業の営業許可、立入検査等	旅館業法	養育医療と同様
		(2)	公衆浴場の営業許可、条件附与、立入検査等	公衆浴場法	養育医療と同様
		(3)	興行場（ ）の営業許可、営業停止命令等	興行場法	映画・演劇・音楽・スポーツ・演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設 養育医療と同様
		(4)	理容所の業務停止命令、開設の届出受付、立入検査等	理容師法	
		(5)	美容所の業務停止命令、開設の届出受付、立入検査等	美容師法	
		(6)	クリーニング所の開設届出受付、構造設備の検査・確認、立入検査等	クリーニング業法	
		(7)	特定建築物（ ）の届出受付・立入検査 建築物衛生確保に関する事業（ ）の登録・立入検査	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	養育医療と同様 興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模（店舗の場合、供用面積3,000㎡以上）を有する建築物 建築物における清掃・空気環境測定・空調用ダクト清掃・飲料水水質検査・飲料水用貯水槽清掃・排水管清掃・ねずみ等動物防除等を行う事業

移譲項目		移譲事務	根拠法令	備考	
No		番号			
		(8)	温泉を公共の浴用・飲用に供する許可 温泉成分等の掲示内容の届出受付 温泉への立入検査等	温泉法	養育医療と同様
		(9)	有害物質を含有する家庭用品の製造・輸入・販売事業者に対する措置命令・立入検査	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	
		(10)	専用水道・簡易専用水道の改善指示、給水停止命令・立入検査等	水道法	
		(11)	墓地等の経営許可、立入検査、報告要求等	墓地、埋葬等に関する法律	
30	医療等従事者に関する事務	(1)	医師の免許申請等の受理及び県への送付(国への経由) 医師の免許証等の申請者への送付(国からの経由)	医師法	
		(2)	歯科医師の免許申請等の受理及び県への送付(国への経由) 歯科医師の免許証等の申請者への送付(国からの経由)	歯科医師法	
		(3)	薬剤師の免許申請等の受理及び県への送付(国への経由) 薬剤師の免許証等の申請者への送付(国からの経由)	薬剤師法	
		(4)	歯科衛生士の定例届出受付	歯科衛生士法	
		(5)	歯科技工士の免許申請等の受理及び県への送付(国への経由) 歯科技工士の免許証等の申請者への送付(国からの経由) 歯科技工士の定例届出受付	歯科技工士法	
		(6)	診療放射線技師の免許申請等の受理及び県への送付(国への経由) 診療放射線技師の免許証等の申請者への送付(国からの経由)	診療放射線技師法	
		(7)	理学療法士・作業療法士の免許申請等の受理及び県への送付(国への経由) 理学療法士・作業療法士の免許証等の申請者への送付(国からの経由)	理学療法士及び作業療法士法	
		(8)	視能訓練士の免許申請等の受理及び県への送付(国への経由) 視能訓練士の免許証等の申請者への送付(国からの経由)	視能訓練士法	

移譲項目	移譲事務	根拠法令	備考
No	番号		
	(9)	保健師・助産師・看護師の免許申請等の受理及び県への送付(国への経由) 保健師・助産師・看護師の免許証等の申請者への送付(国からの経由) 准看護師の免許申請等の受理及び県への送付 准看護師の免許証等の申請者への送付 保健師・助産師・看護師・准看護師の定期届出の受理及び県への送付	保健師助産師看護師法
	(10)	栄養士の免許申請等の受理及び県への送付 栄養士の免許証等の申請者への送付 管理栄養士の免許申請等の受理及び県への送付(国への経由) 管理栄養士の免許証等の申請者への送付(国からの経由)	栄養士法
	(11)	調理師の免許申請等の受理及び県への送付 調理師の免許証等の申請者への送付	調理師法
	(12)	製菓衛生師の免許申請等の受理及び県への送付 製菓衛生師の免許証等の申請者への送付	製菓衛生師法
	(13)	臨床検査技師，衛生検査技師の免許申請等の受理及び県への送付(国への経由) 臨床検査技師，衛生検査技師の免許証等の申請者への送付(国からの経由)	臨床検査技師，衛生検査技師等に関する法律

事業活動の規制に関する事務

1 事業活動の許可等に関する事務

【事務事業移譲の考え方】

事業活動の許可等に関する事務については、広域的に営まれる事業活動に対する規制は県が行い、規制の効果や目的が市町の区域内で完結するものについては、市町で事務処理が完結するよう、本庁・地方機関を通じた県の事務権限全てを移譲していく。

広域的に営まれる事業活動への規制としては、建設業許可や宅建業免許等に関する事務がある。効果や目的が市町の区域内で完結するものとして、採石や砂利の採取計画認可や火薬類・高圧ガスの製造・販売等に関する許認可等があり、これらの事務については市町の規模・能力等を勘案しながら、計画期間を通じて事務事業の移譲を進めていく。

商工会議所や商工会の活動に対する許認可等の事務等は、地域における商工業の振興に関するものであり、市町が地域において一元的に商工施策を実施できるよう、市町の規模・能力等を勘案しながら、計画期間を通じて事務事業の移譲を進めていく。

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
31	採石業に関する事務		採取計画の認可, 変更認可, 変更届受理, 条件設定, 変更命令, 休止・廃止届受理, 認可取消し, 停止命令, 聴聞等 災害防止緊急措置命令, 廃止者災害防止命令, 指導・助言, 報告徴収, 立入検査等	採石法	
32	砂利採取業に関する事務		採取計画の認可, 変更認可, 変更届受理, 条件設定, 変更命令, 廃止届受理, 認可取消し, 停止命令, 聴聞等 災害防止緊急措置命令, 報告徴収, 立入検査, 指導・助言等	砂利採取法	河川管理者に係るものを除く。
33	危険物取扱に関する事務	(1)	火薬類販売営業の許可 火薬庫設置許可等 火薬類譲受・譲渡等の許可 火薬類輸入の許可 火薬類消費の許可 火薬類廃棄の許可 危害予防規程等に関する認可等 ・危害予防規程の認可 ・保安責任者等の選任届受付 ・立入検査・質問・収去等	火薬類取締法	市町の広域消防体制の整備に合わせ、危険物取扱行政を総合的に実施できるよう、県が有する権限を移譲。
		(2)	高圧ガスの製造, 貯蔵所の許可・届出受付(コピート事業所にかかる事務を除く。以下同じ。) 高圧ガスの製造, 貯蔵所の完成検査 高圧ガスの販売届出受付 高圧ガスの輸入検査 高圧ガスの消費者届出受付 高圧ガスの危害予防規程・保安組織等の保安事務 ・危害予防規程の届出受付 ・保安統括者等の選任届受付 高圧ガス製造の保安検査 高圧ガス製造等の許可取消し, 停止命令 高圧ガス施設等への緊急措置 ・災害発生防止等のための施設使用停止命令等 高圧ガス関係者の指導監督等	高圧ガス保安法	

移譲項目	移譲事務		根拠法令	備考
No	番号			
34 商工業に関する事務	(1)	商工会議所法に基づく負担金賦課の許可、定款変更の許可、収支決算書等の受理、検査等	商工会議所法	
	(2)	商工会法に基づく設立の認可、定款変更の認可、総会招集の承認、検査等	商工会法	
	(3)	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設届の受理、届出事項の変更届の受理、地位承継届の受理、報告徴収等	大規模小売店舗立地法	
	(4)	工場立地法に基づく特定工場の新設届の受理、届出事項の変更届の受理、地位承継届の受理等	工場立地法	

2 農産物の生産・流通に関する規制

【事務事業移譲の考え方】

市町が地域における食の安全・安心や環境の保全、さらには地域特産品づくりなどの産業振興を図っていくうえで、JAS法に基づく品質表示の指導監督や農薬等の販売・使用の規制を自ら実施できることが必要である。このことから、市町の区域内で活動する事業者等への規制は、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて事務事業の移譲を進め、県は、広域的に販売活動を営む者や家畜取引・地方卸売市場における取引等の規制など、広域的に処理する必要のある事務を実施していく。

なお、広域的な産業振興の視点から県が独自に条例で実施してきた「かんきつ規格検査」「畳表の検査」「みつばちの県内転飼許可」や、卸売市場のうち法律が条例に規制するか否かを委ねたものに対する条例による規制など、県独自の規制監督事務については、すでに規制の目的を達成していることなどから、条例を廃止し、今後は民間の自主的な処理に委ねていく。

- ・廃止する条例 ~ 広島県みつばち転飼条例、広島県農産物検査条例、広島県かんきつ規格条例
- ・県独自の規制を規定した部分を削除する条例 ~ 広島県卸売市場条例

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目	移譲事務		根拠法令	備考
No	番号			
35 JAS法に関すること		農林物資の品質表示に係る製造・販売業者に対する表示遵守指示、立入検査、報告聴取、違反事案等の申出受付、申出事項調査等	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	<p>1 移譲事務の範囲 広域販売業者（営業活動圏が基礎自治体の区域で完結しない製造・販売業者）の違反事案などに係る立入検査等については、県で実施。</p> <p>2 移譲に当たっての留意事項 ・規制客体が重複する食品衛生法所管機関（保健所等）との連携確保が必要。 ・違反事案に対する指示・公表の基準が基礎自治体で差があると公平性が保たれないため、関係機関（基礎自治体と県、農政事務所）で構成する連絡会議において指示・公表基準の検討が必要。</p>

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
36	農薬取締法に関する事		農薬販売業の届出受理 農薬販売者、使用者に対する報告命令、立入検査、国への報告、農薬販売禁止措置等	農薬取締法	<p>移譲にあたっての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残留農薬が検出された場合などにおける危機管理について、関係機関（保健所部門等）と連携体制を構築する必要がある。 ・農薬に関する専門知識等が必要である。 ・違反事案に対する指導・監督の基準が基礎自治体で差があると公平性が保たれないため、基礎自治体との連絡会議において対応基準を検討する必要がある。
37	肥料取締法に関する事		肥料販売業者の販売業務届出受理 肥料販売業者からの報告徴収、立入検査、譲渡等禁止処分等	肥料取締法	<ol style="list-style-type: none"> 1 移譲事務の範囲 生産業者、輸入業者に関する指導・監督権限は、県に留保する。 2 移譲にあたっての留意事項 ・肥料に関する専門知識等が必要である。
38	養蜂転飼に関する事		養蜂業の届出受理 他県からの転飼許可	養ほう振興法	
39	畜産環境保全（排泄物適正管理処理）に関する事		家畜排泄物の適正管理・処理に係る畜産業者に対する指導助言、勧告、措置命令、報告徴収、立入検査 家畜排泄物処理高度化施設整備計画の認定、計画変更認定、認定取消、報告徴収	家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	<ol style="list-style-type: none"> 1 移譲事務の範囲 都道府県家畜排泄物利用促進計画策定事務は県に留保する。 2 移譲にあたっての留意事項 指導・立入検査業務には、堆肥処理技術等に関する知識が必要である。

環境の保全に関する事務

1 環境保全に関する事務

【事務事業移譲の考え方】

ばい煙や汚水等の公害発生防止や廃棄物処理に関する規制監督事務については、広域にわたる行政分野として、現在、県が多くの役割を担っているが、個別の事務には、ばい煙発生施設や汚水関係特定施設に関する規制など、地域内で完結し、市町で実施した方が効果的・効率的なものが多く、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて移譲を進めていく。

公害防止に関する事務は、汚水等の発生施設に対する設置許可等の事務であり、市町の区域内に設置される施設・設備に対する規制であることから、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて移譲を進めていく。

具体には、特例市については、すでに一部の法定移譲事務の処理を行っており、専門分野の職員も存することから、事務処理が市で完結するよう権限移譲を進めていく。一般市や町については、事務処理の経験が無いことから、当面、許認可は県で行い、市町へは届出受理や県への送付等の事務事業の移譲を進め、今後の実績等を踏まえて許認可権限の移譲を検討していく。

産業廃棄物は市町の区域を越えて運搬・処分されることから、排出・運搬・処分の一連の活動を県が規制監督していく。同時に、市町が区域内の処理場の監視や臨機の対応を行えるよう、処理業者等への立入検査権限の移譲を行っていく（県、市町とも立入検査を行えるよう整理）。

一般廃棄物の処理は、市町の区域内における処理が原則であり、処理計画の策定や処理業者に対する許可・指導監督は現行法制度上、市町の権限である。これらの事務と合わせて、市町による一元的な対応が可能となるよう、県から、施設の設置許可・指導監督権限を移譲していく。

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考	
No		番号				
40	公害防止に関する事務	(1)	【特例市】(工場のみ) ばい煙・粉じん発生施設の設置届出受付 事故時の状況報告の受付 報告徴収, 立入検査, 改善命令等	大気汚染防止法	指定都市・中核市・呉市(呉市は工場を除く)へ法定移譲済	
			【一般市・町】 ばい煙・粉じん発生施設の設置届出の受理及び県への送付 事故時の状況報告の受理及び県への送付			
			【一般市・町】(経由事務の実績等を踏まえ移譲) ばい煙・粉じん発生施設の設置届出受付 事故時の状況報告の受付 報告徴収, 立入検査, 改善命令等			
		(2)	【特例市】 特定施設の設置届出受付 事故時の状況報告の受付 報告徴収, 立入検査, 改善命令	ダイオキシン類 対策特別措置法		政令市・中核市へ法定移譲済
			【一般市・町】 特定施設の設置届出の受理及び県への送付 事故時の状況報告の受理及び県への送付			
			【一般市・町】(経由事務の実績等を踏まえ移譲) 特定施設の設置届出受付 事故時の状況報告の受付 報告徴収, 立入検査, 改善命令			

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
		(3)	【一般市・町】 特定施設の設置届出の受理及び県への送付 事故時の状況報告の受理及び県への送付	水質汚濁防止法	指定都市・中核市・特例市へ法定移譲済
			【一般市・町】（経由事務の実績等を踏まえ移譲） 特定施設の設置届出の 事故時の状況報告の受付		
		(4)	【特例市】 特定施設設置の許可 許可違反に対する措置命令	瀬戸内海環境保全特別措置法	指定都市・中核市へ法定移譲済
			【一般市・町】 特定施設設置の許可申請の受理及び県への送付 許可違反に対する措置命令の違反者への送付		
			【一般市・町】（経由事務の実績等を踏まえ移譲） 特定施設設置の許可 許可違反に対する措置命令		
		(5)	【特例市】（工場のみ） ばい煙・粉じん関係特定施設設置の届出等受付 事故時の報告の受付 関係特定施設に係る報告徴収、立入検査、改善命令等	広島県生活環境保全等に関する条例	広島市・福山市・呉市（呉市は一部、工場を除く）へ移譲済
			【一般市・町】 ばい煙・粉じん・汚水等関係特定施設設置の届出等の 受理及び県への送付 事故時の報告の受理及び県への送付		
【一般市・町】（経由事務の実績等を踏まえ移譲） ばい煙・粉じん・汚水等関係特定施設設置の届出等受付 事故時の報告の受付 関係特定施設に係る報告徴収、立入検査、改善命令等					
(6)	【特例市】（工場のみ） ばい煙・粉じん関係公害防止総括者選任の届出受付 特定事業者の物件検査等	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	指定都市・中核市・呉市（呉市は一部、工場を除く）へ法定移譲済		
	【一般市・町】 公害防止総括者選任の届出の受理及び県への送付				
	【一般市・町】（経由事務の実績等を踏まえ移譲） 公害防止総括者選任の届出受付 特定事業者の物件検査等				
(7)	【特例市】 第一種指定化学物質等取扱業者による排出量・移動量の届出の受理等	特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律	広島市・福山市へ移譲済		
41	廃棄物に関する事務	(1)	一般廃棄物処理施設の設置許可、使用時の検査、設置者法人の合併・分割認可、立入検査、改善命令等 一般廃棄物の最終処分場での埋立終了時の届出受付	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
		(2)	産業廃棄物に係る事業者等に対する立入検査・物件検査・無償収去	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	県にも権限を留保
42	生活排水に関する事務		浄化槽設置の届出受付 浄化槽使用開始の報告受付 浄化槽清掃業者等に対する指導等	浄化槽法	

2 自然保護に関する事務

【事務事業移譲の考え方】

鳥獣等の捕獲許可など野生生物に関する事務や自然公園等の整備，維持・管理は，市町が最も地域の実情に通じており，申請者の利便性の向上にもつながることから，市町の規模・能力を勘案しながら，計画期間を通じて事務事業の移譲を進めていく。

自然公園内の行為規制等法令に基づく管理事務は，市町への権限移譲を進めるとともに，広域的視点での調整等が必要なものについて，調整の仕組みを検討していく。宿泊施設等の管理事務は，指定管理者制度の活用を検討し，一部の施設について市町への事務委託や施設譲渡等を進めていく。また，遊歩道等の施設整備について，市町が現在の県営事業と同程度の事業を実施できるよう国へ制度改正を提案していく。

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考	
No		番号				
43	野生生物に関する事務		鳥獣の捕獲，鳥類の卵の採取等の許可 捕獲者・採取者に対する措置命令等	鳥獣保護法	第9次(平14～18)鳥獣保護事業計画の改訂に合わせ移譲(希少鳥獣以外の鳥獣に係る許認可は権限移譲済)	
44	自然公園に関する事務	(1)	国定公園の特別地域等の禁止行為の許可，実地調査等	自然公園法	広域的視点での調整等が必要なものについて，調整の仕組みを検討 (移譲市町は公園等の所在市町に限る。)	
		(2)	県立公園の特別地域等の禁止行為の許可，実地調査等	広島県自然公園条例		
		(3)	自然環境保全地域における禁止行為の許可，利用・駐車拒否・退去命令	広島県自然環境保全条例		
		(4)	自然海浜保全地域における禁止行為の許可	広島県自然海浜保全条例		
		(5)	都市公園(宮島都市公園に限る)の禁止行為の許可，占用許可，現状回復・措置命令	都市公園法 都市公園条例		
		(6)	自然公園等の施設管理			指定管理者制度を活用(一部，事務委託・施設移管等)
		(7)	自然公園等の維持修繕			

都市の整備に関する事務

【事務事業移譲の考え方】

開発行為規制、宅地造成規制などの都市行政に関する事務は、住民に身近な市町が担うべき、まちづくりに関する事務であり、市町が策定する都市計画に対する助言など法律上県に義務付けられた指導・助言等の事務を除き、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて事務事業の移譲を進めていく。

建築行政に関する事務については、建築基準法で人口25万人以上の市は建築主事を置くことが義務づけられているが、その他の市町についても、可能な限り建築主事を設置するよう働きかけるとともに、必要に応じて県からの人的支援も行いながら移譲を進める。小規模な市町の中で、建築主事を設置することが困難なところについては、複数の市町での広域実施を検討し、なお困難な場合は県実施とする。

土地売買等の届出など国土利用計画法上の事務は、土地の利用目的や価格の監視に関する事務であり、都市整備や地域の土地利用の適正を図る視点から、都市計画に関する事務や農地等に関する事務と合わせて移譲を進めていく。

1 都市行政に関する事務

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目	移譲事務		根拠法令	備考
No	番号			
45	開発行為等の規制	開発行為の許可 開発許可に係る建築制限 市街地開発事業等予定区域内の建築制限 都市計画施設の区域、市街地再開発事業の施行区域内における建築許可 施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における建築等の制限 開発行為の許可申請者、工事施行者に対する、資力、信用等を証する書類提出の求め	都市計画法	建築確認とセット。 開発審査会は、当面、県の審査会を活用。
46	風致地区内の建築物等の規制	風致地区内における建築物の新築、宅地造成、水面埋立、木竹伐採、土石採取等の許可、許可取消し、立入検査等	風致地区内における建築等の規制に関する条例	10ha未満の風致地区の建築規制等は、既に法で移譲済。
47	宅地造成等の規制	(1) 旧住宅地造成事業に関する法律に基づく、規制区域内において行われる住宅地造成事業の認可 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成工事の許認可	旧住宅地造成事業に関する法律 宅地造成等規制法	建築確認とセット
		(2) 住宅改良地区内における建築行為の制限等	住宅地区改良法	
48	優良宅地造成認定	優良宅地造成の認定、証明、証明書交付	租税特別措置法	
49	土地区画整理事業	施工地区内の建築行為等の制限 事業を施行する個人及び組合の事業計画等の認可、変更認可 換地計画の認可	土地区画整理法	

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
50	市街地再開発事業		個人施行者の施行の認可，組合の設立認可，事業計画の変更等 施行者が定める権利変換計画の認可 個人施行者及び組合の事業の代行	都市再開発法	
51	農住組合		組合の設立認可，解散決議の認可，解散の届出受理，合併認可 報告の徴収，業務・会計の検査，法令等の違反に対する措置，解散命令，議決・選挙・当選の取消し	農住組合法	農住組合：市街化区域内農地を住宅地等へ転換するための事業を行う組合。
52	都市緑地保全		緑地保全地区における行為の制限 原状回復等の命令，損失の補償 報告及び立入検査等	都市緑地保全法	H16.11現在，県内における緑地保全地区の指定はない。
53	屋外広告物		違反広告物の除却 広告物の表示・設置の許可，更新許可，変更許可 広告物設置者からの報告，資料提出要求，広告物等の調査 管理者変更届，除却届の受理 許可の取消し，広告物除却命令，除却の略式代執行等	屋外広告物法 広島県屋外広告物条例	国道道の占用に係るものを除き特例条例で移譲済。道路管理権限と切り離して全て移譲。
54	景観の保全に関する事務		景観形成地域内での広告物の表示行為等及び大規模行為の届出受付 景観形成地域内での行為の届出受付時の必要な指導，建築物等の所有者等に対する措置を講じる旨の指導 大規模行為届出対象地域での大規模行為の届出受付 大規模行為届出対象地域での大規模行為の届出時の必要な指導	ふるさと広島 の景観の保全と創造に関する条例	

2 建築行政に関する事務

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
55	建築確認		建築物の建築等に関する確認検査，許可等 指定確認検査機関が建築確認を行ったときの報告受付等	建築基準法	小規模な市町の中で，建築主事を設置することが困難なところについては広域実施等。
56	建築確認関連事務	(1)	浄化槽設置等の届出受理，変更命令等（特定行政庁として）	浄化槽法	建築確認とセット。
		(2)	住宅金融公庫資金貸付に係る住宅等の工事審査	住宅金融公庫法	
		(3)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する届出の審査，助言，勧告，命令	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	
		(4)	建築士に関連した一般的な指導及び処分に係る事情聴取及び報告	建築士法	
		(5)	優良住宅の申請受理，審査，認定	租税特別措置法	

3 国土利用計画に関する事務

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目		移 譲 事 務		根拠法令	備 考
No		番号			
57	国土利用計画に関する事務		土地売買等の届出受付，意見書作成等 遊休地に関する計画の届出受付，意見書作成等	国土利用計画法	審査に要する関係権限の移譲等の進捗に併せ，事務効率の観点から適宜権限移譲を進める。

地域の土地利用に関する事務

【事務事業移譲の考え方】

農業振興地域農用地区域内の開発行為の許可や市町の区域内で完結する水系における保安林指定・解除、農地の売買や転用の許可等は、市町が地域のまちづくりや農山村漁村における土地利用の調整を実施していくうえで必要不可欠な事務であり、市町で事務処理が完結するよう、本庁権限を含め、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて事務事業を移譲していく。

広域自治体である県は、市町の区域内で完結しない水系における保安林指定・解除等に関する事務や、市町の区域をまたぐ森林施業計画の認定事務など広域的に処理すべき事務を実施していく。また、法律上県に義務づけられた市町計画への同意などの指導・助言等の事務は、当面県で実施するが、市町の自由度を高めていくため、県として市町に対する関与を段階的に縮減するとともに、国に対して制度改正を提案していく。

保安林の指定・解除については、知事権限の場合であっても、解除について国の同意が法定されるなど、現行の制度・運用のまま移譲しても市町は主体的に対応・判断できないことから、国へ事前協議（同意）制廃止を提案し、これが実現された段階で移譲を行っていく。

県や市町がそれぞれの役割分担に応じて、自主的かつ完結的に農山村の土地利用に関する事務等を実施できるよう、次の事項について、国に制度改正提案を行っていく。

国への制度改正提案例

- ・ 4 haを超える農地転用許可を県に移譲すること
- ・ 2 haを超え 4 ha以下の知事許可について国への事前協議制を廃止すること
- ・ 保安林解除における国への同意を要する事前協議制を廃止すること
- ・ 県が策定する農業振興地域整備基本方針，地域森林計画の国への事前協議制，基礎自治体が策定する農業振興地域整備計画や，農業経営基盤強化促進基本構想，森林整備計画の都道府県への事前協議制を廃止すること
- ・ 農業委員会の必置規制の廃止
- ・ 農業会議の必置規制の廃止

1 農山村の土地利用に関する事務

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
58	農業振興地域の整備に関する事務		農用地区域内の開発行為許可，許可条件の付加，許可にあたっての農業会議への意見聴取 開発行為の中止・復旧命令 農用地区域以外の区域内における開発行為への勧告，公表	農業振興地域の整備に関する法律	
59	林地開発許可に関する事務		地域森林計画対象民有林における開発行為許可，許可条件の付加，許可にあたっての広島県森林審議会への意見聴取 開発行為変更届等の受理 開発行為の中止・復旧命令	森林法 森林法施行細則	指導基準，許可基準等の周知徹底や，開発に係る関連諸法例の熟知等の研修等が必要である。
60	土砂の適正処理に関する事務		2,000㎡以上の土砂埋立行為等の許可，許可の取消し，許可条件の付加，土砂埋立行為着手届出受理，定期報告の受理，完了届出受理，措置命令 500立方メートル以上の土砂搬出計画の届出受理，勧告，公表 土砂搬入禁止区域の指定，指定の解除，公示，立入調査等	広島県土砂の適正処理に関する条例	すべての市町に移譲された場合には，特例条例ではなく，全市町が独自に条例を制定する必要がある。（地方自治法252の17の2）

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
61	保安林に関する事務	(1)	市町の区域内で完結する水系内における 保安林の指定・解除, 指定・解除にあたっての森林審議会 への諮問, 一定面積以上等の解除の場合における国への同 意を要する協議等	森林法	1 国への制度見直し提案(保安林解除にあたっての国同意撤 廃)を行い, 制度改正された後 に, 保安林伐採許可などの保安 林管理事務等と併せて移譲す る。 2 移譲に当たっての留意事項 ・指定解除の統一を図るため 、関係する部署, 諸法令を熟知す る必要があり, 十分な研修等が 必要。 ・損失補償金は, 県内で統一 的な基準で算定される必要があ るため, 再評価の時期等につ いて基礎自治体間の相互調整が 必要。
		(2)	市町の区域内で完結する水系内における 保安林における立木伐採許可, 土地の形質形状変更許 可, 許可条件の付加, 立木伐採の届出, 監督処分 扱伐の届出受理, 扱伐計画の変更命令 間伐の届出受理, 間伐計画の変更命令 標識設置 保安林台帳の調製, 適正管理 等	森林法 森林法施行 規則 森林法施行 細則	
		(3)	市町の区域内で完結する水系内における 保安林所有者等に対する損失補償金の交付事務 等	森林法	
62	入会林野整備 に関する事務		入会林野整備計画の認可, 農業委員会等への意見聴取, 調停, 囑託登記等 旧慣使用林野整備計画認可, 農業委員会等への意見聴取 等	入会林野等 に係る権利 関係の近代 化の助長に 関する法律	

2 農山村の土地利用集積を図る事務

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
63	農地法に関する事務	(1)	農地等の所有権等の権利移動許可(権利を取得する者 が, その住所の所在する市町の区域外にある農地等を取 得する場合等に限り), 許可条件の付加 農業委員会を経由しないで申請書が提出された場合の農 業委員会への通知 立入調査, 立入調査で損害を与えた場合の損失補償, 報 告徴収等	農地法 農地法施行 令	農地等の所在する市町に移譲 する。
		(2)	自己目的による4ha以下の農地転用許可, 許可しようとす る場合における県農業会議への意見聴取, 許可条件の付加 農業委員会を経由しないで申請書が提出された場合の農 業委員会への通知 2ha超4ha以下の許可に係る農林水産大臣への協議 4ha超の許可に係る農林水産大臣への進達・意見書提出 立入調査, 立入調査で損害を与えた場合の損失補償, 報 告徴収, 違反転用に係る現状回復命令等	農地法 農地法施行 令	
		(3)	4ha以下の農地等転用のための所有権等の権利移動許 可, 許可しようとする場合における県農業会議への意見聴 取, 許可条件の付加 農業委員会を経由しないで申請書が提出された場合の農 業委員会への通知 2ha超4ha以下の許可に係る農林水産大臣への協議 4ha超の許可に係る農林水産大臣への進達・意見書提出 立入調査, 立入調査で損害を与えた場合の損失補償, 報 告徴収, 違反転用に係る現状回復命令等	農地法 農地法施行 令	

移譲項目	移譲事務		根拠法令	備考
No	番号			
	(4)	農地等の賃貸借の解約等の許可、許可しようとする場合における県農業会議への意見聴取、許可条件の付加 農業委員会を経由しないで申請書が提出された場合の農業委員会への通知 立入調査、立入調査で損害を与えた場合の損失補償、報告徴収等	農地法	
	(5)	農地転用許可証明書の発行事務、買受適格証明（農地競売参加の際必要）事務等		農地法3条、4条、5条許可権限に付随した業務であり、3条許可等の権限移譲と併せて移譲

農林水産業の振興・農山漁村の地域活性化や生活環境整備等に関する事務

【事務事業移譲の考え方】

農林水産業の振興については、ソフト面からは、担い手や農業経営体の育成、資金貸付、栽培技術等の普及、生産・流通調整などの事業が、ハード面からは、加工施設等の施設整備やほ場整備等の生産基盤整備が行われている。農山漁村の地域活性化については、市民農園の整備や都市住民との交流施設の整備などが行われている。また、農山漁村の集落道、公園、コミュニティ施設など集落の生活環境の整備は、ほ場整備等の基盤整備と一体的に実施されるものが多い。

農林水産業の振興や農山漁村の地域活性化に関する事務については、その多くを基礎自治体である市町が担っており、今後市町が地域の実情を踏まえて農業経営体の育成や施設等の整備を総合的・一元的に実施できるよう、県と市町が一体となって重層的に行っている事務事業等について見直しを行い、国に制度改正を提案するとともに、市町への移譲を進めていく。

生産基盤や生活環境の整備については、事業効果が主に地域内で完結し、高度な専門性を有しないものについて、現在の県営事業と同程度の事業を市町で実施できるよう国に制度改正を提案していく。また、県営事業の新規採択に当たっては、団体営事業のあるものは極力、団体営での採択を目指していく。なお、国の制度改正が実現するまでの間においても、県営事業の事業実施については、事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて事務事業の移譲（市町による事業実施）を進めていく。

県の事務事業見直し例

- ・地域の農家等に対する経営指導や技術指導、担い手育成・支援のための農業改良普及事業等については、県の役割は、農業技術センター等の研究開発と連動した技術普及に特化し、地域の農家等の経営改善や技術習得は農家等の自主的な対応に委ね、農業法人の設立支援や地域の特産品づくり等に関する事務は、市町の自主的な対応に委ねていく。

国への制度改正提案例

- ・農業経営基盤強化促進法等の法施行事務などの農業経営体の育成に関する事務について、基礎自治体で事務が総合的・一元的に実施できるよう見直しを行うこと
- ・生産・加工・流通施設の整備など農業施設等の整備について、企画立案から施設整備まで基礎自治体で総合的・一元的に実施できるよう基礎自治体に対する一般財源措置及び制度の見直しを行うこと
- ・ほ場整備などの農業農村整備事業については、基礎自治体がまちづくりの一環として自ら実施することを基本とするよう制度の見直しを行うこと

なお、漁業許可など広域的な視点での調整が必要な事務、漁業協同組合に対する指導監督事務など広域化を推進する事務、家畜の保健衛生など高度な専門性を必要とする事務については、県で対応していく。

1 農林水産業の振興・農山漁村の地域活性化に関する事務

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目	移譲事務	根拠法令	備考
No	番号		
64 環境保全型農業の推進に関すること	(1)	計画認定申請書の受理及び県への送付	認定事務等の移譲時期は、条件の整った時点(制度定着し、各々の市町が特色ある認定を行うことができることとなった場合)とし、それまでの間は、申請書受理及び県への送付事務を移譲する。 認定事務には、農薬、化学肥料に関する知識等が必要である。
	(2)	持続性の高い農業生産方式の導入計画（エコファーマー）の認定、導入計画変更認定、導入計画達成のための必要な指導・援助、報告徴収	
65 海洋牧場の管理に関すること		海洋牧場（木江、豊浜の2ヶ所）の管理を行う漁協に対する指導普及等	県有財産である給飼施設を地元市町に移管するとともに、漁協に対する指導も地元市町に委ねる。

2 施設や生産基盤の整備，農山漁村の生活環境整備に関する事務

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目	移譲事務		根拠法令	備考
No	番号			
66		土地改良区の育成・指導 団体営土地改良事業(土地改良区等の事業) に係る事業施行認可等土地改良法上の手続	土地改良法	市町事業に係る法手続は県で実施し，指導・助言事務は段階的に縮減する。
67	(1)	効果が主として地域内で完結し，高度な専門性を要しない工事の実施(用地買収・補償，換地計画策定指導等を含む) ・ほ場整備 ・大規模な橋梁・トンネル等含まない農道工事 ・県営ため池改修のうち大規模でない工事 等	土地改良法	事業主体は県であるが，事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用し，市町による事業実施を進めていく(別途，県が具体の範囲を定める)。
	(2)	効果が主として地域内で完結し，高度な専門性を要しない工事の実施(用地買収・補償等を含む) ・用水施設の整備工事 ・農村公園の整備，コミュニティ施設，防火施設等の建設工事 ・集落道の整備工事 など	土地改良法	事業主体は県であるが，事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用し，市町による事業実施を進めていく(別途，県が具体の範囲を定める)。
68		効果が主として地域内で完結し，高度な専門性を要しない工事の実施(使用貸借契約，立木補償等を含む) ・大規模な橋梁・トンネル等含まない林道工事		事業主体は県であるが，事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用し，市町による事業実施を進めていく(別途，県が具体の範囲を定める)。
69	(1)	地域的に利用される漁港の区域内における占用許可等法令に基づく管理(棧橋等の管理，使用料の徴収等を事務委託により移譲している漁港もある。)	漁港漁場整備法等	施設整備が必要なものを除き，計画期間を通じて管理者の変更を進めていく(管理者変更までの間は，事務委託で市町に委託したものは市町，その他は県で実施する)。
	(2)	地域的に利用される漁港の維持修繕(市町に事務委託した施設の1件百万円未満の維持修繕は市町に移譲済み)	漁港漁場整備法	管理者変更により移譲する。管理者変更までは原則として県で実施するが，漁港土木技術の特殊性等を踏まえながら，可能なものについては事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用して市町による事業実施を進めていく。
	(3)	地域的に利用される漁港の施設整備(漁港関連道整備等を含む)	漁港漁場整備法	管理者変更により移譲する。管理者変更までは原則として県で実施するが，単県施設整備については，漁港土木技術の特殊性等を踏まえながら，可能なものについては事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用して市町による事業実施を進めていく。
	(4)	地域的に利用される漁港の災害復旧	漁港漁場整備法	管理者変更により移譲する(管理者変更までは，県で実施する)。

地域の生活基盤に関する事務

1 交通基盤の整備に関する事務

【事務事業移譲の考え方】

県管理国道（指定区間外国道）及び県道の整備，維持・管理並びに県営農道・林道整備事業については，利用の広域性・地域性を踏まえて，市町が実施すべき事務事業と県が実施するものを仕分け，市町が担うべきものについて，市町の規模・能力に応じた事務事業の移譲が可能となるよう，国に制度改正を提案していく。また，県営事業の新規採択に当たっては，団体営事業のあるものは極力，団体営での採択を目指していく（農道，林道）。

これらの事務事業については，国の制度改正が実現するまでの間においても，事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し，計画期間を通じて，効果が主に地域内で完結し，大規模性や技術的専門性がない事務事業の移譲（市町による事業実施）を進めていく。

市町による事業実施を進めていくもの（継続事業も含む）

国庫補助と関連しない道路の線形改良（単県），歩道等交通安全施設の整備（単県），植栽管理・草刈・路面清掃等の道路施設等維持（単県） など

県管理の地方港湾・漁港の整備については，利用の広域性・地域性を踏まえ，広域的に利用されるものと地域的に利用されるものを整理し，管理者の再編を進めていく。地域的に利用される港湾・漁港については，施設整備の必要なものを除き，計画期間を通じて管理者の変更による市町への権限移譲を進めていく。

管理者の変更が実現するまでの間においても，港湾・漁港土木技術の特殊性等を踏まえながら，可能なものについては事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し，計画期間を通じて，事務事業の移譲（市町による事業実施）を進めていく。

市町による事業実施を進めていくもの（継続事業も含む）

港湾改良（単県），海岸保全施設の修繕（単県）など

【移譲項目・事務一覧】

農道，林道，漁港整備については，「農林農林水産業の振興・農山漁村の地域活性化や生活環境整備等に関する事務」に掲載

移譲項目	移譲事務		根拠法令	備考
No	番号			
70 道路・街路の整備，維持修繕	(1)	県道（国道に準ずるものを除く）に係る維持修繕	道路法	管理権を伴う業務や予算の一元的な管理を必要とする工事等を除く
	(2)	県道に係る単県道路事業（国補と関連したもの等を除く。設計・積算や用地買収・補償等を含む。）	道路法	路線の性格，各種プロジェクトとの関連性，技術的難易度等を勘案しながら進めていく。
71 港湾の整備，維持及び管理 (県管理地方港湾)	(1)	地域的に利用される地方港湾の占用許可等法令に基づく管理 栈橋や旅客施設の管理，使用料の徴収等は，事務委託により市町に移譲済み	港湾法	施設整備が必要なものを除き，計画期間を通じて管理者の変更を進めていく（管理者変更までの間は，事務委託で市町に委託したものは市町，その他は県で実施する）。
	(2)	地域的に利用される地方港湾の維持修繕 市町に事務委託した施設の1件百万円未満の維持修繕は市町に移譲済み	港湾法	管理者変更により移譲する。管理者変更までは原則として県で実施するが，単県事業については港湾土木技術の特殊性等を踏まえながら，可能なものについては市町による事業実施を進めていく。
	(3)	地域的に利用される地方港湾の施設整備	港湾法	管理者変更により移譲する。管理者変更までは原則として県で実施するが，単県施設整備については，港湾土木技術の特殊性等を踏まえながら，可能なものについては市町による事業実施を進めていく。
	(4)	地域的に利用される地方港湾の災害復旧	港湾法	管理者変更により移譲する（管理者変更までは，県で実施する）。

2 1 住民の生命財産の保全に関する事務 ～河川，砂防・急傾斜・地すべり，治山

【事務事業移譲の考え方】

県管理河川（1級河川の指定区間及び2級河川）の整備，維持・管理については，広域的・一体的な整備・管理を基本に，市町が実施すべき事務事業と県が実施するものを仕分け，市町が担うべきものについて，移譲にあたって法令上の制約があるものは，国に制度改正を提案していく。

国の制度改正が実現するまでの間においても，2級河川のうち，市町の区域内で水系が完結するものについては，事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し，計画期間を通じて事務事業の移譲（市町による事業実施）を進めていく。なお，県管理河川の河川敷の利用について市町による包括的占用制度の利用を促進していく。

市町による事業実施を進めていくもの（継続事業も含む）
護岸補修（単県），草刈等維持工事（単県） など

砂防，地すべり，急傾斜の指定地等における占用許可等の管理権限については，国に対する制度改正の提案を行うとともに，県としても管理基準を明確にするなど市町で実施できる仕組みの検討を行い，計画期間を通じて，移譲可能と判断された事務から移譲を進めていく。

事業実施については，合併による市町の規模・能力の拡大を踏まえた法令改正や市町による事業実施の拡大などについて国に制度改正を提案していくとともに，制度改正が実現するまでの間も，急傾斜については単県補助を利用した市町の事業実施の拡充を進め，計画期間を通じて事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用した事務事業の移譲（市町による事業実施）を進めていく。

市町による事業実施を進めていくもの（継続事業も含む）
急傾斜地崩壊防止施設の施設補修や土砂除去等の維持修繕工事（単県）

治山事業については，広域的に整備する必要があるものは県が担い，効果が主として地域で完結するものは市町による事業実施を進めていく。

保安林については，市町の区域内で完結する水系における保安林指定・解除等について，国に制度見直し提案（解除にあたっての国の同意撤廃等）を行い，条件の整った段階で権限移譲することとし，これに合わせて市町が自ら治山施設整備を実施できるよう，国に制度改正を提案していく。保安林の権限移譲が実現するまでの間においても，事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し，計画期間を通じて事務事業の移譲（市町による事業実施）を進めていく。

市町による事業実施を進めていくもの（継続事業も含む） 治山ダム建設工事，山腹工など

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
72	河川の整備，維持及び管理	(1)	市町の区域内で水系が完結する2級河川の維持修繕	河川法	単県事業のうち，床止工等の重要構造物の補強・補修工事を除いた工事について，市町による事業実施を進めていく。
		(2)	市町の区域内で水系が完結する2級河川の河川改良等の工事実施	河川法	単県事業のうち，一定の計画に基づくものを除いた護岸補強等の工事について市町による事業実施を進めていく。
73	砂防，急傾斜，地すべり	(1)	砂防指定地内の許認可等法令に基づく管理 急傾斜地崩壊危険区域の指定及び指定地内の許認可等法令に基づく管理 地すべり防止区域内の許認可等法令に基づく管理	砂防法等	国に対する制度改正の提案を行うとともに，県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い，移譲可能と判断された事務から移譲を進めていく。
		(2)	急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	技術的に難易度の高い修繕工事を除き，市町による事業実施を進めていく。
		(3)	治山施設の維持修繕	森林法	保安林に関する権限移譲が実現するまでの間も，事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し，市町の規模・能力を勘案しながら，計画期間を通じて市町による事業実施を進めていく。
		(4)	単年度で整備する治山ダム・山腹工事等の実施	森林法	保安林に関する権限移譲が実現するまでの間も，事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し，市町の規模・能力を勘案しながら，計画期間を通じて市町による事業実施を進めていく（別途，県が具体的な範囲を定める）。

2 2 住民の生命財産の保全に関する事務 ～海岸，一般海域，その他

【事務事業移譲の考え方】

海岸保全区域における海岸の整備，維持及び管理

海岸の管理事務としては，海岸保全区域内における占用許可等の法令に基づく管理事務と堤防や護岸等の海岸保全施設の整備・維持管理事務がある。港湾・漁港区域内の海岸保全区域（「港湾海岸，漁港海岸」という。）に係るこれらの事務は港湾・漁港管理者が行い，その他の海岸保全区域（主務官庁により「建設海岸」「農地海岸」と呼ばれる。）については知事が行っている。

港湾・漁港海岸については，施設整備が必要なものを除き，計画期間を通じて，港湾・漁港の管理者変更と一体に海岸管理者の変更による事務事業の移譲を進めていく。また，管理者変更までの間においても，事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し，市町の規模・能力を勘案しながら，計画期間を通じて事務事業の移譲（市町による事業実施）を進めていく。

建設海岸・農地海岸については，効果の広域性・地域性を踏まえ，管理者の再編を進めていく。効果が主に地域内で完結し，高度な専門性を要しないものについて，施設整備が必要なものを除き，海岸法の規定に基づき管理者の変更や占用許可等の権限移譲を進めていく。また，管理者変更までの間においても，事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し，市町の規模・能力を勘案しながら，計画期間を通じて事務事業の移譲（市町による事業実施）を進めていく。

市町による事業実施を進めていくもの（継続事業も含む）～海岸保全施設の修繕（単県）など

一般公共海岸

海岸保全区域以外の公共海岸については，占用許可や行為制限等法令に基づく管理事務がある。これらの事務については，建設海岸・農地海岸と同様の視点から，海岸法の規定に基づく管理者の変更による事務事業の移譲を進めていく。

一般海域など

港湾・漁港区域，海岸保全区域等を除いた海については，県条例に基づいて海域の占用許可や土砂採取許可等の事務が行われている。また，プレジャーボートの係留・保管についても，県条例に基づき規制が行われている。これら地域住民に身近な事務は，河川管理権限や港湾管理権限等と切り離して市町へ移譲していく。

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
74	港湾海岸・漁港海岸の整備，維持及び管理	(1)	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全区域における占用許可，工事原因者への工事命令等法令に基づく管理	海岸法	施設整備が必要なものを除き，港湾・漁港管理者変更と一体に海岸管理者の変更を進めていく（管理者変更までの間は，県で実施する）
		(2)	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全施設の維持修繕	海岸法	港湾・漁港管理者変更と一体に海岸管理者変更により移譲する。管理者変更までは，原則として県で実施するが，事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用して市町による事業実施を進めていく。
		(3)	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全施設の施設整備	海岸法	港湾・漁港管理者変更と一体に海岸管理者変更により移譲する（管理者変更までは，原則として県で実施する）。
		(4)	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全施設の災害復旧	海岸法	港湾・漁港管理者変更と一体に海岸管理者変更により移譲する（管理者変更までは，県で実施する）。

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
75	建設海岸・農地海岸の整備，維持及び管理	(1)	海岸保全区域（旧建設省所管分，農林水産省所管分）に係る占用許可，工事原因者への工事命令等法令に基づく管理	海岸法	施設整備が必要なものを除き，海岸法5条2項の適用方法等を検討し，計画期間を通じて管理者変更を進めていく（管理者変更を行うまでの間は，県で実施する）。
		(2)	海岸保全区域（旧建設省所管分，農林水産省所管分）に係る占用許可等日常的管理	海岸法	海岸法5条2項による管理者変更を行うまでの間においても，海岸法5条6項により移譲可能な事務は権限移譲を進めていく。
		(3)	海岸保全区域（旧建設省所管分，農林水産省所管分）内の海岸保全施設の維持修繕	海岸法	管理者変更により移譲する。管理者変更までは，原則として県が実施するが，事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用した市町による事業実施を進めていく。
		(4)	海岸保全区域（旧建設省所管分，農林水産省所管分）内の海岸保全施設の施設整備	海岸法	管理者変更により移譲する（管理者変更までは，原則として県で実施する）。
		(5)	海岸保全区域（旧建設省所管分，農林水産省所管分）内の海岸保全施設の災害復旧	海岸法	管理者変更により移譲する（管理者変更までは，県で実施する）。
76	一般公共海岸の管理		一般公共海岸区域に係る占用許可等法令に基づく管理	海岸法	海岸法37条の3第3項による海岸管理者の変更を進めていく（管理者変更までは，県で管理する）。
77	一般海域の管理		海域の使用許可，工事着手等の届出受理	広島県の海管理に関する条例	市町界付近の案件は県と協議の上，管轄自治体を決めて処理。
78	ブレッジャーボート係留保管		所有者等の届出受理，届出済証の交付 重点放置禁止区域の指定，暫定係留区域の指定 重点放置禁止区域の放置に対する指導等 重点放置禁止区域の標識・看板の設置	広島県ブレッジャーボートの係留保管の適正化に関する条例	河川管理権限，港湾管理権限と切り離して移譲。 重点放置禁止区域の指定にあたっては県の同意が必要。
79	国有財産の管理及び処分		国有財産法の規定による行政財産の用途廃止等 土地改良法の規定による地区編入の承認 道路法の規定による交換の同意	国有財産法	

その他の事務

【事務事業移譲の考え方】

その他，次に掲げる住民生活に密接に関わる行政サービスの利便性の向上や事務処理の迅速化に結び付く事務権限について，市町に権限を移譲する。

1 旅券交付に関する事務

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
80	旅券に関する事務		一般旅券の申請受理及び交付	旅券法	いくつかの市に窓口を設置することを検討。

2 文化財保護に関する事務

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
81	文化財保護に関する事務	(1)	埋蔵文化財の調査のための発掘の届出受付等 調査以外の目的による周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘の届出受付等（国等の機関が実施する場合を含む） 遺跡の発見に関する届出受付等（国等の機関が実施する場合を含む）	文化財保護法	考古学的知識及び発掘調査経験などを備えた専門職員により構成し，かつ適正な財務等処理が実施できる一定規模の組織が必要。
		(2)	史跡名勝天然記念物の現状変更許可，許可取消，行為停止命令等 史跡名勝天然記念物の現状等報告要求，立入実地調査等	文化財保護法	

第3章 将来の広島県のあり方

市町村合併により規模・能力の拡大した基礎自治体が、地域において包括的な役割を果たしていくことが期待される一方で、都道府県は、経済活動の拡大、広域交通網の整備や環境問題等の広域的な行政需要などに的確に対応するためには、都道府県自らもその規模や能力を高めることが求められている。

こうしたことを踏まえ、これまでの都道府県のあり方を抜本的に見直し、国からの権限移譲の受け皿としての規模・能力を備え、国・都道府県間の二重行政の解消を目指し、効率的な行財政運営が行える体制整備を図るとともに、より広域かつ専門的な行政需要に対応するため、新たな広域自治体の構築を目指す必要がある。

1 都道府県改革の背景

(1) 地方分権改革・市町村合併の進展

目指すべき分権型社会は、国と地方の役割分担を明確にし、地域に係る行政は、地域住民の参加を基本に、地域自らが自己決定と自己責任の原則のもと、地域の実情に応じた行政を展開することが必要である。

今後の行政は、これまで以上に基礎自治体優先の原則、補完性の原理の実現を図る観点から、市町村合併後において規模・能力が拡大した基礎自治体が住民に身近な行政を総合的に担うことから、従来の都道府県と基礎自治体との役割分担の見直しをせざるを得なくなっている。

現在、全国的に市町村合併の取組みが急速に進展しており、平成17年4月には、中国地方あるいは中四国地方全体で、現行の市町村数が半分程度までに再編されることが見込まれることから、都道府県の将来のあり方について方向を定めることが避けて通れない課題となっている。

【参考】中四国の市町村合併の状況（16.10.18 共同通信社調べ）

中国地方	308団体	140団体程度（110程度）
四国地方	209団体	140団体程度（100程度）
中四国地方	517団体	280団体程度（210程度）

（ ）は、合併特例法1年延長による18年3月末見込み数

(2) 複雑かつ広域的な行政需要への対応

一方で、国際化や東アジア経済との一体化の進展，広域交通網の整備，情報通信技術の高度化や国民ニーズの変化を背景に，経済活動がボーダレス化し住民の行動圏が一層拡大・多様化する中で，経済活動や住民の日常生活に係わる行政サービスは，質・量とも変容しつつある。

また，わが国経済の競争力の低下に伴い，製造業を中心に東アジア諸国への事業所移転が進行するなど産業構造が大きく変化する中で，地域産業の空洞化への対応や地域経済の活性化は，地方圏にとって大きな課題となっている。また，地球規模による環境対策，産業廃棄物処理など身近な課題においても従来にも増して，相互に関連する事務を地域において総合的に処理すること及び従来の都道府県単位では解決できない広域の圏域における戦略的かつ効果的な対応が求められている。こうした戦略性をもった総合的な施策や広域的な行政課題に対して，迅速な対応を行うには，国の各省庁ごとの縦割りのブロック機関や現在の都道府県の規模・能力では，限界がある。

(3) 国・地方を通じた行財政改革の推進

国・地方とも厳しい財政状況が続く一方で，今後，わが国は人口減少時代を迎えるとともに，少子・高齢化が一層進展し，いわゆる団塊の世代がここ数年で年金などの受給者の立場に変わることから，福祉，医療，年金など社会保障関係費の増大が大きな問題となるなど，このままでは財政状況はますます厳しさを増すことは必至である。

また，高度経済成長期に整備した社会資本が，数年で更新時期を迎えることから，新規投資への余力が一層減少することや，少子化の流れの中で，今後，初等中等・高等教育に係る学校の配置や教職員数のあり方，私立学校との役割分担など，社会資本整備や教育の分野についても，抜本的な見直しをせざるを得なくなっている。

こうしたことを踏まえれば，国及び地方とも限られた財政の中で，いかに無駄を省き，効率的で効果的な行政運営を行うかが問われており，行政のスリム化に向けた取組みが不可欠となっている。

2 都道府県再編の必要性

現在の都道府県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県域に係わる広域事務や市町村間の連絡調整事務、また、規模・性質において一般の市町村が処理することが適当でない認められる事務を担うこととされているが、これからの都道府県は、地方分権の趣旨を踏まえ、住民に身近な行政は極力基礎自治体に委ね、補完事務は縮小していく。今後は、自立した広域自治体として、世界的な視野をもってその役割を果たしていくことが求められており、主として高度なインフラ整備、経済活動の活性化、雇用の確保、国土の保全、広域防災対策、環境の保全、情報通信の高度化などの広域的な課題に対応する能力を高めることが不可欠である。

また、わが国の現状をみると、これまでの中央集権的な行政システムを背景に、行政、産業、金融、情報などが東京及びその周辺に極度に集中した経済社会となっており、人口規模や経済力の面で大都市圏の都府県と地方圏の道県の間で相当の格差が生じている。また、地域経済の空洞化に伴う課題や人口減少時代、少子・高齢化の進展など社会経済情勢の変化のスピードは、それぞれの地域によって大きく異なることも予想されることから、これまでのように国が全国一律・画一的に施策を展開する手法では、こうした課題等に迅速かつ的確に対応することがもはや困難となってきている。

今後は、個性豊かで活力ある地域の創造並びに地域の実情や特色を踏まえた経済の振興を図り、広域自治体としての都道府県が、地域の総合的なプロデューサーとしての役割を一層発揮することが求められる。このため、都道府県自らも改革し、地域で自主的・自立的な行政運営が行えるよう、国からの権限移譲の受け皿としての規模・能力を備え、より広域的かつ効率的な施策運営を総合的に行える新たな広域自治体の構築を図る観点から、都道府県再編を目指すべきである。

3 都道府県再編のあり方

(1) 都道府県間の広域連合

広域連合とは、都道府県としての政治的独立性を保ちつつ、関係都道府県間に共通する特定の行政目的を達成するため、共同で処理することを目的として設立するものであり、現行の地方自治法上の制度として規定されている。現在の広域連合の実態をみると、その大半が市町村で構成されるものであり（県と市町村との広域連合は一部存在）、都道府県間で構成する広域連合は設置されていない。

関係都道府県間の共同処理する事務については、広域連合が主体となって計画的かつ効率的に実施できるメリットがある一方で、広域連合自体には課税権はなく、引き続き、関係都道府県からの財政移転（負担）に依存するとともに、事業実施にあたっては、実質的に構成団体の意向等に左右されるなどにより、むしろ調整に時間がかかるとの問題も抱えている。

また、現行の都道府県を存続しながら、新たに広域連合を設立することは、組織上、屋上屋を重ねるものであり、住民から見れば責任の所在がどこにあるのかということが分かりにくいとの指摘もある。

こうしたことから、広域連合は、現行制度上認められているという点では現実的ではあるが、抜本的な再編とは言えず、むしろ、将来の都道府県再編につながる過渡的なものとして位置づけることが適当である。

(2) 都道府県合併

都道府県合併は、二以上の都道府県を廃止し、一の都道府県を新設する場合などが考えられるが、その手続きについては、従来、地方自治法の規定により、国が合併する地域に係る特別法を制定（特別法の制定にあたっては、関係都道府県民の過半数の同意が必要）する必要があったが、平成16年の通常国会において地方自治法の一部改正が行われ、こうした規定に加えて、関係都道府県の発意により、関係都道府県議会の議決のもとで自主的な合併も可能となる規定の整備が図られたところである。

また、都道府県合併によって、規模・能力の拡大した都道府県には、土地利用、地域交通、産業振興、国土保全などを中心に国から移譲される権限の

受け皿として役割が期待される。更に、行政サービスの広域的な提供を通じて、バランスのとれた公共サービスの維持が必要である。

都道府県合併の効果は、広域連合とは異なり、行政区域の拡大に伴い複数の都道府県にまたがっていた政策や施策が一体化されることにより、その区域内に係る広域的な行政をより計画的かつ効果的に推進することが可能となるとともに、都道府県合併によるスケールメリットから組織・人員の効率化にも資するなど行政改革面でのメリットが考えられる。

都道府県合併は、現行の都道府県区域の拡大を通じて、広域的な行政を一層効率的に進められるとともに、将来の国からの権限移譲の受け皿として評価される一方で、実際に権限移譲が進まなければ、地方分権の実現や国の地方支分部局との二重行政の解消など抜本的な改革につながらないとの指摘もある。また、明治以来続いてきた現在の都道府県の枠組みを見直すことについては、住民の中に県民意識の一体感が強くあることから、県民のコンセンサスを得るための強力な取組みが必要とされる。

なお、自主的な都道府県合併を進める際には、市町村合併と同様、都道府県合併に際して、障害を除去するための特例措置（例えば、地方交付税の算定替え、地方税の取扱い、県議会議員の選出の特例、都道府県合併建設計画への支援など）を定めることも必要となる。

(3) 道州制

道州制の定義については、必ずしも統一された制度概念は示されていないが、これまで各界から道州制に関する多くの提言・意見が出されている。主なものとしては、都道府県を廃止し、新たな地方公共団体を設置するもの（自治的道州制案）、都道府県を廃止し、国家的性格を有する機関を設置するもの（官治的道州制案）、都道府県を廃止し、地方公共団体的性格と国家的性格を有する中間団体を設置するもの（中間的道州制案）に分類される。

第27次地方制度調査会答申では、国の役割を重点化し、その機能を地方公共団体に移譲するとともに、真の分権型社会にふさわしい自立性の高い圏域を形成していく観点から、現行の都道府県に代わる広域自治体として道又は州から構成される制度（以下「道州制」という。）の導入を検討することと

している。

また、道州制の基本的考え方として、「道州制は、現行憲法の下で、広域自治体と基礎自治体との二層制を前提とし、現在の都道府県を廃止し、より自主性、自立性の高い広域自治体として道又は州を設置する。」とし、「道州制の導入に伴い、国の役割は真に国が果たすべきものに重点化し、その多くの権限を地方に移譲する。」こととし、更に、「国の地方支分部局が持つ権限は、例外的なものを除いて、道州に移管する。」とされている。

今回の答申は、道州の性格を明確に都道府県に代わる新たな広域自治体として位置づけたもの（自治的道州制）であり、国の地方支分部局の大半の権限を備えた道州が、地域ブロックを単位にその地域の実情や特色を踏まえながら、より広域的な社会資本整備、産業振興、雇用、交通・運輸、環境政策、国土保全、広域防災などの広域的な施策を民主的かつ総合的に展開できることから分権型社会にふさわしい地方自治制度として評価されるものである。

しかしながら、道州制の導入に当たっては、まず、道州を地方公共団体として位置づけることについて国の各省庁の合意が得られるのか、また、国の地方支分部局のどの範囲の事務権限を道州へ移譲・移管するのか、更には、移譲・移管に当たっては、国の地方支分部局の管轄区域の整合や職員の身分移管の問題をどのように処理するのか、あるいは、道州の区域をどのように決定し、その議決機関や執行機関はどのような仕組みとするのか、道州への移行を全国一斉に実施するのか、都道府県合併により条件の整った地域から順次移行するのか、その際の税財政制度はどうあるべきかなど、制度を設計する上での多くの解決すべき課題がある。

また、道州制は、わが国の国・地方を通じた政治・行政体制の根幹にかかわる問題であることから、県民や国民の合意形成が図られるかという問題がある。

（４）連邦制

連邦制とは、一般に憲法において行政権のみならず立法・司法権が国（連邦政府）と州政府とで明確に分割されている国家形態とされ、このことから州政府は連邦政府から独立性が高く、いわゆる地方主権を実現するには、連邦制

こそが理想的であるという意見もある。

単一制国家体制を採用してきたわが国において、連邦制を導入することは、まず、法的整備として立法権の分割や司法権のあり方など現行憲法の根幹に係わる改正が必要となると言われている。

近年では、ベルギーが単一制国家から連邦制国家へ移行した例はあるが、多くの連邦制国家の成り立ちを見ると、民族・言語問題解決など歴史的、社会的あるいは政治的背景から成立しており、わが国の成り立ちや国民意識の現状から、連邦制への移行を制度改革の選択肢とすることは適当でないと考えられる。

4 都道府県再編の方向性

前記「3 都道府県再編のあり方」を踏まえると、都道府県再編のパターンとしては、都道府県合併と道州制が考えられるが、両者の大きな違いについては、国の地方支分部局の行っている地方行政の大半を自治体化して住民や地方議会の監視におくかどうかである。都道府県合併は、国からの一定の権限移譲の受け皿となり、また、区域の拡大や行政の効率化につながるものの、国の地方支分部局との統合がない場合は、都道府県域を越える広域ブロック単位の戦略を描き、中心となって推進する総合的な行政主体が存在しないこととなり、従来の縦割り行政が残ることとなる。

こうしたことから、我々が目指すべき地方分権の実現を図り、地域自らが地域の個性を発揮する個性豊かで活力ある地域社会の創造、広域的な行政需要への迅速かつ的確な対応、また、国と地方の二重行政の解消による行政運営の一層の総合化・効率化などの観点から、国の地方支分部局や都道府県に代わる新たな広域自治体の姿として、できるだけ早期に道州制（自治的道州制）を目指すべきである。

5 道州制導入の意義及び目的

(1) 民主化・総合行政の視点

憲法で保障されている地方自治の本旨を踏まえれば、目指すべき道州制とは、現在の都道府県を廃止し、より広域的な単位とした自主性・自立性の高い広域自治体として、現在の国の地方支分部局等の大半の権限を移譲・移管した上で、より民主的に住民の意思を反映できる公選の首長と議会で構成される道又は州を設置するものである。

国と地方公共団体の事務配分の基本的な考え方として、昭和25年(1950年)12月22日に政府に提出された地方行政調査委員会の「地方行政事務再配分に関する勧告」では、「憲法の定める地方自治の原則は、憲法の根本原則たる国民主権に基づく民主的体制を地方行政の部面に採り入れるとともに、これによって、国の民主的政治体制の基礎を培養しようとするものである。国と地方公共団体との間における事務配分の調整は、その事務の性質上当然、国の処理すべき国の存立のために直接必要な事務を除き、地方公共団体の区域内の事務は、できる限り地方公共団体の事務とし、国は、地方公共団体において有効に処理できない事務だけ行うこととすべきである。」とされ、また、「市町村は住民に直結する基礎的地方公共団体であるから、地方公共団体の事務とされるものは原則として、市町村に配分すべきで、市町村の区域を越えて処理しなければならない事務、市町村で処理することが著しく非能率又は著しく不適當である事務のみが、都道府県に配分される。」とされている。

この勧告から、国と地方の事務配分については、市町村で処理できるものは市町村で処理し、市町村で処理できないものを都道府県の事務とし、都道府県でも処理できないものだけを国が扱うべきであるとする地方公共団体優先の原則、市町村最優先の原則が示され、国は制限列挙された国家の事務のみを行い、他はすべて地方公共団体の事務とし、その基礎付けは、日本国憲法の基本原理としての国民主権に求められている。

更に、昭和38年(1963年)12月27日の地方制度調査会の答申では、「行政は、できる限り住民の身近なところで住民の意思を反映しながら、住民の批判と監視のもとに行わなければならない。また、行政は、相互に関連する事務が地域において総合的に処理されることが、その能率の上からも、住

民の便利の上からも必要である。この行政の民主的処理と総合的処理を確保するためには、国、都道府県及び市町村の事務の配分に当たって、国よりも地方公共団体、なかでも市町村を優先させるべきである。このことは、同時に、日本国憲法及び地方自治法の精神に合致する。行政の広域的、均等処理の要請が強まり、行政機構の専門分化の傾向が強くなればなるほど、ますます行政の民主的かつ総合的な処理が要請されるのであって、そのためにもできる限り地方公共団体に優先的に事務を処理させるようにすべきである。」とされている。

従来、県域あるいはブロック毎に国の各省庁の地方機関が設置され、地域の行政事務を行っているが、各省庁ごとに縦割りの事務事業の執行がされていることから、他の関連する事業と一体的、総合的に施策を実施することが困難であること、行政の効率的執行や住民の利便性からは地方公共団体の区域内の事務はできる限り、当該地方公共団体が行うべきであるが、これらの事務の多くを依然として国の地方機関が担っており、広域自治体である都道府県との間に二重行政の弊害があること、地域の行政はできる限り住民の批判と地方議会などによる監視のもとに行うことが、憲法の保障する地方自治の本旨及び国民主権の要請に合致するものであること、など現在の国の地方機関のあり方には多くの課題がある。

地方分権をより一層推進し、国民が真にゆとりと豊かさを実感できる個性豊かで活力に満ちた地域社会の創造を実現するには、国の事務事業は、国の存立のために直接必要な事務、全国的な視野における政策の企画立案など真に国家として担うにふさわしい事務のみに限定し、事務事業の執行を含め、広域的な事務は、広域自治体である道州が民意を踏まえて、民主的かつ総合的に実施できる体制を構築する必要がある。

国の地方支分部局等の事務権限や組織の大半を広域自治体としての道州へ移譲・移管することにより、広域的な社会資本整備や交通・運輸政策、産業政策、環境政策並びに国土保全などの施策を、地域の実情や特性を考慮しながら、地域住民の民意を踏まえつつ、民主的かつ総合的に展開することが可能となる。

(2) 自立した地域ブロック形成の視点

現在のわが国の国土構造をみると、第二次世界大戦後の復興過程を経て、欧米への再度のキャッチアップを目指す過程で、東京を頂点とし、名古屋、大阪、広島、福岡に至る太平洋ベルト地帯（いわゆる第一国土軸）に官民の集中投資が行われた結果、この地域に人口や諸機能が集積するとともに、戦後のわが国の高度経済成長を牽引してきた。（この間の面積は、日本全体の4分の1（24%）に過ぎないが、人口で63%、総生産や工業出荷額、卸売販売額などの主要経済指標で70～80%を占め、学術面では、大学生数で80%が集積）

しかし、その後の二度にわたる石油危機と経済の安定成長によって、素材型産業の構造的不振と加工組立型産業の隆盛などを背景に、太平洋ベルト地帯の中での発展にも大きな乖離が生じ、その後の経済のサービス化、ソフト化の流れの中で、企業の中核管理機能や金融、学術文化機能の東京への一極集中が加速する一方で、経済のグローバル化と東アジア地域の経済面での外資開放、発展の中で、わが国の製造工場のこれらの国々への移転が急速に進むなど、地方においては、地域産業の空洞化や活力の低下が進行している。

世界規模での地域間競争の激化や少子・高齢化、人口減少に伴う地域社会の活力の低下が懸念される中で、もはや中央政府が統一性と公平性の価値基準を全国画一的に適用するという従来の方法では、こうした課題には通用しなくなっており、首都圏だけで日本経済の牽引役を果たすことも困難になっている。かつて国民の意欲を喚起し、社会全体に活力をもたらし、「経済大国」を実現したわが国の画一的な中央集権システムが、今や機能不全に陥り、日本社会の閉塞感を強め、国民の創造意欲やチャレンジ精神を阻害している。

一方で、中国を始めとする東アジアの経済は、日本が長期停滞に陥る中で、今後も高成長が見込まれ、東アジアの総人口を考えるとアメリカや欧州を越える巨大な経済市場が形成されつつある。経済規制の緩和や地方分権の潮流の中で、日本の各地域が東アジア市場をターゲットに地域の活力や雇用を生み出していくためには、それぞれの地域の特色や個性を重視し、特定の産業分野や東アジアの特定の地域に重点を定めるなど、中央を通さずに地域として独自の国際的な競争力や魅力を向上する施策を展開し、世界に通用するも

のにしていくことが重要である。

これまでのように、東京などの大都市圏に依存するのではなく、現在のわが国の経済力を土台に地域ブロックレベルのまとまりを促進し、この地域ブロックが域内の諸資源、諸施設を活用し、特色のある国際交流と連携を行いうる自立した圏域を作り上げていくことが、地域社会の維持向上とわが国全体の発展を図っていく上で重要になっている。現在の県単位では、人口や経済規模で小さくても、地域ブロック単位の人口と経済規模は、ヨーロッパの有力国やアメリカの有力州に匹敵する規模になっている。(P63, 表3 - 1 参照)

21世紀の望ましい国土構造を形成する上からも、府県を越える規模からなる「広域的な地域ブロック」の形成を全国的に展開し、従来のような東京を頂点に国内の各地域(各道府県)が競争する構造から「地域ブロック政府」(道州)が、中央政府や他のブロック政府と連携しながら、地域資源を有効に活用し、自らの判断と責任において政策を総合的に企画立案、決定し、世界で競争する「多極・分権型の国土形成」を目指すべきである。

なお、自立した地域ブロックを実現するためには、次のような課題が想定される。

(自立の促進と誇りのもてる地域の創造)

- ・ 地方分権の目的は、地域が自ら将来の展望を切り拓くことが可能となるよう、地域の自立を促進し、地域資源や文化を重視した誇りのもてる地域を創造することにある。

「画一」、「全国一律」、「硬直」した社会ではなく、人々の価値観に応じた暮らしの「選択可能性」を高め、「多様性」に富んだ「柔軟で美しい国土」を実現していくためには、各地域で質の高い生活と就業を可能とし、それぞれの歴史や風土、文化的蓄積などの地域の特性を生かした自立的な地域づくりを進めていくことが重要である。

- ・ これからの地域づくりは、各地域の選択と責任による主体的な取り組みを基本として行われるべきである。地域の自立を促進するためには、「官から民へ」、「国から地方へ」という「規制緩和」、「地方分権」のより一層の推進を図るための制度的な条件を整備するとともに、財源面におい

て生活に必要なサービスを提供する生活基盤と地域の自助努力による発展を可能にする国土基盤を一定の条件の中で整備することができるようにするなど機会の均等化を押し進める必要がある。

- ・ このような条件面での整備とともに、各地域は地域の特性を生かしつつ、個性と多様性に富んだ魅力ある地域づくりを進めていくことが求められている。

(活力ある経済社会の構築)

- ・ 国内外の地域間競争が厳しさを増す中で、豊かな生活と雇用の安定を確保できるよう経済や産業構造の改革を進め、活力ある社会を構築することが求められている。
- ・ 地球規模での経済のグローバル化や東アジア地域の経済の急成長に伴い、国境を越えた地域間の競争が一層厳しさを増す中で、企業や人々が国や地域を選ぶ時代になっている。また、少子・高齢化の進展により、ここ数年でわが国が本格的な人口減少社会に転換することに伴い、経済活力の低下が懸念されている。
- ・ こうした中で、長期停滞から脱皮し、わが国が持続可能な発展を続けていくためには、大幅な規制緩和と国から地方への権限・財源の移譲により、それぞれの地域が地域資源を生かしつつ付加価値の高い産業を育成し、新しい需要に対応する産業を創出することにより、活力ある経済社会を構築していくことが求められている。

(世界に開かれた地域ブロックの形成)

- ・ 世界規模での地域間競争に対応するとともに、各地域ブロックが世界に広く開かれ、それぞれのブロック毎に独自性のある国際的な役割を担い、東京、大阪などの大都市圏に依存しない自立的な国際交流活動を可能とするためには、県境を越えた地域的なまとまりからなる広域的な「地域ブロック」を形成する必要がある。
- ・ これらの地域ブロックでは、アジア・太平洋地域をはじめとする諸外国とのアクセス性を高める空港や港湾の整備とこれらと各都市を結ぶ広

域交通基盤，情報通信基盤の下で国際交流に寄与する各種の機能整備とその活用，国際感覚あふれる人材の育成などにより，国際的な経済，学術研究，文化芸術，スポーツ，観光などの多様な分野で魅力的で個性的な交流が展開される。

- ・ また，各地域ブロックで自ら国際的に魅力ある立地環境の整備を進めるとともに，国内の他のブロックや国外との連携や交流を通じて世界に誇りうる地域の整備を促進していく必要がある。
- ・ このような地域の特性を生かした地域ブロックの形成により，個性と活力のある地域からなるわが国の新しい経済社会の構築と多様な国際交流に基づく，世界に開かれた国土を作っていくことが求められている。

〔表3 - 1〕

【参考】欧米先進諸国と比較した日本の地域ブロックの経済力等

国・地域名	名目GDP(100万 ドル)2000年	人口(千人)	面積(千K ²)
アメリカ	9,963,100	273,131	9,364
日本	4,729,731	126,649	378
ドイツ	1,872,992	82,087	357
関東地域	1,721,712	41,300	36
イギリス	1,414,557	58,744	243
フランス	1,294,249	59,099	552
イタリア	1,073,960	57,343	301
近畿地域	777,437	23,500	27
カナダ	711,070	30,491	9,971
中部地域	672,070	21,500	41
スペイン	558,558	39,418	506
九州地域	413,544	13,500	40
東北地域	407,919	12,300	75
オーストラリア	390,113	8,177	7,741
オランダ	364,766	15,810	42
中国地域	267,229	7,700	32
スウェーデン	227,319	8,861	450
ベルギー	226,648	10,152	31
北海道地域	192,204	5,700	83
オーストリア	189,029	8,177	84
デンマーク	162,343	5,327	43
四国地域	129,554	4,200	19
フィンランド	121,466	5,165	338
北陸地域	115,135	3,100	11
ギリシャ	112,646	10,626	132
ポルトガル	105,054	9,989	92
アイルランド	93,865	3,745	70
沖縄地域	32,927	1,350	2
ルクセンブルク	18,892	429	3

【出典：国土審議会調査改革部会 地域の自立・安定小委員会資料

世界国勢図会】

(3) 行政の一層の効率化の視点

国・地方とも厳しい財政状況が続く一方で、今後、少子・高齢社会の進展、人口減少時代への突入といった社会経済環境が大きく変動することが予想されている。特に、これまで税や保険料拠出の中心となっていたいわゆる団塊の世代が今後、年金などの受給者の立場に変わることで、福祉、医療、年金をはじめとした社会保障関係費の増大が大きな問題となっている。また、社会資本整備等の投資的経費にあっては、今後、既存の社会資本に係る維持・更新に要する経費が増大する中で、新規投資は抑制せざるを得なくなるなど、社会資本整備全体の見直しも求められている。

制度疲労の著しい戦後型行政システムを改革し、自律的な個人を基礎とする自由かつ公正な社会を形成するのにふさわしい21世紀型行政システムへと転換することが求められる中、まず、現在、行政の守備範囲を見直し、「民間にできるものは民間に委ねる」ことを基本に規制改革・民間開放に向けた取り組みが重要である。また、引き続き、行政が担う分野についても、効率的な行政執行の観点から行政のスリム化を目指すとともに、事務事業の重点化を図るなど、一層の行政改革の推進が不可欠である。このような状況を踏まえれば、国・地方公共団体とも、限られた財政の中で、いかに効率的でスリムな行政体制を目指すかが国民的な議論となっており、もはや避けて通ることはできない課題となっている。

現在の国の地方支分部局等と都道府県の間を見比べると、例えば、本県では社会資本整備のうち、国道にあっては約7割、一級河川にあっては約9割を県など（道路の場合は政令市を含む）が管理しているにもかかわらず、国も、それらの一部を管理している。また、重要港湾についても、港湾管理権限は県（一部は基礎自治体）で管理しているにもかかわらず、国も一部事業を実施している。更に、県内区域のみの事業者等への指導監督については、都道府県が監視指導を行っている一方で、国も同様に指導監督を行うなど、国と都道府県の間で行政客体の重複が生じている。

このため、本来、地域内で完結するような事業執行についても、県のみでなく、国との協議・調整を要するものが多く、その際には、国の本省のみならず、国の地方支分部局をはじめ出先機関との調整・協議を含め、三重・四重の

事務手続を要するなど、行政の非効率性も指摘されている。

このような重複行政の弊害は、住民から見れば責任の所在が分かりにくく、また、事務処理や調整に多大な時間や費用を要するとともに、類似する事務事業に国と都道府県双方が組織を持ち、人的配置を行う必要があるなど、極めて非効率な行政運営を余儀なくされている。

こうした観点から、国の地方支分部局等と複数の都道府県が合体した道州制の導入は、広域的な行政サービスを道州で一体的かつ総合的に実施することにより、これまで国と都道府県で施策の競合が指摘されていた「重複行政」の解消につながるとともに、スケールメリットを活かし、国・都道府県職員の効率的な配置による人件費削減をはじめ行政コストの一層の削減にもつながるものと期待される。(表3 - 2 参照)

[表3 - 2]

【参考：道州制導入による行財政効率化】

【職員の削減効果の例】

・例えば、中国5県の県職員数と人口がほぼ同規模の愛知県の県職員数を比較した場合、地理的条件や県域面積に違いはあるものの、相当数の職員削減が可能となる。

(中国5県：人口 7,732 千人，面積 31,811 k m²)

(愛知県：人口 7,043 千人，面積：5,123 k m²)

区 分	一般行政職	教職員	警察	計
中国5県(A)	22,974	65,996	15,565	104,535
愛知県(B)	10,312	45,740	13,216	69,268
(A) - (B)	12,662	20,256	2,349	35,267

(参考)平成15年地方公共団体定員管理調査(総務省)

【道州制導入による財政収支試算の例】

自民党国家戦略本部国家ビジョン策定委員会試算例(平成14年12月3日)

・重複行政の解消により都道府県職員，国の出先職員の2分の1程度削減可能

削減効果 2.2兆円

・地方の投資的経費は，徹底的な民間移行と適材適所による見直し

削減効果 7.3兆円

合計 10兆円程度

民主党道州制推進本部プロジェクトチーム試算例(平成12年6月)

・補助金行政の廃止，不必要な公共事業の削減，地方支分部局の廃止等

歳出削減総額 約15兆円+

6 道州の役割と権限

(1) 道州制における国と地方の役割分担

憲法の保障する地方自治の本旨は、住民自らが自らの地域のことを考え、自らの責任で治めていくこと、地域のことは、地域の自主性、主体性を持って、自らの判断と責任のもとに、地域の実情に沿った行政を行っていくことである。

現行の地方自治法では、中央政府である国の役割は、外交、防衛、通貨など国際社会における国家としての存立にかかわる事務、私法秩序の形成等公正取引の確保や生活保護基準など全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務、公的年金や基幹的交通基盤など全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施など、国が本来果たすべき役割を重点的に担うこととされて、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本としているところである。

こうした趣旨は、地域において行政が担うべき分野の事務を住民に身近な行政という観点から積極的に地方公共団体に委ねるということであり、これにより地方公共団体の役割の拡大と充実を図ろうとするものである。

また、「国が本来果たすべき役割」にかかる事務であっても、その役割に係る事務のすべてを国が自ら直接行うことを意味するのではなく、国は制度の枠組みや基本的な準則のみを定め、具体的な施策や事業は、企画立案から執行までを地方公共団体に委ねるべきである。

このような考え方を踏まえれば、国の役割のうち、全国的な規模で又は全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施に当たっては、限定された一部に縮小すべきである。

一方で、住民に身近な基礎自治体の役割は、従来各市町村優先の原則、補完性の原理をこれまで以上に実現し、福祉、保健衛生、教育、まちづくり、農山漁村整備など住民に身近な行政や住民生活に密接する社会資本整備など、住民に身近な総合的な行政主体として、区域内における行政をできるだけ自己完結的に処理することが求められる。

また、道州については、市町村合併により規模・能力の拡大した基礎自治

体を包括する広域自治体として、基礎自治体との役割分担のもと、世界的な視野をもって、広域の圏域における戦略的かつ効果的な行政を展開していくことが求められており、そのためには、広域的な社会資本整備、交通・運輸、産業、雇用、防災・危機管理、国土保全、環境政策など、より専門性が高く圏域全体の視点に立った業務や基礎自治体相互の連絡調整事務を担うことが求められる。

(2) 国の地方支分部局等のあり方

新たな広域自治体である道州が、世界的な視野を持ちつつ、ブロック圏域における戦略的かつ効果的な行政を展開していくためには、その役割を担うにふさわしい権限と税財源を持つことが必要である。こうしたことから、まず、現在の国の地方支分部局等に関連する事務事業を道州へ移譲・移管することが前提となるが、移譲・移管に当たっては、第27次地方制度調査会答申を踏まえ、一部例外を除き、道州へ移譲・移管されることを基本とすべきである。

具体的に道州へ移譲・移管すべき国の地方支分部局等の事務権限の仕分けに当たっては、地方分権改革推進会議が作成した国の地方支分部局の概要を参考とし、次の考え方を基本に整理した。

国際社会において国家として存立にかかわる事務については、国が引き続き、その事務を担うこと。

全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動又は地方自治に関する基本的な準則に関する事務については、その制度の枠組みや準則は、引き続き、国が担うこととするが、制度運用等において、地方で実施可能なものは、道州等が担うこととすること。

全国的な規模で又は全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施については、その制度の枠組みは、引き続き、国が担うこととするが、国民の利便性や事務執行の効率性等の観点から、地方で実施可能なものは、道州等が担うこととすること。

現在の国の地方支分部局の事務のうち、上記～のいずれもあてはまらない事務については、道州等が担うこととすること。

以上の考え方をもとに，道州へ移譲・移管すべき国の地方支分部局等は，次のとおりと考えられる。（表3 - 3 参照）

〔表3 - 3〕

【道州へ移譲・移管すべき主な国の地方支分部局等】

中央省庁	国の地方支分部局等	定員数
内閣府 国家公安委員会 公正取引委員会	管区警察局，府県通信部 地方事務所	4,660 160
総務省	管区行政評価局 総合通信局	925 1,535
法務省	法務局，地方法務局 地方入国管理局	11,979 2,263
財務省 国税庁	財務局 税関 国税局	4,800 8,334 54,307
厚生労働省 社会保険庁	地方厚生局 検疫所 都道府県労働局 地方社会保険事務局	739 23,222 16,623
農林水産省 林野庁 水産庁	地方農政局，地方農政事務所 森林管理局 漁業調整事務所	19,226 5,325 151
経済産業省	経済産業局 鉱山保安監督部	2,202 232
国土交通省 気象庁 海上保安庁	地方整備局 地方運輸局 地方航空局 管区气象台，地方气象台 管区海上保安本部	22,768 4,684 665 3,993 10,658
環境省	自然保護事務所	
合 計		199,451

【道州へ移譲・移管されない主な国の地方支分部局等】

中央省庁	国の地方支分部局等	定員数
内閣府 防衛施設庁	防衛施設局	2,601
法務省 公安調査庁	矯正管区 地方更生保護委員会，保護観察所 公安調査局	170 1,379 1,104
国土交通省	航空交通管制部	1,200
合 計		6,454

(3) 国，道州，基礎自治体の役割分担の考え方 (P77・78，図3 - 4，表3 - 5 参照)

道州制における国，道州，基礎自治体の役割と権限については，既存の行政事務について，単に国か地方かに仕分けするのではなく，将来の規制緩和や民間開放の必要性という視点も含め検討することが望ましい。こうしたことも踏まえながら，主な分野ごとに分けて整理すると次のとおりである。

国家の基本に関する分野

- ・ 国民国家としての統合及び国際社会における国家としての存立にかかわるものとして，外交，防衛や裁判所，検察等の司法関係及び通貨政策，国籍，出入国管理及び国税徴収の準則などについては，引き続き，国の役割とすべきである。
- ・ 出入国管理に係る事務のうち，取締りについては，道州が担い，旅券交付事務については，住民の利便性の観点から基礎自治体が担うことが適当と思われる。
- ・ なお，国税徴収事務については，ドイツやカナダなどの徴税や財源調整方法を参考に，道州又は独立した徴税組織が徴税を一体的に行う仕組みについても検討すべきである。

社会保障・環境衛生分野

- ・ 公的年金，福祉，保健医療，環境衛生等の分野については，それぞれの制度の枠組みや準則については，引き続き，国の役割とすることが適当であるが，制度に係る詳細な運営や事業執行については，地方の事務とし，とりわけ，福祉，保健医療，衛生に係る事務は，すべての基礎自治体が担うことが適当と思われる。
- ・ 道州にあっては，基礎自治体の規模を越える広域的な法人指導や医療計画などや，緊急的な感染症対策や食品安全対策などの危機管理を主に担うべきである。
- ・ なお，独立行政法人化された国立病院・診療所については，今後，自立に向け完全民営化も視野に，行政の役割を一層縮小すべきと考える。

一方，公立病院にあっても，民間医療機関との機能分担を考慮し，その使命が終わったものについては，廃止又は民営化を進めるとともに，

引き続き、その必要性が認められる場合にあっても、独立行政法人化を検討することも必要である。

また、これまで都道府県や基礎自治体が行ってきた広域水道事業や流域・公共下水道などについては、公設民営化を進めるべきである。

教育分野

- ・ 義務教育を含む初等・中等教育については、憲法の保障する教育の機会均等及び国民の教育水準の確保の観点あるいは国際的な技術開発や人材育成の観点から、教育制度の根本に関わる制度の枠組みは、国の責務とすべきと考えるが、その運用にあたっては、地方分権の趣旨を踏まえつつ、地方の裁量を一層高める仕組みが重要である。
- ・ なお、独立行政法人化した国立大学や公立大学については、上記の国立病院や公立病院と同様に、行政の役割を縮小すべきである。

社会資本整備関係分野

- ・ 道路、港湾、空港をはじめ、社会資本整備に関する事務については、国際的な交流基盤あるいは国土全体の中核・根幹的な基盤整備に係るものの制度の枠組みについては、国の役割と考えられるが、整備・管理に当たっては、道州又は基礎自治体が地域の実情を踏まえつつ、効果的・効率的に行うべきである。
- ・ 例えば、地方空港については、現在、空港の役割や機能等から国と県に分かれて管理しているところであるが、全国的なネットワークを基本とする航空管制業務を除き、国管理地方空港については、すべて道州へ移管すべきであり、特に、国際物流や人的交流としての拠点性の高い空港については、出入国管理と一体となって、道州が管理すべきである。
- ・ また、港湾についても、重要港湾・地方港湾の指定のあり方を検討するとともに、空港と同様、国際物流や人的交流としての拠点性の高い港湾の管理は、道州が行うこととするが、その他の港湾については、原則、基礎自治体へ移管すべきである。なお、今後の港湾経営に当たっては、民間の経営手法を活用できる港務局（現在の港湾法で規定）制度の導入を検討すべきである。

産業・雇用分野

- ・ 産業政策については、地域の特色ある産業集積を活かしつつ、東京や中央政府を介さず、地域ブロック圏ごとに東アジア諸国をはじめとした諸外国の各地域との経済交流を一層高めていくという観点から、その多くの事務は道州が中心となって担うべきである。
- ・ また、雇用・労働政策についても、産業政策と表裏一体のものであることから、地域産業の振興と併せて、地域の実情に沿った雇用対策を進めることが重要である。こうしたことから、今後、国の役割は、産業政策については、国際的な視点から競争力を高める産業政策の枠組みや産業活動に起因する私法秩序の形成や公正取引の確保などに特化すべきである。また、雇用・労働政策については、全国的に定めるべき雇用・労働条件の制度の枠組みや準則にとどめるべきと考える。
- ・ 公設試験研究機関については、独立行政法人化の検討とともに、機能分担を踏まえた上で、関連する試験研究機関の統廃合を進めるべきである。

治安・安全

- ・ 治安及び警察行政のうち、国際犯罪やテロ対策など、国家存立に大きく関わる問題については、国家的な危機管理の観点から、国の責務は重要と考えるが、具体的な捜査や警備にあたっては、現在の都道府県警察を基本とし、例えば、管区警察局、入国管理局、管区海上保安本部などの各業務を統合した陸・海・空の新たな警察組織の形態とすべきか、その際、国家的警察業務と地方警察業務を司る職員の身分はどうするのか、あるいは、国際犯罪やテロ対策等に特化した国家警察と地方警察に分けるべきかなど、更に検討すべきである。

(4) 道州に対する国の関与のあり方

今後、道州が内政に関し、幅広い権限を担うこととなるが、道州に対する国の関与のあり方は、法律で制度の大枠のみを定め、道州が地域の実情に沿った施策を展開できるよう、詳細な手続きや基準の設定は、政令や省令では

なく、できるだけ条例に委任するなど、国の関与を最小限とすべきである。また、道州に影響を及ぼす法令の制定・改廃等を行う場合には、あらかじめ道州の意見を十分に聴取しこれを反映させるための有効な仕組みを制度的に保障すべきである。

一方で、国が本来全国的な規模で又は全国的な視点に立つて行うべき施策及び事業の一部については、国民の利便性及事務執行の効率性及び総合性の観点から道州が担うべきところであるが、その際、従来の機関委任事務制度の必要性が議論されることも予想される。機関委任事務制度は、住民の代表である議会や監査委員による監視機能を著しく制限するものであることから、その制度の復活については、容認されるものではなく、道州へ移譲・移管する事務を自治事務とするのか法定受託事務とするのかという、事務・権能に係る規定の再構成が必要となる。

(5) 道州と基礎自治体の関係

道州と基礎自治体との関係については、引き続き、対等・協力の関係のもと、それぞれの役割分担を踏まえつつ、住民の福祉の向上を基本に地域における事務を担うものである。道州制における基礎自治体は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、また、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが求められている。

こうした観点から、道州制に移行した後は、自立性の高い行政主体としての役割を一層発揮できるよう、基礎自治体の更なる再編が期待されるとともに、そうした基礎自治体に対しては、国から地方へ移譲される権限や現在の都道府県の事務権限のうち、基礎自治体が担うことがふさわしい事務事業は原則として移譲・移管を推進すべきである。また、その際には、基礎自治体への関与のあり方についても、必要最小限にとどめるなど十分に配慮される必要がある。

また、道州制の導入により、都道府県区域の拡大とともに、多くの権限を持つ強大な道州政府の実現によって、地域内での集権化につながることはないよう、道州内分権を進めることも重要である。原則、基礎自治体内で完結する事務事業などは、基礎自治体が担うことを前提とし、基礎自治体を越え

る事務事業のうち、住民の利便性や事業執行の効率性から地域性の高い事務事業については、道州の地方機関が担うこととなるが、その際には、本庁と地方機関との縦割りの行政とならないよう、地方機関の総合化や企画立案・調整機能の強化について検討する必要がある。

なお、基礎自治体においては、平成17年3月の合併後においても地理的条件などから、引き続き、小規模な自治体にとどまる地域も存在することになるが、こうした小規模な自治体に対して、区域が一層拡大した道州政府がすべての補完的な行政を担うことは、住民の利便性や行政執行の効率性の観点からみても、好ましくはないことから、今後は、例えば、福祉、教育、保健衛生など住民に身近な行政サービスについては、できるだけ近隣の基礎自治体との連携や広域連合などの共同処理方式を活用していくことが望ましい。

(6) 道州と大都市（政令指定都市・中核市・特例市）の関係

道州制における都市制度のあり方

現在、人口20万人以上の都市については、政令指定都市をはじめ、中核市、特例市制度が創設され、都市の人口規模に応じて都道府県の権限の一部を担っているところである。こうした都市にあっては、すでに都市計画をはじめ、福祉、保健衛生や道路管理などまちづくりに関する事務を主体的に実施しており、引き続き、地域内で完結する行政事務の多くを移譲・移管すべきである。

特に、現在の中核市、特例市については、これまでの実績と経験を十分に持ち合わせていると考えられることから、政令指定都市に準じて更なる権限移譲を進めるべきである。

また、道州制に向けて、他の都市においても更なる行政体制の整備を図る観点から、少なくとも現在の中核市や特例市が有する行政権限を付与できるよう、更なる合併が期待されるとともに、例えば、特例市の指定要件を10万人程度に引き下げることや、あるいは人口要件に係わりなく意欲ある都市については、これらの市に準じた権限移譲を認めるなど、一層の要件緩和についても検討される必要がある。

政令指定都市制度のあり方

一方で、政令指定都市制度については、第28次地方制度調査会で検討を行うこととされており、その論点としては次のとおり考えられている。

道州制における大都市制度をどのように考えるか。

現行の指定都市と同様に、道州の下に置かれる市に関する特例と位置付けることとするか。

・この場合、都区制度と指定都市制度の併存についてどう考えるか。

首都及び大都市圏（三大都市圏以外の圏域も含む。）について、かつての特別市と同様に、道州の区域から外れ、道州とみなされる特例的な市（都市州）を設けることとするか。

・この場合、都市州に区を設け、公選の区長と区議会の議員を擁することとするか。

あるいは、首都又は首都圏についてのみ のような制度を設け、その他の圏域については のような制度を設けることはあり得るのか。

・さらに、 のような制度を三大都市圏にまで拡大することが考えられるか。

政令指定都市を道州の区域から完全に分離独立し、道州と同様な権限を持つ「都市州」とすることについては、次の点から問題がある。

広域的な行政需要への迅速かつ戦略的な対応を目指すためには、現在の都道府県区域の拡大が求められる一方で、現在の都道府県区域よりも更に狭小なミニ道州のような都市州を全国に十数か所（現行政令指定都市の場合、東京都も含めて14都市）も設置することは本来の道州制導入の意義に合致しない。

政令指定都市は、地域ブロック内でも最も人口や産業経済、都市機能等が集積し、将来、地域ブロックを牽引する役割を期待されるところであるが、その都市が道州の区域から完全に分離独立することになれば、道州として地域ブロックの自立に向けた広域的かつ戦略的な施策を展開することは困難となる。

政令指定都市においても、住宅、広域交通あるいは廃棄物処理や水資源問題など、周辺都市や地域との相互依存関係にあることから、政令指定都市が都市州になった場合、独自にこうした地域との連携・調整を円滑に行うことは困難である。

行政に対する住民ニーズがますます複雑かつ多様化する中であって、基礎自治体として、こうした住民ニーズに的確に対応しつつ、併せて、大都市を超える都市圏全体としての広域的な行政需要にも十分対応することは困難である。

一方で、政令指定都市は、人口や産業をはじめ、企業や行政などの中枢管理機能が集積していることから、地域内外からの人口移動も多く住民の行政に対するニーズは他の都市に比べ、より複雑かつ多様化することが予想される。こうした中で、住民自治の観点から、大都市においては、住民と行政との距離が大きいとの指摘もあることから、今後、大都市経営に多くの住民の参加を促し、住民の意見を行政に反映させる地域内分権を図る仕組みが求められる。

このため、例えば、政令指定都市内の行政区単位を特別区のように法人格を付与した基礎自治体として、住民生活に密接に関わる行政サービスは、特別区が担う一方で、特別区ごとに対応するには非効率なサービス（上下水道、廃棄物処理、消防など）や大都市特有な高次都市機能の充実や広域的な交通ネットワークなどは道州政府が担うこととするなど、現行の都と特別区の関係も参考としながら、新たな制度設計についても議論する必要がある。

道州と大都市との役割分担

道州制に移行した後も道州内の大都市は、地域発展の核として道州の中で重要な役割を担うことが期待される。

また、大都市は人口が稠密で、高度な都市機能や産業機能が集積し、その影響が一般の都市以上に広くかつ大きく周辺地域に及んでいるため、周辺地域との一体的な整備が不可欠であり、大都市を含む交通ネットワークや環境保全、防災など広域的な行政課題への対応が求められている。

こうした課題に対しては、道州政府がブロック全体の各都市圏との役割分担も見据えながら、大都市とその周辺地域を含め広域的かつ戦略的な視点から調整機能を含め、その役割を果たす必要がある。

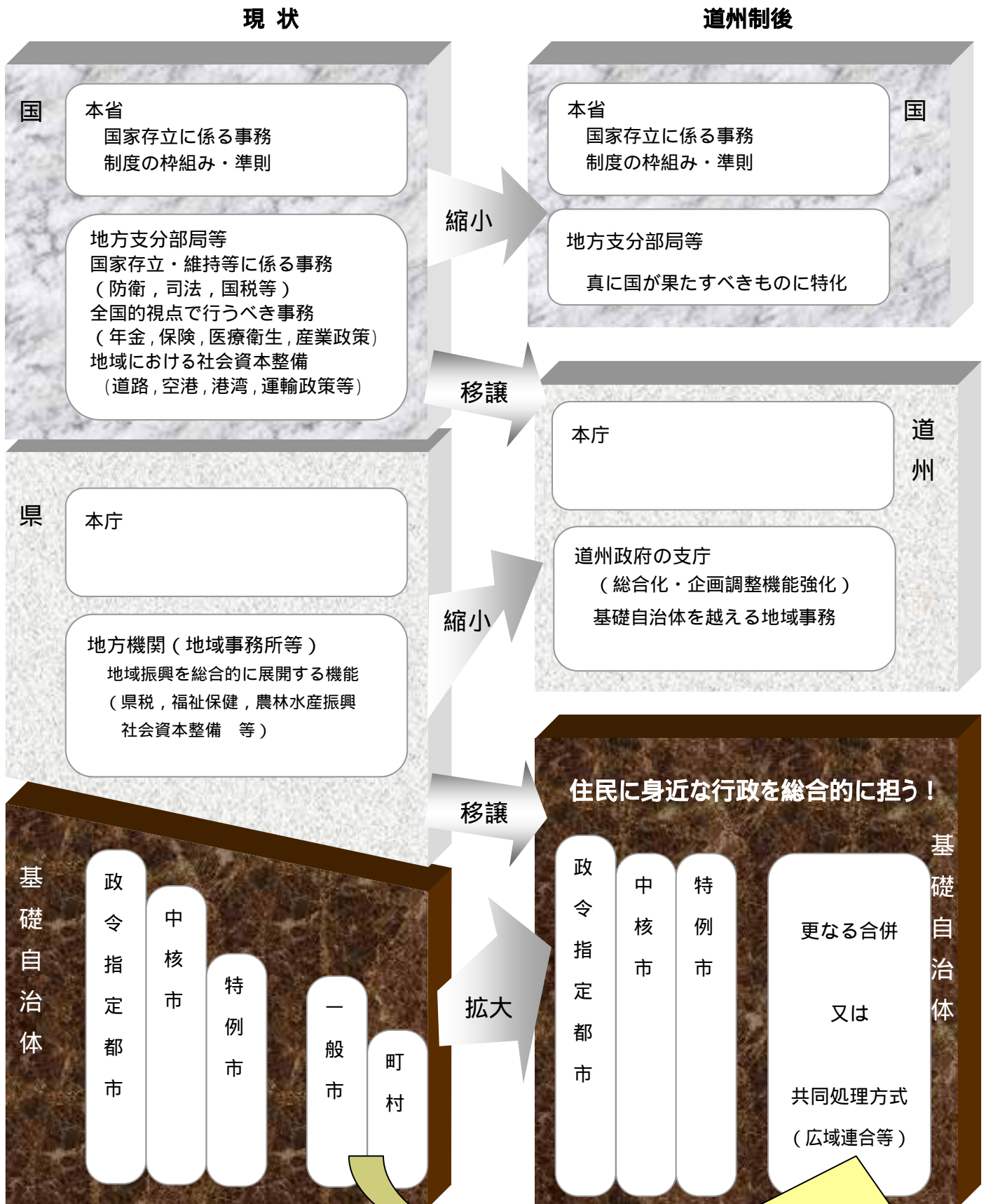
道州制における大都市の役割分担については、基礎自治体として、十分な規模・能力を有することから、国や現在の都道府県が行っている事務のうち、

例えば、これまで、国や都道府県が担ってきた国土保全（砂防，急傾斜崩壊対策，治山，治水，海岸保全等）に関しても，まちづくりや地域の防災対策の観点から地域内において完結するものについては，これらの都市へ移譲・移管すべきである。

また，義務教育に関する現在の都道府県の権限（教職員給与負担，学級編制権及び教員定数権など）や高等学校の設置運営については，道州制による区域の大幅な拡大を考慮すれば，少なくとも大都市区域については，今後，これらの市へ移譲・移管を検討すべきである。

一方，道州の自立に向けて，広域的かつ戦略的な施策を展開することが求められることから，国際交流機能を高めるための拠点となる空港・港湾の整備や国土管理上の中枢・根幹をなす道路網及び道州内の主要都市を結ぶ広域交通体系の整備等については，各都市との連携も図りながら，道州が主体的に担う必要がある。こうしたことから，例えば，政令指定都市が有する道路管理権限のうち，広域的なネットワークを形成するものは，道州へ一元化するほうが効率的であると考えられる。

国，道州，基礎自治体の役割分担のイメージ



[表3 - 5]

国・都道府県・基礎自治体の役割と権限

【現状】 1/2

行政分野	国	道府県	基礎自治体
基本	司法(裁判所, 矯正, 更正施設) 検察 国税徴収 通貨管理 外交, 通商, 関税 国政, 登記(企画, 手続事務) 出入国管理 行政監察 栄典	道府県税徴収 旅券交付	市町村税徴収 戸籍, 住民登録
安全	防衛, 防衛施設管理 国際犯罪, テロ対策 大規模災害 密輸, 密航監視取締 検疫, 税関	警察 広域災害応援 危険物の許認可	消防, 救急
福祉・保険	生活保護・福祉施策の企画 広域法人指導 戦没者遺族等援護の企画 健康保険の企画 年金(企画, 実施)	生活保護の実施, 福祉事務所 介護事業者指導 障害者更生相談 児童相談, 児童福祉施設入所 福祉法人, 施設指導等 戦没者遺族等援護(手続)	生活保護実施, 福祉事務所(市) 介護保険事業 高齢者福祉サービス 障害者福祉サービス 保育所運営 老人保健, 国保(財政, 実施)
医療・衛生	保健医療施策の企画 医療従事者資格 広域法人指導等 国立病院運営 医薬品製造許可等 麻薬等薬物(製造等)取締 感染症対策(企画, 危機管理) 難病対策(企画) 食品安全(企画, 危機管理) 水道事業認可(給水5万人超)	地域医療計画策定 地域医療体制整備 医療従事者確保対策 医療法人, 医療機関指導等 公立病院運営 医薬品販売業許可等 麻薬等薬物(流通等)取締 感染症対策(予防・監視) 難病対策(相談, 医療給付等) 地域保健対策(保健所) 食品安全(危機管理, 衛生対策) 生活関係衛生 水道事業認可(給水5万人以下) 広域水道事業(実施)	公立病院運営 水道事業(実施)
教育・文化	公私立大学設置認可 国立大学設置 義務教育(企画) 学校法人指導(大学) 国宝, 重文指定	公立大学(設置, 運営) 義務教育(学級編成, 定数) 義務教育(教職員任命, 給与) 公立高等学校運営 盲・ろう・養護学校運営 学校法人指導(高, 小中・専門)	公立小中学校運営 義務教育(教科書採択等)

国・道州・基礎自治体の役割と権限

【道州制後】1/2

基礎自治体	国	道州	基礎自治体
基本	司法(裁判所, 矯正, 更正施設) 検察 国税徴収 通貨管理 外交, 通商, 関税 国政, 登記(企画, 手続事務) 栄典	道府県税徴収 (共同徴税機構等も検討) 出入国管理・旅券交付 行政監察	市町村税徴収 戸籍, 住民登録 旅券交付
安全	防衛, 防衛施設管理 国際犯罪, テロ対策 大規模災害	警察 広域災害応援 密輸, 密航監視取締 検疫, 税関	消防, 救急 危険物の許認可
福祉・保険	生活保護・福祉施策の企画 戦没者遺族等援護の企画 健康保険の企画 年金(企画)	障害者更生相談 児童相談, 児童福祉施設入所 広域法人指導 戦没者遺族等援護(手続) 政管健保(実施)老人保健, 国保(財政 年金(実施)	生活保護実施, 福祉事務所 介護保険事業・業者指導 高齢者福祉サービス 障害者福祉サービス 保育所運営 福祉法人, 施設指導等 老人保健, 国保(実施)
医療・衛生	保健医療施策の企画 医療従事者資格 医薬品製造許可等 感染症対策(企画) 難病対策(企画) 食品安全(企画)	地域医療計画策定 地域医療体制整備 医療従事者確保対策 広域法人指導等 公立病院運営 麻薬等薬物(製造等)取締 感染症対策(危機管理) 食品安全(危機管理) 水道事業認可 広域水道事業(実施)	医療法人, 医療機関指導等 公立病院運営 医薬品販売業許可 麻薬等薬物(流通等)取締 感染症対策(予防・監視) 難病対策(相談, 医療給付等) 地域保健対策(保健所) 食品安全(衛生対策) 生活関係衛生 水道事業(実施)
教育・文化	義務教育(企画) 国宝, 重文指定	公私立大学設置認可 公立大学(設置, 運営) 義務教育(学級編成, 定数) 義務教育(教職員任命, 給与) 公立高等学校運営 盲・ろう・養護学校運営 学校法人指導(大, 高, 小中・専門)	公立小中学校運営 義務教育(教科書採択等)

国・都道府県・基礎自治体の役割と権限

【現状】 2/2

行政分野	国	道府県	基礎自治体
社会資本整備	高速自動車道(企画,整備) 一般国道(指定区間)整備,管理 一級河川(指定区間外)管理 重要港湾指定 空港管理(主要地方空港) 国土保全(砂防,地すべり等) 保安林指定,管理(重要流域) 都市公園(国営) 土地改良(国営)	一般国道(指定区間外)整備,管理 都道府県道整備,管理 一級河川(指定区間)管理 二級河川管理 港湾管理(特重,重要港湾,地方港湾) 漁港管理(広域,地方) 空港管理(地方空港) 国土保全(砂防,地すべり等) 保安林指定,管理(重要流域外) 都市計画(区域区分) 流域下水道 都市公園 公営住宅整備,管理 建築基準 土地改良	市町村道整備,管理 準用河川管理 港湾管理(重要港湾,地方港湾) 漁港管理(地方) 都市計画(地区計画等) 公共下水道 都市公園 公営住宅整備,管理 建築基準(特定行政庁のみ) 土地改良
交通・通信	運輸施策(交通計画,物流企画) 自動車運送,海運業等許可 自動車登録検査 航空管制 情報通信,放送(企画,監視)	地域交通対策(鉄道,バス) 地域情報基盤整備	地域交通対策(バス)
産業・経済	原子力等エネルギー政策 科学技術開発支援 公正取引(企画,取締) 中小企業対策(企画,助成) 産業政策(企画,助成) 観光振興(旅行業,ホテル登録) 農地保全(転用許可4ha以上) 指定漁業許可	科学技術開発支援(公設研究機関) 商工団体指導 中小企業対策(融資,助成) 中心市街地活性化,商店街振興 地域産業政策 企業立地政策 観光振興事業 農地保全(転用許可) 農林水産業団体指導 農林水産業の基盤整備 漁業許可,漁業権免許	中心市街地活性化,商店街振興 地域産業振興(地場,伝統工芸等)
雇用・労働	雇用施策(企画) 職業安定(職業紹介,雇用保険) 労使紛争調停等(中労委) 労働基準,労働災害(企画・監督)	地域雇用施策 職業能力開発支援 労使紛争調停(地労委)	地域雇用施策
環境	地球温暖化対策(企画) 環境基準(企画) 自然環境保護対策(国設) 国立公園(指定,管理)	産業廃棄物対策 公害防止対策(大気,水質等) 浄化槽 自然環境保護対策 公園事業(実施)	一般廃棄物処理対策 公害防止対策(騒音,振動) 公園事業(実施)
生活一般	消費者保護(企画,規制) NPO認可	消費者保護(相談) 青少年健全育成 NPO認可	消費者保護(相談) 青少年健全育成

国・道州・基礎自治体の役割と権限

【道州制後】2/2

行政分野	国	道州	基礎自治体
社会資本整備	高速自動車道(企画)	高速自動車道(整備) 一般国道整備,管理 道府県道(広域)整備,管理	道府県道(地域完結)整備,管理 市町村道整備,管理
		一級河川管理 二級河川(広域)管理	二級河川(地域完結)管理 準用河川管理
	重要港湾指定(国際中枢のみ)	港湾管理(特定重要港湾) 漁港管理(広域のみ) 空港管理	港湾管理(重要港湾,地方港湾) 漁港管理(地方)
		国土保全(広域の砂防,地すべり等) 保安林指定,管理(広域)	国土保全(砂防,地すべり等) 保安林指定,管理(地域完結) 都市計画
		流域下水道 都市公園(大規模)	公共下水道 都市公園 公営住宅整備,管理 建築基準(特定行政庁のみ)
		土地改良(大規模)	土地改良
交通・通信	運輸施策(交通計画,物流企画)	地域交通対策(鉄道,バス) 自動車運送,海運業等許可 自動車登録検査	地域交通対策(バス)
	航空管制 情報通信,放送(企画,監視)	地域情報基盤整備	
産業・経済	原子力等エネルギー政策 科学技術開発支援	科学技術開発支援(公設研究機関)	
	公正取引(企画)	公正取引(取締)	商工団体指導
	中小企業対策(企画)	中小企業対策(融資,助成) 中心市街地活性化,商店街振興	中心市街地活性化,商店街振興 地域産業振興(地場,伝統工芸等)
	産業政策(企画)	地域産業政策(企画・助成等) 企業立地政策 観光振興事業(ホテル業登録等)	農地保全(転用許可)
		農林水産業団体指導 農林水産業の基盤整備(大規模) 漁業許可,漁業権免許	農林水産業の基盤整備
雇用・労働	雇用施策(企画)	地域雇用施策 職業紹介・職業能力開発支援	地域雇用施策
	労使紛争調停等(中労委) 労働基準,労働災害(企画)	労使紛争調停(地労委) 労働基準,労働災害(監督)	
環境	地球温暖化対策(企画) 環境基準(企画)	産業廃棄物対策 公害防止対策(大気,水質基準)	一般廃棄物処理対策 公害防止対策(大気,水質,騒音,振動) 浄化槽
		自然環境保護対策 国立公園(管理)公園事業(実施)	公園事業(実施)
	国立公園(指定)		
生活一般	消費者保護(企画)	消費者保護(規制) 青少年健全育成(広域) NPO認可(広域)	消費者保護(相談) 青少年健全育成(地域完結) NPO認可(地域完結)

7 道州制の区域のあり方

道州制を導入するに当たっては、道州をどのような区域・枠組みとするのかが大きな課題となる。過去の道州制等に関する各種提言をみると、概ね全国を10程度のブロック割りとする意見が大勢を占めている。

道州制の区域については、歴史的・地理的、文化的な諸条件や広域交通網や経済圏のつながりなどを総合的に勘案して判断されるべきものであることから、現行の政治・行政的なつながり、企業活動等の経済的なつながり、人口移動等の社会的なつながり、歴史的・文化的なつながり、国土計画上の地域区分などについて、以下の指標等を参考に分析を行った。

【主な指標】

- (1) 政治・行政的なつながり
 - ・衆議院比例代表選挙の選挙区の状況
 - ・主な国の地方支分部局の管轄区域の状況
- (2) 経済的なつながり
 - ・県外企業の広島県内出先機関の管轄区域の状況
 - ・貨物流動の状況
- (3) 社会的なつながり
 - ・人口移動の状況
 - ・旅客流動の状況
- (4) 交通ネットワーク
 - ・道路（高速道路，国道）の状況
 - ・鉄道の状況
 - ・都市間高速バスの運行状況
- (5) 歴史的・文化的なつながり
- (6) 国土計画上の地域区分
 - ・全国総合開発計画上の地域区分の状況
- (7) その他
 - ・電話発信先の状況
 - ・広域エリアの団体及び団体支部の設置状況

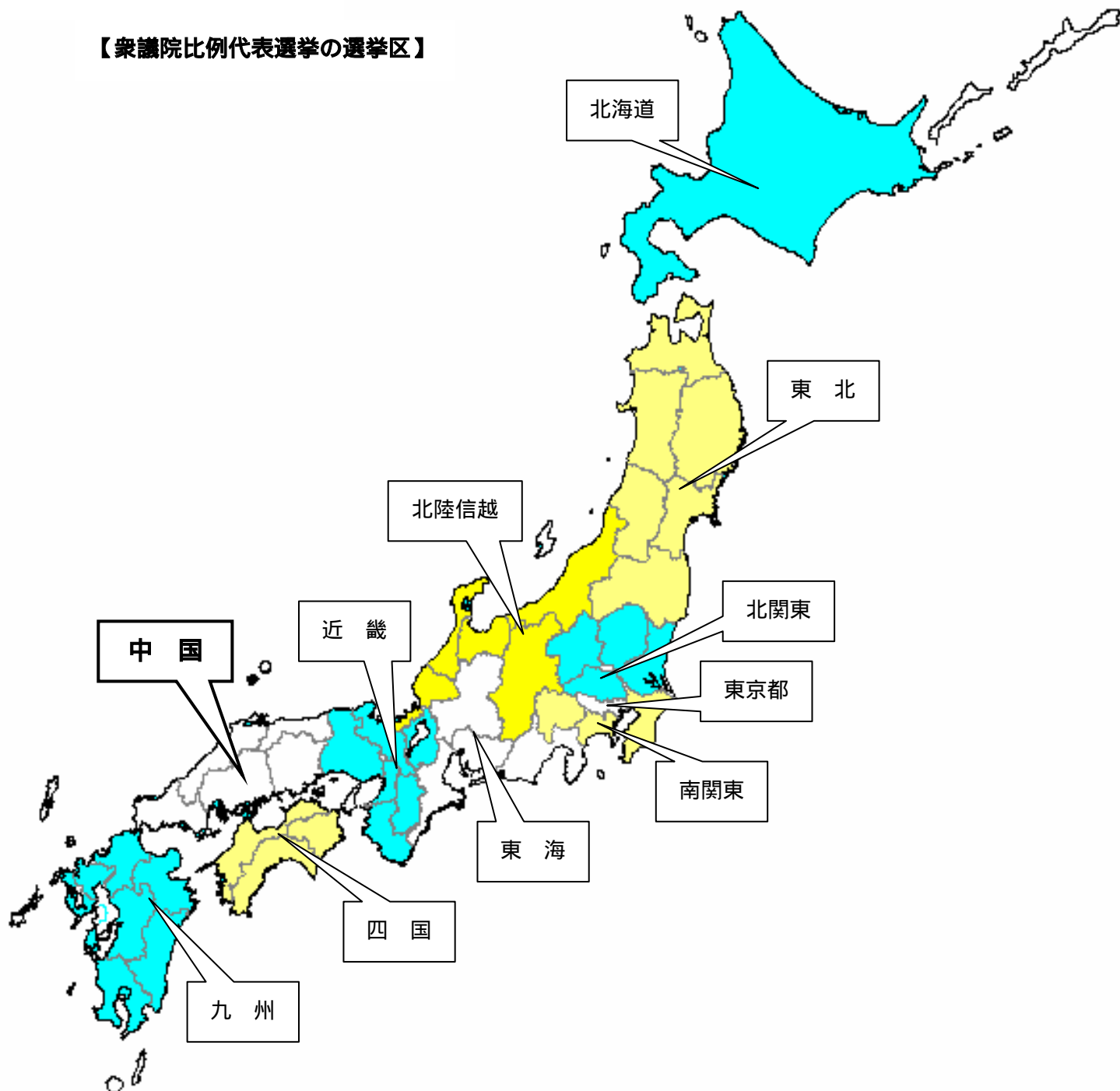
(1) 政治・行政的なつながり

衆議院の比例代表制については、全国を11ブロックに分割しており、本県の場合には、中国地方を一つの区域（中国ブロック）として設定されている。（図3 - 6参照）

国の地方支分部局等の管轄区域を見ると、管区行政評価局，地方厚生局，地方農政局，森林管理局，管区海上保安本部など一部を除いて，概ね国の地方支分部局等の配置は，中国ブロックと四国ブロックに分けて管轄している。（P84，図3 - 7参照）

〔図3 - 6〕

【衆議院比例代表選挙の選挙区】



主な国の地方支分局の管轄区域一覧表

省庁等	人事院			総務省			法務省				
	地方事務局	国家公安委員会 管区警察局	防衛施設庁 防衛施設局	管区行政評価局	総合通信局	公正取引委員会 地方事務所	矯正管区	地方更生保護委員会	法務局	地方入国管理局	公安調査庁 公安調査局
地方支分局の数	9	9	8	8	11	6	8	8	8	8	8
1 北海道	北海道	北海道警察通信部	札幌	北海道	北海道	北海道	札幌	北海道	札幌	札幌	北海道
2 青森県											
3 岩手県											
4 宮城県	東北	東北	仙台	東北	東北	東北	仙台	東北	仙台	仙台	東北
5 秋田県											
6 山形県											
7 福島県											
8 茨城県											
9 栃木県											
10 群馬県											
11 埼玉県	関東	関東	東京	関東			東京	関東			
12 千葉県											
13 東京都		東京都警察通信部			関東	本局*1			東京	東京	関東
14 神奈川県			横浜								
15 新潟県											
16 富山県											
17 石川県					北陸						
18 福井県											
19 山梨県											
20 長野県					信越						
21 岐阜県											
22 静岡県											
23 愛知県	中部	中部		中部	東海	中部	名古屋	中部	名古屋	名古屋	中部
24 三重県											
25 滋賀県											
26 京都府											
27 大阪府	近畿	近畿	大阪	近畿	近畿	近畿中国四国	大阪	近畿	大阪	大阪	近畿
28 兵庫県											
29 奈良県											
30 和歌山県											
31 鳥取県											
32 島根県											
33 岡山県											
34 広島県	中国	中国	広島	中国四国	中国		広島	中国	広島	広島	中国
35 山口県											
36 徳島県											
37 香川県	四国	四国			四国		高松	四国	高松	高松	四国
38 愛媛県											
39 高知県											
40 福岡県	九州	九州	福岡	九州		九州	福岡	九州	福岡	福岡	九州
41 佐賀県											
42 長崎県											
43 熊本県					九州						
44 大分県											
45 宮崎県											
46 鹿児島県											
47 沖縄県	沖縄事務所		那覇	沖縄行政評価事務所	沖縄総合通信事務所	沖縄総合事務所					

* 1 本局は地方支分局の数から除く。

* 2 山口県のうち下関市のみ九州管内となる。

主な国の地方支分局の管轄区域一覧表

省庁等	財務省			厚生労働省		農林水産省			経済産業省	国土交通省			
地方支分局	財務局	税関	国税庁 地方国税局	地方厚生局	検疫所	地方農政局	林野庁 森林管理局	植物防疫所	地方経済産業局	地方整備局		地方運輸局	海上保安庁 管区海上保安本部
地方支分局の数	10	9	12	7	13	9	7	5	9	10	10	10	11
北海道	北海道	函館	札幌	北海道	小樽	北海道開発局	北海道		北海道	北海道開発局	北海道開発局	北海道	第1
青森県													
岩手県													
宮城県	東北		仙台	東北	仙台	東北			東北	東北	東北	東北	第2
秋田県							東北						
山形県													
福島県													
茨城県					東京								
栃木県													
群馬県							関東						
埼玉県	関東		関東信越	関東信越		関東			関東	関東			
千葉県					成田空港・東京								
東京都		東京	東京		東京								
神奈川県		横浜			横浜			横浜			関東	関東	第3
新潟県					新潟					北陸	北陸	北陸信越	第9
富山県													
石川県	北陸		金沢			北陸							
福井県													
山梨県													
長野県							中部						
岐阜県													
静岡県													
愛知県	東海	名古屋	名古屋	東海北陸	名古屋	東海		名古屋	中部	中部	中部	中部	第4
三重県													
滋賀県													
京都府													第8
大阪府	近畿	大阪	大阪	近畿	大阪・関西空港	近畿	近畿中国		近畿	近畿	近畿	近畿	
兵庫県		神戸			神戸			神戸					第5 / 第8
奈良県													
和歌山県					名古屋 / 大阪								
鳥取県													
島根県													
岡山県						中国四国							
広島県	中国		広島	中国四国	広島				中国	中国	中国	中国	第6
山口県								神戸 / 門司			九州*2		第6 / 第7
徳島県								神戸					第5
香川県	四国		高松						四国	四国	四国	四国	
愛媛県													
高知県							四国						
福岡県		門司	福岡	九州	福岡			門司	九州	九州		九州	第7
佐賀県													
長崎県		長崎											
熊本県	九州		熊本			九州	九州						
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													第10
沖縄県	沖縄総合事務局	沖縄地区税関	沖縄国税事務所		那覇	沖縄総合事務局		那覇	沖縄総合事務局	沖縄総合事務局	沖縄総合事務局	沖縄総合事務局	第11

(2) 経済的なつながり

県外企業の広島県内出先機関の管轄区域の状況

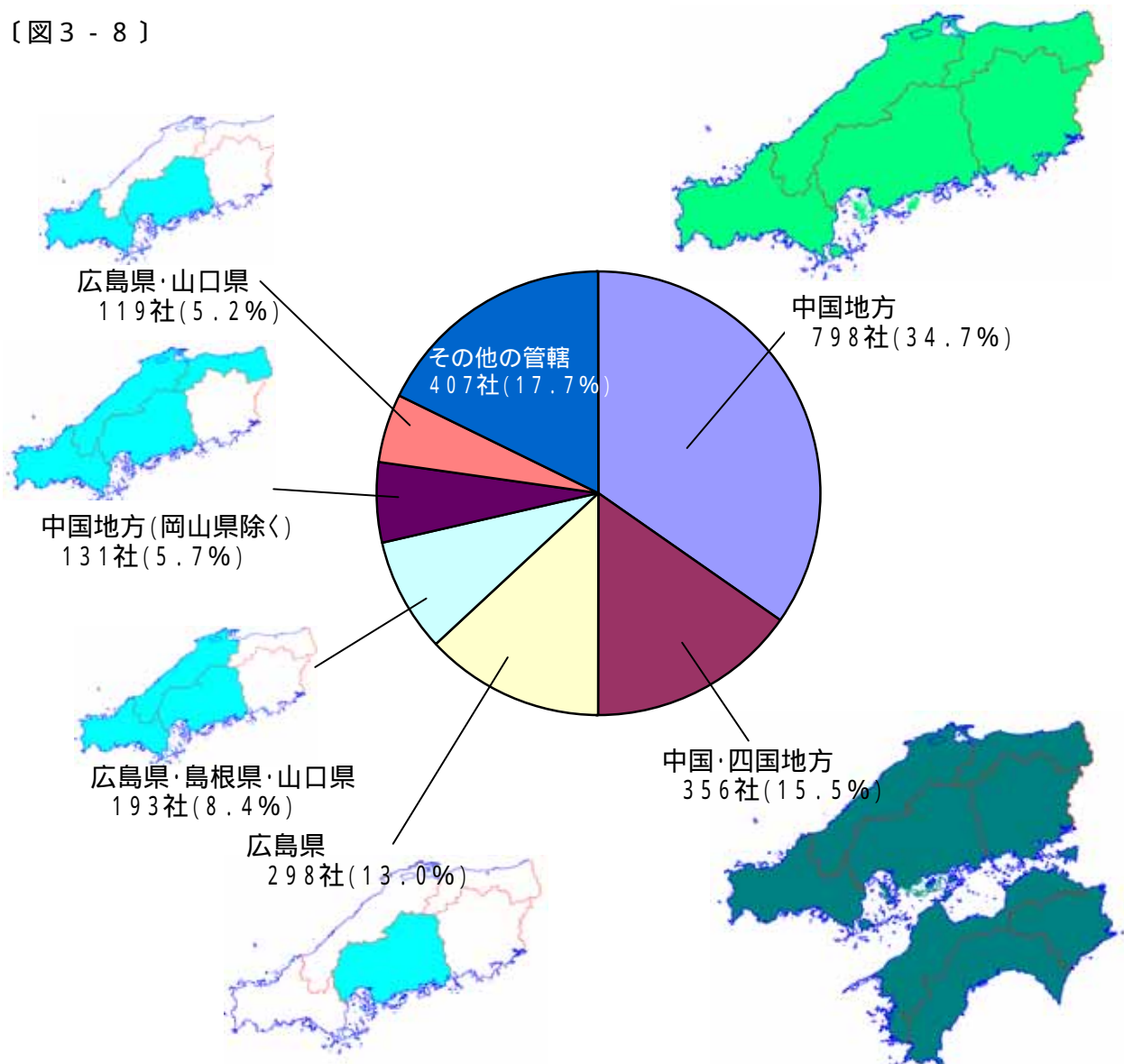
(広島県の会社名鑑平成10年版 新潮社、第一経済レポートより)

広島県内にある県外企業(建設・製造・販売, 金融・サービス業)の出先機関(支店, 営業所等)の管轄区域を見てみると, 全体では, 中国地方を管轄区域とする企業が最も多く(35%), 次に多いのは, 中国・四国地方を管轄する企業となっている。(約16%)

業種別では, 金融・サービス業を除く建設・製造・販売などの企業については, 中国地方を管轄区域とする企業が最も多く(約38%), 次に多いのは, 中国・四国地方を管轄区域とする企業となっている。(約17%)

なお, 金融・サービス業では, 本県区域内を管轄する企業が最も多く(約41%), 次いで中国地方(約18%), 中国・四国地方(約11%)の順となっている。

[図 3 - 8]

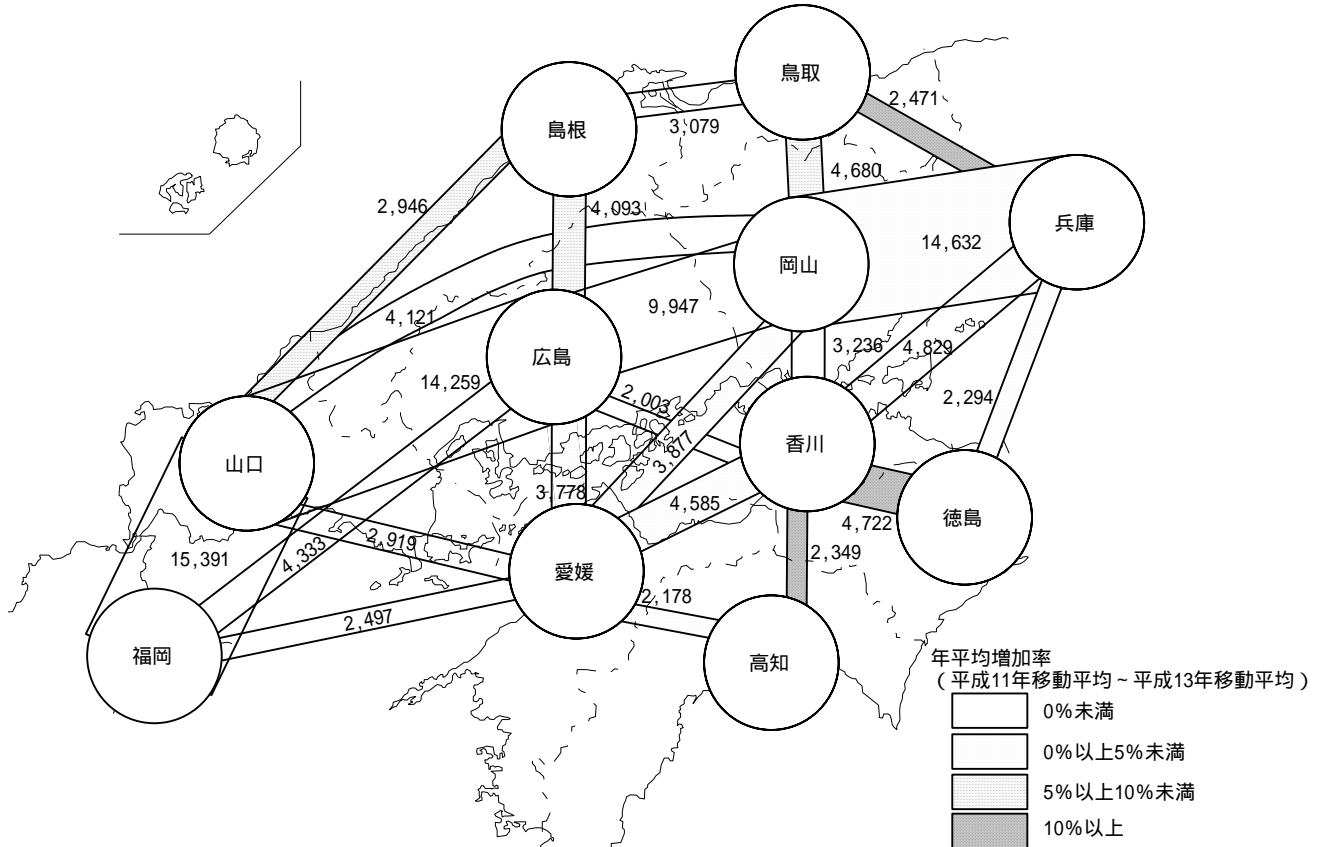


区 分	建設・製造・販売	金融・サービス業	合 計
広島県	130社 6.9%	168社 40.5%	298社 13.0%
広島県・山口県	78社 4.1%	41社 9.9%	119社 5.2%
広島県・島根県・山口県	169社 9.0%	24社 5.8%	193社 8.4%
中国地方(岡山県除く)	126社 6.7%	5社 1.2%	131社 5.7%
中国地方	725社 38.4%	73社 17.6%	798社 34.7%
中国地方・四国地方	311社 16.5%	45社 10.8%	356社 15.5%
その他の管轄	348社 18.4%	59社 14.2%	407社 17.7%
計	1,887社	415社	2,302社

貨物流動（平成11年度～平成13年度の3か年平均）

平成11年度～平成13年度の3か年平均の貨物流動から県間の影響関係を見ると、本県では山口県と岡山県との交流が最も高くなっている。また、島根県では、本県との交流が最も高くなっている。なお、岡山県では近畿地方、山口県では九州地方との交流も高くなっている。
 四国地方との影響関係について見る、四国3県（香川、愛媛、徳島）では、いずれも近畿地方との交流が最も高いが、香川県、愛媛県の瀬戸内沿岸地域では、岡山県、広島県との交流も高い。

〔図3-9〕



鳥取県	岡山	島根	兵庫												
	4,680	3,079	2,471												
島根県	広島	鳥取	山口												
	4,093	3,079	2,946												
岡山県	兵庫	広島	大阪	愛知	福岡	愛媛	鹿児島	香川	千葉	大分					
	14,632	9,947	8,983	8,295	6,188	3,871	3,501	3,236	2,855	2,827					
広島県	山口	岡山	大阪	兵庫	福岡	愛知	島根	愛媛	大分	千葉	香川				
	14,259	9,947	8,539	5,329	4,333	4,119	4,093	3,778	3,330	2,393	2,003				
山口県	福岡	広島	大分	兵庫	鹿児島	大阪	千葉	岡山	愛知	島根	愛媛	神奈川	東京		
	15,391	14,259	10,435	9,351	7,516	6,299	4,559	4,121	3,141	2,946	2,919	2,615	2,157		
徳島県	香川	大阪	兵庫												
	4,722	3,302	2,294												
香川県	大阪	兵庫	愛媛	岡山	福岡	高知	広島								
	5,127	4,829	4,585	3,236	2,457	2,349	2,003								
愛媛県	大阪	香川	岡山	広島	山口	福岡	高知								
	4,975	4,585	3,871	3,778	2,919	2,497	2,178								
高知県	千葉	和歌山	香川	愛知	愛媛	神奈川									
	4,275	2,705	2,349	2,194	2,178	2,004									

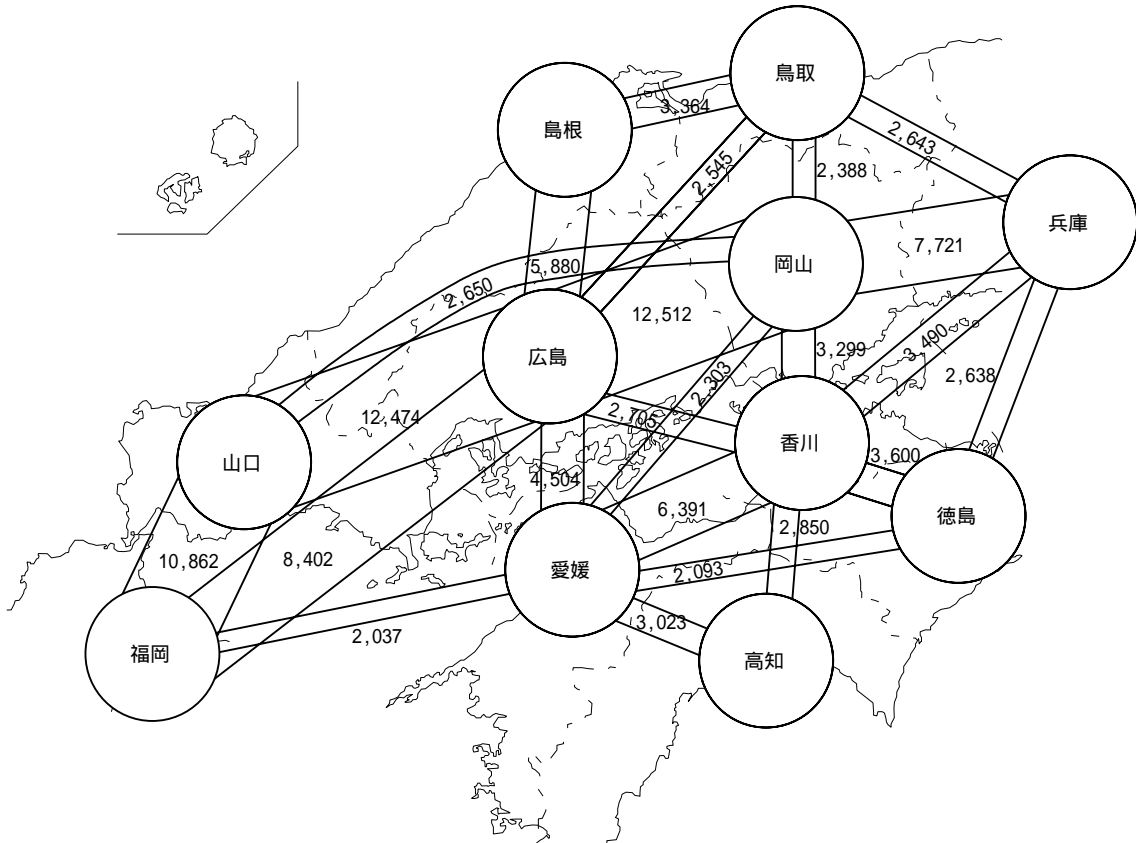
(注) 単位は千トン

(資料) 国土交通省「貨物流動調査」

(3) 社会的つながり
人口移動(平成14年)

人口移動の県間の影響関係を見ると、平成14年においては、本県では、岡山県、山口県の交流が最も高くなっている。また、島根県では本県との交流が最も高く、鳥取県との交流も高い。
四国地方の影響関係を見ると、香川県と愛媛県との交流が最も高く見られるが、徳島県、高知県では、近畿地方(大阪府)との交流が最も高くなっている。なお、愛媛県では、本県との交流も高い。

[図3-10]



鳥取県	島根	大阪	兵庫	広島	岡山												
	3,364	3,228	2,634	2,545	2,388												
島根県	広島	鳥取	大阪	東京													
	5,880	3,364	3,170	2,043													
岡山県	広島	大阪	東京	兵庫	香川	福岡	神奈川	山口	鳥取	愛媛	愛知	京都					
	12,512	8,490	5,236	7,721	3,299	3,187	2,798	2,605	2,388	2,303	2,209	2,110					
広島県	岡山	山口	大阪	東京	福岡	神奈川	兵庫	島根	愛媛	千葉	愛知	埼玉	京都	香川	鳥取	長崎	
	12,512	12,474	11,124	10,683	8,402	7,525	7,367	5,880	4,504	3,876	3,595	3,004	2,976	2,705	2,545	2,213	
山口県	広島	福岡	東京	大阪	神奈川	岡山	兵庫	千葉									
	12,474	10,862	4,342	4,214	2,740	2,650	2,501	2,050									
徳島県	大阪	香川	兵庫	愛媛	東京												
	3,706	3,600	2,638	2,093	2,010												
香川県	愛媛	大阪	東京	徳島	兵庫	岡山	高知	広島									
	6,391	5,612	3,815	3,600	3,490	3,299	2,850	2,705									
愛媛県	香川	大阪	広島	東京	兵庫	高知	岡山	神奈川	徳島	福岡							
	6,391	6,300	4,504	4,346	3,496	3,023	2,303	2,140	2,093	2,037							
高知県	大阪	愛媛	香川	東京													
	3,458	3,023	2,850	2,411													

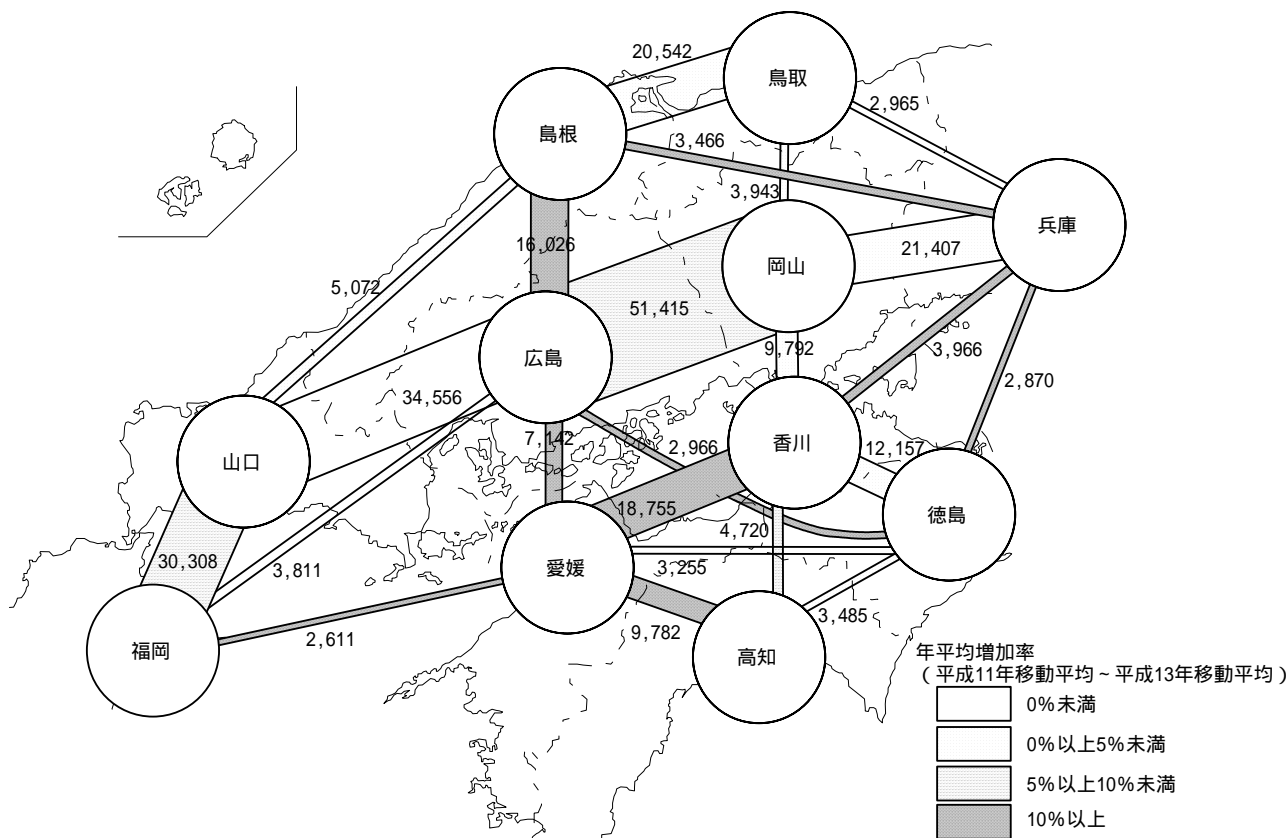
(注) 単位は人
(資料) 総務省「住民基本台帳人口移動報告年報」

旅客流動（平成11年度～平成13年度の3か年平均）

平成11年度～平成13年度の3か年平均の旅客流動から県間の影響関係を見ると、本県では、鳥根県、岡山県、山口県との交流が最も高くなっている。また、鳥根県と鳥取県との交流もかなり高い。なお、山口県、岡山県については、福岡県、兵庫県との交流も高い。

四国地方の影響関係を見ると、総じて四国4県間の交流は高いが、香川県、愛媛県については、岡山県、広島県との交流も高い。

〔図3-11〕



鳥取県	鳥根	岡山	兵庫	大阪						
	20,542	3,942	2,965	2,828						
鳥根県	鳥取	広島	山口	兵庫	滋賀					
	20,542	16,026	5,072	3,466	2,416					
岡山県	広島	兵庫	香川	大阪	鳥取	福岡	東京			
	51,415	21,407	9,792	5,426	3,943	2,829	2,537			
広島県	岡山	山口	鳥根	東京	愛媛	大阪	福岡	徳島	熊本	兵庫
	51,415	34,556	16,026	11,710	7,142	5,674	3,811	2,966	2,287	2,128
山口県	広島	福岡	鳥根	山形						
	34,556	30,308	5,072	2,719						
徳島県	香川	高知	愛媛	兵庫						
	12,157	3,485	3,255	2,870						
香川県	愛媛	岡山	高知	三重	兵庫					
	18,755	9,792	4,720	4,710	3,966					
愛媛県	香川	高知	広島	徳島	三重	大阪	福岡			
	18,755	9,782	7,142	3,255	2,804	2,670	2,611			
高知県	愛媛	香川	大阪	徳島	愛知					
	9,782	4,720	4,035	3,485	2,971					

(注) 単位は千人

(資料) 国土交通省「旅客地域流域調査」

鉄道

中国地方の鉄道ネットワークを見ると、山陽側は、新幹線利用により、岡山から山口まで、概ね2時間半程度で到達可能となっているが、陰陽及び山陰では、今なお、相当の時間を要する。なお、岡山を起点とすれば、中国地方の県庁所在地まで、概ね3時間以内で到達可能となっている。

四国地方については、各県庁所在地までの概ね3時間から5時間程度かかるなど、鉄道ネットワークに大きな課題がある。

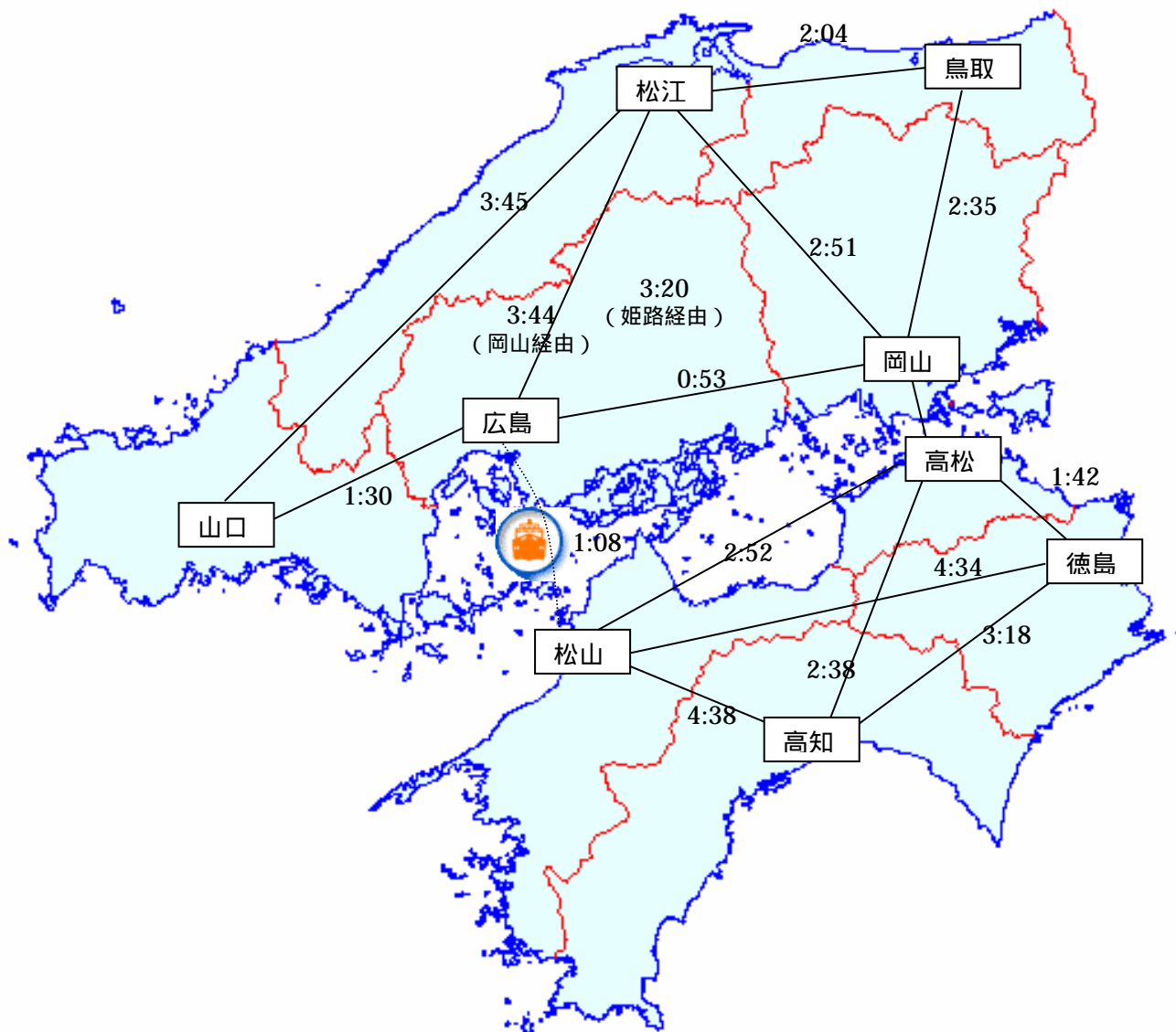
中国・四国地方の鉄道利用の必要時間

「駅すばあと」による最短時間の経路を選択

したがって、新幹線利用のために迂回している例がある。

所要時間には、「駅すばあと」による乗車時間、乗り換え時間、その他の時間を含む。

広島・松山間は高速艇の所要時間



都市間高速バス

中国・四国地方発着の高速バスのネットワークについて見ると、本県では、中国・四国地方の県庁所在地以外の主要な都市にも路線を開設するなど、都市間ネットワークを形成している。

〔図3-14〕

中国四国地方発着の高速バス路線（網掛け部分）

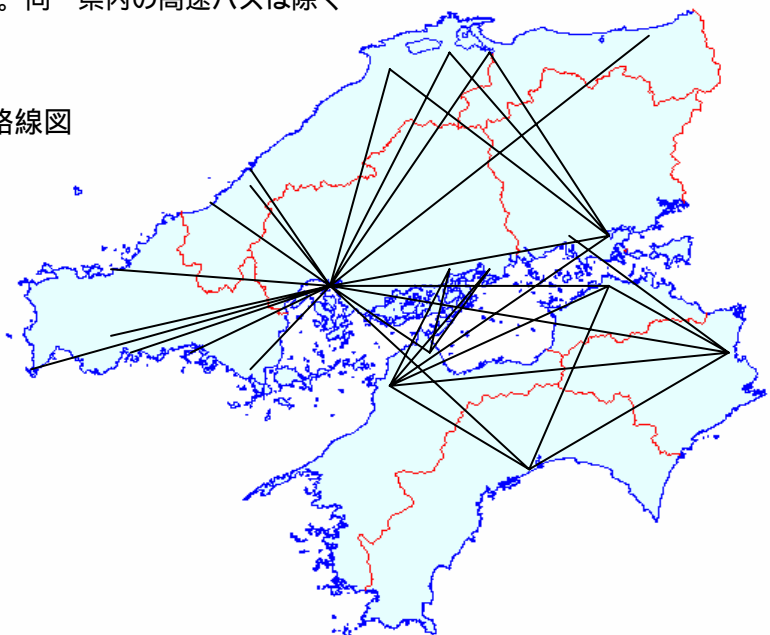
	東京	神奈川	愛知	京都	大阪	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	長崎
鳥取							■	■	■	■	■						
島根							■	■	■	■	■						
岡山							■	■	■	■	■						
広島							■	■	■	■	■						
山口							■	■	■	■	■						
徳島												■	■	■	■	■	■
香川												■	■	■	■	■	■
愛媛												■	■	■	■	■	■
高知												■	■	■	■	■	■

中国四国地方内の高速バス路線（詳細）

	鳥取県		島根県					岡山県		広島県			山口県				徳島	香川	愛媛県		高知		
	鳥取	米子	松江	出雲	益田	浜田	有田	岡山	倉敷	福山	尾道	広島	徳山	防府	湯田	田布施	萩	下関	徳島	高松	今治	松山	高知
鳥取	■																						
島根		■																					
岡山			■																				
広島				■																			
山口					■																		
徳島												■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
香川												■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
愛媛												■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
高知												■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

平成16年10月時刻表より。同一県内の高速バスは除く

中国四国地方内の高速バス路線図



(5) 歴史的・文化的なつながり

古代

中国地方は古墳時代，中国山地を中心とする砂鉄生産，平野部の農業生産力，瀬戸内海沿岸地域の塩の生産という豊かな経済基盤を有し，出雲，吉備という大きな勢力を有していた。

7世紀後半，律令制で五畿七道の行政区域が確立し，山陰道のうちの因幡，伯耆，隠岐，出雲，石見の5カ国と山陽道のうちの美作，備前，備中，備後，安芸，周防，長門の7カ国が現在の中国地方を構成し，南海道のうち讃岐，阿波，伊予，土佐の4カ国が現在の四国地方を構成している。

(P94，図3 - 15参照)

中世

鎌倉時代には，東国武士が下り，守護・地頭として地域に根を下ろした。

室町時代には，周防の大内氏が中国地方西半分と九州北部を支配する守護大名となり，尼子氏は，山陰一円から山陽地方までを支配するようになる。

また，中国という呼称は古代から畿内と九州の中間的な意味で使われていたが，室町時代に現在の中国地方を示す呼称として確立している。

戦国時代には，安芸の毛利氏が中国地方一円から伊予，北九州までの勢力圏を形成し，四国では長宗我部氏が四国全域を攻略するなど，大きな勢力移動があった。

江戸幕府成立以降は，親藩・譜代・外様大名を錯綜して配置し，親疎・大小を入りこませることによって，互いの結束を妨げようとする政策がとられた。

近現代

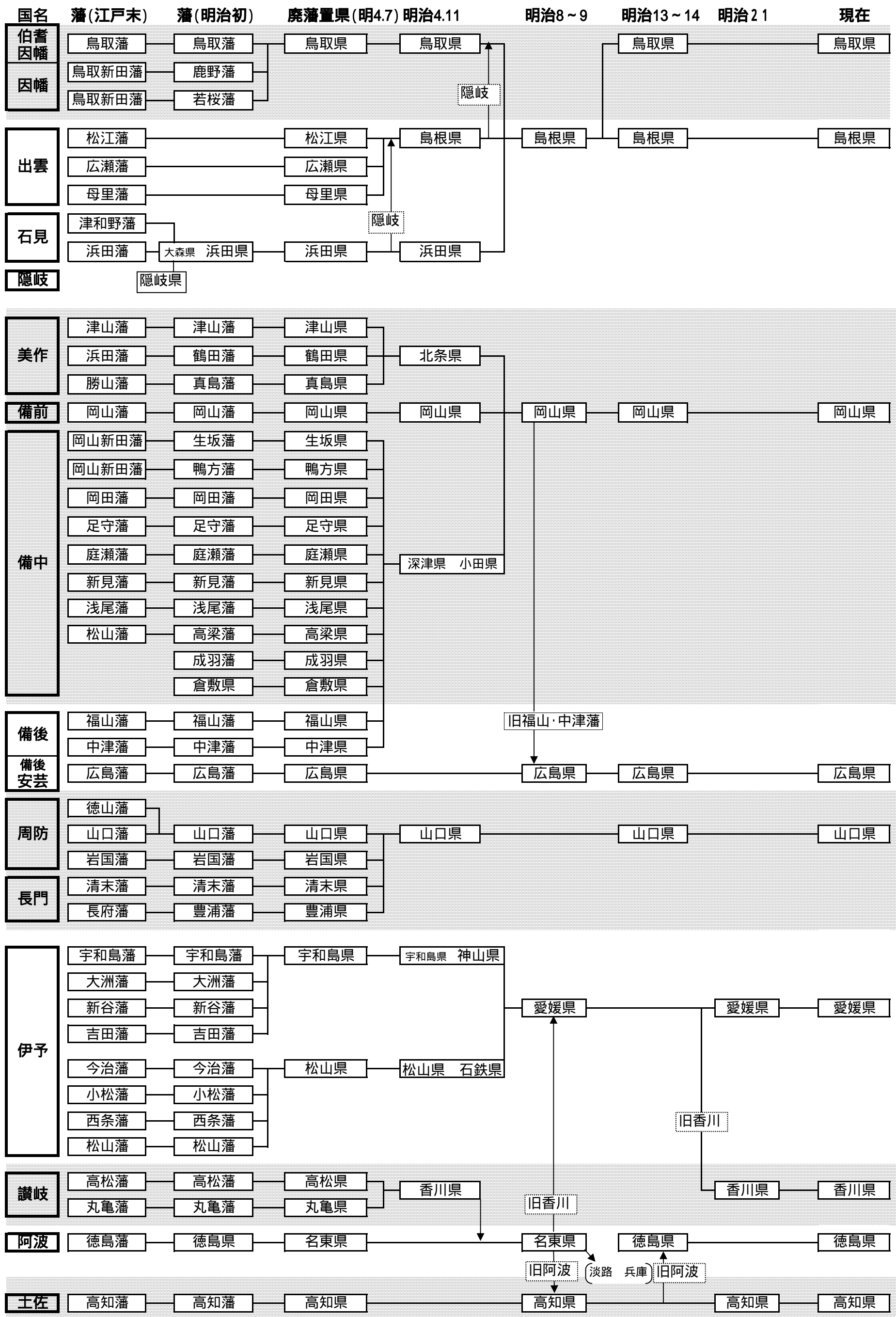
明治維新後の廃藩置県により，都道府県が設置されたが，旧藩の区画を継承したため，古代からの行政区画が現在の都道府県の区画に継承されている。

交流と文化

古代から瀬戸内海は世界に開かれた交通の要衝であり，山陽道も要路として重んじられた。また内陸路も整備され，幅広い交流が行われた。

こうした幅広い交流や支配層の交代などを背景に，文化的に一つの圏域を形成するというよりも，個性豊かで多様な文化が育まれているのが地域の特徴となっている。

藩・府県変遷表



(6) 国土計画上の地域区分

わが国において、都道府県を越えた広域的な地域ブロックとして法律上位置付けられているものとして、昭和25年に制定された全国法としての国土総合開発法に基づく全国総合開発計画における「地域区分」とこれをベースにしたブロック法として、大都市圏整備法と地方圏整備法がある。

全国総合開発計画及び北海道開発法などブロック法上の地域区分に基づき、以後、わが国の地域ブロックは形成され、全国的にみると、一部移動はあるものの、10ブロック体制が基本となっている。

中国ブロックについてみると、新全総(2全総)を除き、中国5県でブロックを形成している。(新全総では、本四架橋を前提に、中国・四国の一体化を促進するため、中国四国圏が打ち出されたが、次の3全総では中国、四国ブロックに戻され、以後、別々のブロックとして現在に至っている。)

【全国総合開発計画上の地域区分】

第五次全国総合開発計画(平成10年3月31日)

【10ブロック】

地域区分	区 域
北海道	北海道
東 北	青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島, 新潟
関 東	茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, 山梨
(東京圏)	埼玉, 千葉, 東京, 神奈川
中 部	長野, 岐阜, 静岡, 愛知, 三重
北 陸	富山, 石川, 福井
近 畿	滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山
中 国	鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口
四 国	徳島, 香川, 愛媛, 高知
九 州	福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島
沖 縄	沖縄

(7) その他

電話発信先の状況

電話発信先から県間の影響関係を見ると、鳥取県、島根県、岡山県、山口県の中国地方4県では、本県との交流が最も高くなっている。

四国地方の影響関係を見ると、愛媛県、徳島県、高知県の四国地方3県では、香川県との交流関係が最も高くなっている。

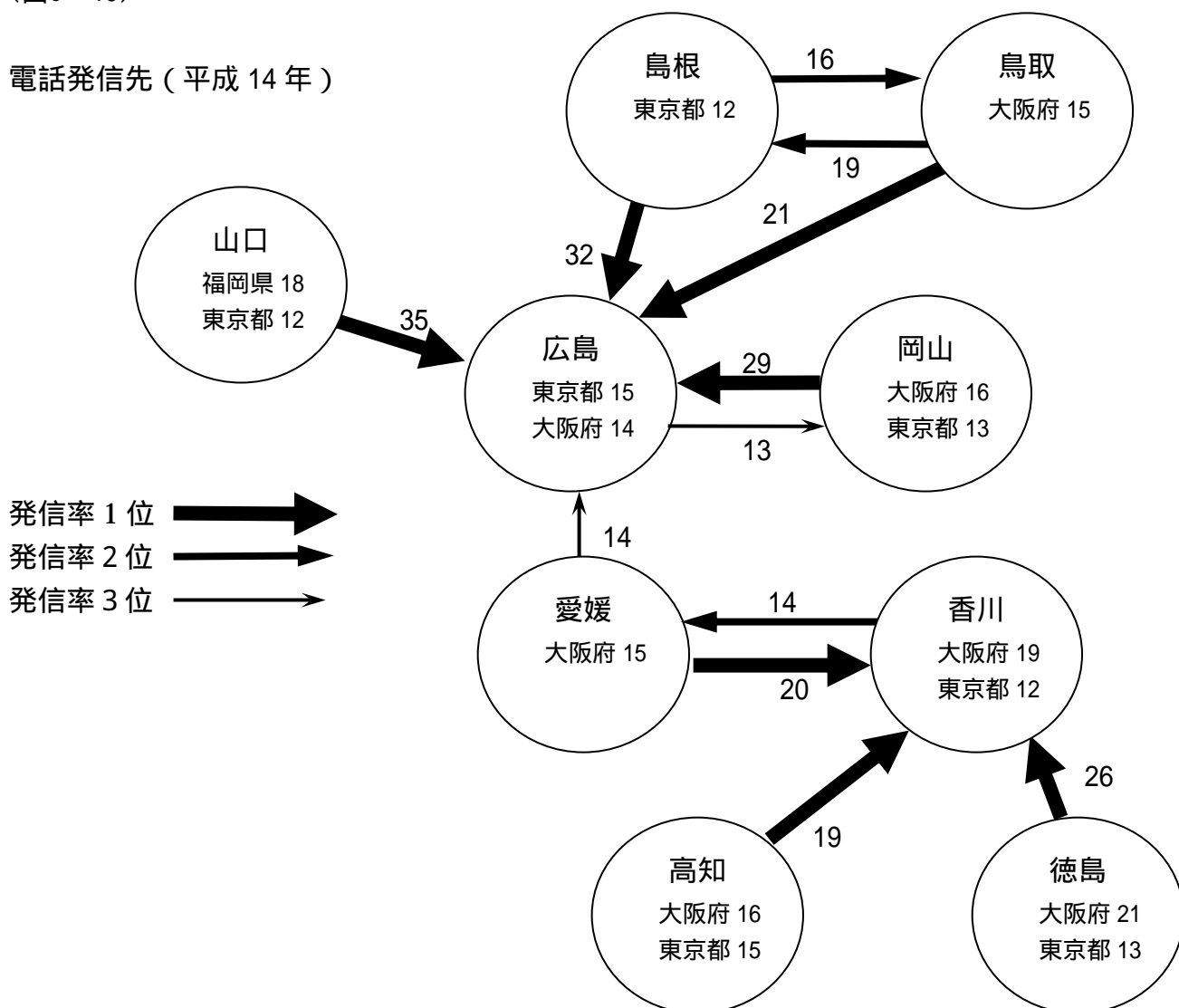
広域エリアの団体及び団体支部の設置状況

民間レベル（経済団体、各種関係団体、学会等）のつながりを見ると、概ね中国ブロックと四国ブロック単位として活動を行っている団体が多く存在している。

また、中国ブロックでは、その事務所の所在の多くは、本県に集中している。

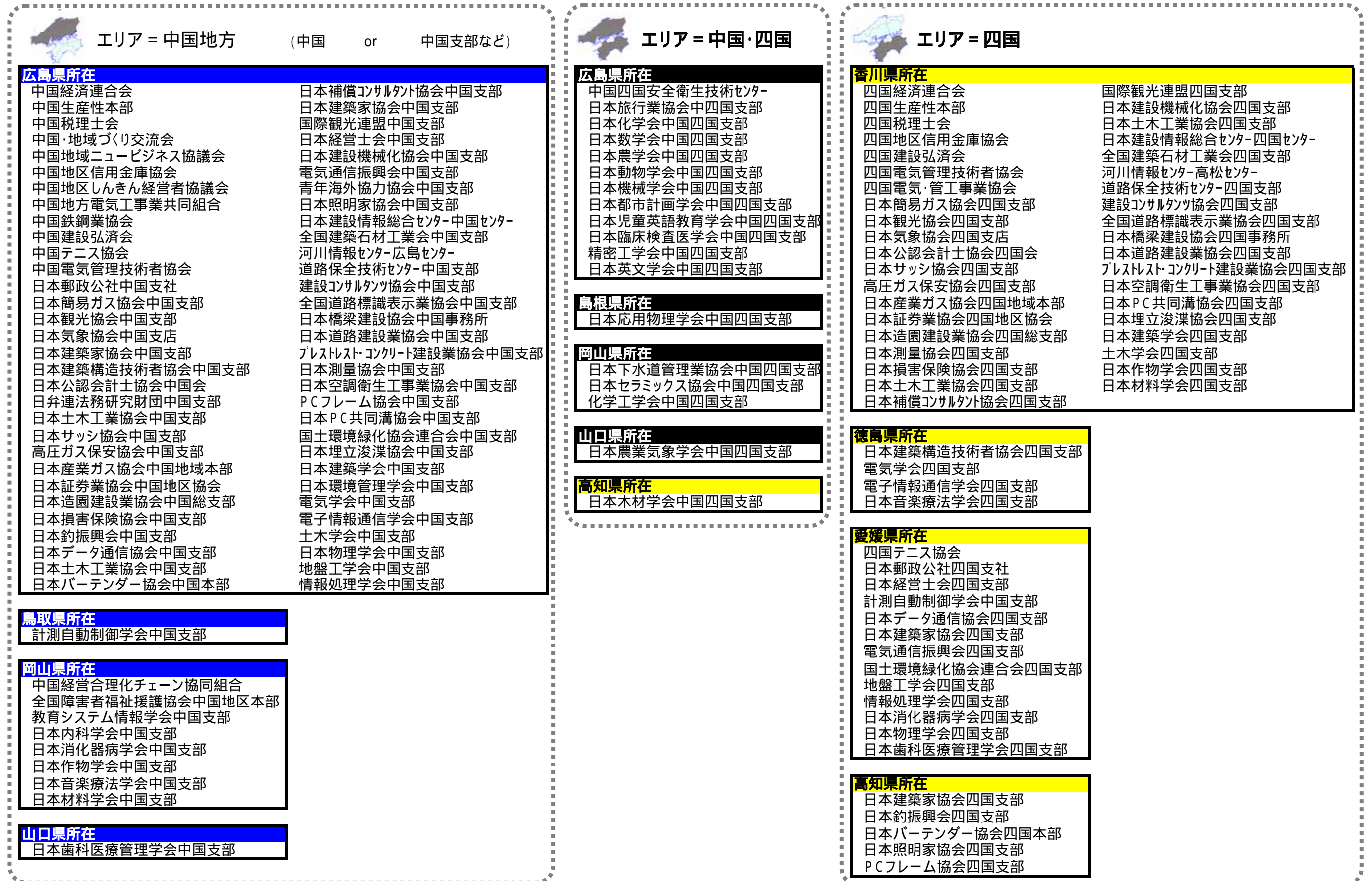
〔図3 - 16〕

電話発信先（平成14年）



(注) 図中の数字は、当該県の県外発信時間全体に占める着信県の割合。単位は%。

広域エリアの団体及び団体支部の設置状況(エリア別, 事務局所在地別) [図3-17]



電話帳, Yahooの検索システムから中国支部, 四国支部等で検索 (財)(社)等は省略

(8)まとめ

分析結果の概要は次のとおりである。

政治的には、衆議院の比例代表制選出区域が、中国と四国に分かれている。行政的には、国の地方支分部局の管轄区域をみると、地方農政局、防衛施設局、管区行政評価局、森林管理局等一部を除き、中国と四国に管轄区域を分けている。

経済的には、県外企業の支社・支店の管轄区域をみると、中国を管轄する企業が中四国を管轄する企業を上回っている。

また、中国・四国地方各県と他県との貨物流動や旅客流動、人口移動などについても、概ね中国地方、四国地方それぞれの一体性を示している。

ブロック別及び全国規模の各種団体（協会、協同組合、学会等）の設置状況をみると、中国ブロック単位で設置されている団体が多く存在している。

歴史的には、古代から中国、四国という呼称があり、中世以降、現在の中国地方、四国地方を指す呼称として確立している。文化的には、幅広い交流を背景に多様な文化が形成された地域であり区域のあり方の根拠とはなりにくい。

これらの指標からみると、中国ブロック（中国地方5県）と四国ブロック（四国地方4県）は、それぞれが独立して一体的な圏域として捉えられることから、現時点では、中国ブロックを一つの単位とした区域（中国州（仮称））が適当と考えられる。

なお、道州制の区域の検討に当たっては、他県や他の地域における考え方も十分に踏まえながら、隣接地域との関係、将来の人口減少も考慮した長期的な展望、地域連携の取組みなど様々な要素を加え、国民、県民のコンセンサスが得られるよう、更に検討する必要がある。

8 道州制における税財政制度のあり方

(1) 道州制における地方税財政制度のあり方

道州制においては、国の地方支分部局の事務権限の大半を道州政府と基礎自治体が担うこととなるため、現在よりも地方歳出規模は一層拡大することとなるが、こうした歳出規模に見合った地方税財政基盤を確立することは、不可欠な条件であり、更なる税源移譲を推進する必要がある。

【道州へ移譲・移管すべき主な国地方支分部局の予算規模】

国地方支分局等（防衛施設局，矯正管区，航空交通管制部等を除く）：約11.6兆円

（注）予算には国から地方への補助金も含まれている。

第27次地方制度調査会の「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」においても、「地方税財政制度については、道州の権限に応じて、自立性を高めることを原則とする。また、自立性の高い道州制を実現する観点から、自主財源である地方税を大幅に拡充することを基本とし、道州の規模、権限、経済力等を踏まえ、新たな財政調整の仕組みを検討する。」とされている。

道州制における新たな財政調整制度のあり方については、これまでのように国からの垂直的な財政調整制度を基本とすべきか、あるいは、道州間での水平的な財政調整制度を基本とした仕組みとすべきか、二つの意見があることから、こうした財政調整制度の仕組みについて、諸外国の税財政制度も参考に幅広く検討を進めていく必要がある。

(2) 諸外国の税財政制度の概要

諸外国の税財政制度をみると、税制構造においては、単一制国家の場合、日本を除いては、国・地方の課税ベースの重複が少ない。一方で、連邦制国家の場合は、連邦と州の課税ベースの重複が多くなっている。(P101, 表3-18参照)

このことから、一概にどちらの方が優れているかは言えないものの、課税

ベースが重複した場合のメリットとしては、①消費税，地方消費税のように同一の徴税事務の中で，国税と地方税が収納できるものは，徴税コストが安くなる。②多くの課税ベースをそれぞれが共有することで，税収変動リスクをそれぞれが分担できる。

逆に，問題点としては，①納税者にとって，国・地方のいずれかにいくら納めているのかが理解しにくい。②一方の減税や増税などの施策の効果が，他方によって阻害される場合が在り得る。

一方で，諸外国の財政調整制度をみると，ドイツでは，地域間の水平的な財政調整制度を行っているが（ただし，フランスにおいても市町村間レベルで一部実施されているが，規模は小さい。），他の諸国においては，国（連邦）からの垂直的な財政調整が主流となっている。

水平的な財政調整の仕組みを導入すれば，国（連邦）から過度の財政資金に依存することなく，各州間の歳入を一定程度均等化する効果が認められる。しかしながら，ドイツにおいても，旧東ドイツとの統合により，旧東ドイツの各州への拠出が大きくなるなど，拠出する裕福な旧西ドイツの州からの不満も大きくなっており，結果として，連邦からの垂直的な財政支援が増大する傾向になっている。（P102，表3－19参照）

**【参考文献：「地方財政システムの国際比較」財務省財務総合研究所
（2002年6月）】**

【諸外国の税収構造の特徴】

国名	概要
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産課税については、固定資産税や都市計画税として、地方自治体のみが課税、逆に相続・贈与課税は国のみが課税されている。 ・ 個人所得課税については、国（所得税）と地方（住民税所得割）の双方が課税しており、課税ベースを国税と地方税で共有している。 ・ 法人所得課税についても、国（法人税）と地方（住民税法人税割、事業税）とで課税しており、課税ベースが重複している。 ・ 個人、法人とも所得課税の国・地方の比率は、概ね 6 : 4 である。 ・ 一般消費課税（消費税・地方消費税）、個別消費課税についても、課税ベースを国・地方とでシェアしており、国税・地方税の比率は、それぞれ 8 : 2, 7 : 3 である。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方歳出は国全体の歳出の 3 割程度と小さいことから、地方税のウエートが極端に小さく、地方税としては、カウンシル税（居住用資産に対する課税）のみである。 ・ 法定の標準税率や制限税率は存在しない。 ・ 個人所得課税をはじめ、法人所得課税、消費課税などは、すべて国税であり、課税ベースの重複はない。 ・ かつて、地方所得税創設の議論があったが、イギリスでは伝統的に地方の税率設定権に対する意識が強く、国が地方の税率設定に介入せざるを得ない税目は、地方税にふさわしくないとの理由で、見送られた経緯がある。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別的消費課税で若干の課税ベースの重複があるものの、イギリスと同様、固定資産課税が地方に割り当てられて、それ以外は国税となっている。 ・ かつて、地方にも一般的消費課税（小売売上税）が存在したが、国税である付加価値税と課税ベースが重複することが問題になり、廃止されている。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産課税が市町村、相続・贈与課税が州、個別的消費課税が連邦となっている ・ 個人所得課税、法人所得課税、一般的消費課税の 3 つの課税ベースが、連邦、州、市町村で重複している。 ・ 個人所得課税と一般的消費課税は、主に、共同税である所得税と付加価値税（売上税）で課税されており、連邦、州、市町村が別個の税目で課税しているわけではない。 ・ 法人所得課税のうち、連邦分と州分については、共同税である法人税で課税され、単一の税目からの税収を 2 者でシェアしている。（市町村には法人税の配分はない。）
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 憲法上は、州の課税権に制限が多くあるが、実際上は、連邦と州の課税権に大差はない。 ・ 市町村については、州から課税権を授権する形がとられており、州からの授権程度において、あらゆる税目の創設が可能である。 ・ 通常、固定資産課税が市町村の専管とされている。

[表3-19]

【諸外国の財政調整制度の特徴】

国名	概要
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方交付税，地方譲与税，地方特例交付金の3者を一般交付金と定義している。 ・ 地方歳入に占める一般交付金の割合は，概ね20%となっており，地方交付税が主要な位置を占めている。 ・ 地方交付税（普通交付税）は，地方自治体毎に計算した基準財政需要額と基準財政収入額との差額を補填する歳入歳出差額補填方式を採用しており，いわゆる財政力のある自治体からの拠出による水平的な財政調整制度はとられていない。 ・ 一方で，低税収の自治体と高税収の自治体との歳入が地方交付税により逆転するとの指摘がある。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般交付金の主なものとしては，事業用レイト（事業用資産に対する固定資産税）と歳入援助交付金の2種類があり，地方歳入の38%を占めている。 ・ 事業用レイトは，地方自治体の人口比で配分されるが，歳入援助交付金は，自治体ごとの標準的な行政需要を計算し，事業用レイト分配額と標準税収（カウンシル税）とを控除した額を配分する歳入歳出差額補填方式をとっている。（水平的な財政調整制度はない。） ・ 標準税収総額は，地方税に法定標準税率がないことから，地方との協議を経て，国が政策的に決定する。通常，歳出の増加分を交付金の増額と地方税の増税で折半して負担するよう決定されている。 ・ イギリスの場合，首都圏の賃金水準が高いこと，都市圏での失業者等への各種補助など特殊需要が考慮されるなど，むしろ過疎地よりも都市部への配分が大きくなっている。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多数の一般交付金が存在し，地方歳入の約22パーセントを占めている。主なものとしては，地方分権総合交付金，付加価値税補償基金，公共事業総合交付金などがある。 ・ 交付税総額の決定方法や地方自治体への分配基準は，それぞれの交付金ごとに異なっているが，交付税総額は，消費者物価上昇率やGDP成長率などマクロ経済指標にリンクされて決定されるものが多い。 ・ 分配指標には，財政力や財政努力などが主に用いられているが，他の要素での配分も大きく，完全に歳入格差を解消するまでには至っていない。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連邦から州への交付金（連邦補充交付金）は，州歳入の5%弱を占めるにすぎない。 ・ ドイツの場合には，財政力が豊かな州から乏しい州に交付金（調整交付金）が支払われる水平的な調整制度がある。 ・ また，共同税である付加価値税は，各州への配分について，人口や財政力などによって分配されていることから，財政調整的な役割も果たしている。 ・ 州間の財政調整は，付加価値税の分配，調整交付金による水平調整，連邦補充交付金による垂直調整の順序を経て行われている。 ・ ドイツの財政調整は，各州の人口一人当たりの歳入均等化方式を採用しており，日本やイギリスとは異なり行政需要は考慮されていない。
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連邦から州への交付金は，医療社会福祉交付金（CHST）と平衡交付金の2種類が存在する。 ・ 医療社会福祉交付金の総額は，毎年連邦議会で決定され，人口按分で各州に配分される。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平衡交付金は、ドイツと同様、歳入均等化方式が採られ、<u>税収だけでなく、鉱山資源、森林産業の免許料、宝くじ収入などかなり広範な歳入項目が均等化の対象とされている。(均等化の水準は、財政力中位5州の平均値を採用)</u> ・ 平衡交付金は、連邦からの資金ですべて賄われている。その総額は、基本的には、各州の歳入水準を基準5州平均まで引き上げるために必要な額となっているが、連邦財政に過度の負担をかけないように、GDP成長率にリンクしたシーリングもある。
--	---

(3) 道州制における税財政制度の検討の方向性

地方税体系のあり方

道州制導入に当たっては、国、道州、基礎自治体の役割分担を踏まえ、自主性の高い道州制を実現する観点から、自主財源である地方税を大幅に拡充することを基本とした税財政制度を構築することが不可欠である。このため、道州や基礎自治体が担うべき事務事業に見合う経費に相応する税財源の確保を図る必要がある。

内政の大半を担うこととなる道州や基礎自治体の税財源を確立するためには、大幅な税源を国から地方へ移転することが必要となることから、現行の国税と地方税の税目や課税権のあり方など抜本的な改革が求められる。例えば、一つの目安として、主要税目である所得税、法人税、消費税については、ドイツのように共同税化し、道州に徴税を一元化した上で、国と地方とで配分を決定する仕組みを導入することも検討されるべきである。(徴税コストの削減にもつながる。)

しかしながら、国税収入が国の歳出全体の5割程度にとどまっている状況を踏まえれば、歳出・歳入両面での見直しが最も大きな課題である。今後、少子・高齢化や人口減少時代を迎える中、更に厳しい財政状況が予想されることから、これまでの行政サービス水準のあり方を抜本的に見直し、行政コストの大幅な縮減と併せて、国全体の歳出規模を抑制することが必要である。一方で、一定の行政サービスを引き続き提供していくためには、まずは、政策減税の廃止・縮減、将来的には、増税も視野に入れつつ適正な受益と負担の関係を構築する必要がある。

財政調整制度のあり方

一方で、道州制においても、東京など三大都市圏に税収が集中するため、地域間の財政調整制度をどのように組み立てるかも重要な課題である。国の厳しい財政状況や道州制により内政の役割が大幅に変更されることから、現行の地方交付税制度をそのまま維持することは困難である。こうしたことも踏まえながら、新たな財政調整制度を検討することが必要であるが、今後の検討の方向としては、次の二つの方法が考えられる。

ア 地方交付税を基本とした改革

地方交付税制度は、標準的な行政サービスが執行できるよう財源保障機能を有していることから、改革の方向として現行制度を基本に改革することが考えられる。その際にあっても地方交付税税目の対象部分が、地方自治体間の相互理解・協力に基づく地方共同税であることを法的に明確に位置づけるべきである。このため、地方交付税特別会計に地方交付税の財源を国税収納整理資金から直入する制度を導入すべきである。また、地方交付税総額の決定や配分方法に関して、地方自治体の意志を反映させる仕組みを強化することが必要である。

現行の地方交付税を基本とした場合、地方交付税の原資である所得税、消費税などが大幅に税源移譲されれば、地方交付税総額は大幅に減少することとなるが、必要となる総額をどのように確保するのかが課題となる。

こうした課題に対しては、地方税と地方交付税の合計額と国税の比率を国と地方の行政任務に対応させるべく、現行の国税5税の法定率の見直し、あるいは現行の国税5税に加え、新たな交付税原資となる税目（例えば、相続税：15年度決算額で約1.4兆円）を追加することや消費税と偏在性の高い法人住民税の入れ替えを行い、法人住民税を交付税原資とすることなどについて、検討を行うべきである。

しかしながら、地方交付税原資となる税収を確保すれば、一方で、国税収入が減少し、これまでの長期借入金の償還財源をはじめ、国全体の歳出に見合う安定した税収が維持できなくなるなど、大きな課題もあり、今後、国税及び地方税のあり方と一体的な検討が必要である。

(参考)【交付税原資となる国税5税の法定率】

所得税 32%，法人税 35.8%，消費税 29.5%，酒税 32%，たばこ税 25%

(参考)【交付税原資の減少額】

(ケース1) 国庫補助負担金を3.2兆円廃止し、地方に3兆円の税源移譲(個人住民税)があった場合の交付税原資(15年度決算より試算)

【税源移譲前】

所得税総額：13.9兆円 ➡ 交付税原資分 4.4兆円 (13.9×32%)

【税源移譲後】

所得税総額：10.9兆円 ➡ 交付税原資分 3.5兆円 (10.9×32%)

交付税原資減少額 0.9兆円

(ケース2) 国庫補助負担金を9兆円廃止し、地方に8兆円(住民税3兆円、地方消費税3.6兆円、道路特定財源の地方譲与税化1.4兆円)の税源移譲があった場合の交付税原資(15年度決算より試算)

【税源移譲前】

所得税総額：13.9兆円 ➡ 交付税原資分 4.4兆円 (13.9×32%)

消費税総額：9.7兆円 ➡ 交付税原資分 2.9兆円 (9.7×29.5%)

計 7.3兆円

【税源移譲後】

所得税総額：10.9兆円 ➡ 交付税原資分 3.5兆円 (10.9×32%)

消費税総額：6.1兆円 ➡ 交付税原資分 1.8兆円 (6.1×29.5%)

計 5.3兆円

交付税原資減少額 2.0兆円

イ 道州間による水平的な財政調整を基本とした改革

二つ目は、道州間の水平的な財政調整制度を創設することである。分権型社会においては、国からの関与や依存を極力縮小する上からも、地域間で主体的に財政調整を行う仕組みが望ましいとの意見がある。現在のように、47の都道府県の場合は、地域間の水平的な財政調整制度は不可能とされているが、10程度の道州に再編されれば、ドイツ(16州)のように道州間での水平的な財政調整は可能と考えられる。

しかしながら、ドイツを例にみても、道州間での財政調整については、抛出する裕福な団体側から不満がでるなど、どのような基準でどの範囲内で財政調整を行うべきかなど、抛出団体と非抛出団体との対立が構造的になる課題も含んでいる。また、ドイツでは、わが国のように行政需要を考慮する方式は採られておらず、一人当たりの税収を基本に均等化するため、地域間の財政調整制度のみで、果たして歳出に見合う財源が確保されるかどうかは疑問である。

今後、この二つの制度について、更に検討を進め、道州制にふさわしい財政調整制度を創設していく必要があるが、いずれにしても、国民国家として統

合していくためには、地方自治体が標準的な行政水準を確保するための財源を国が保障する仕組みの構築が不可欠である。

9 道州の拠点となる都市と州都のあり方

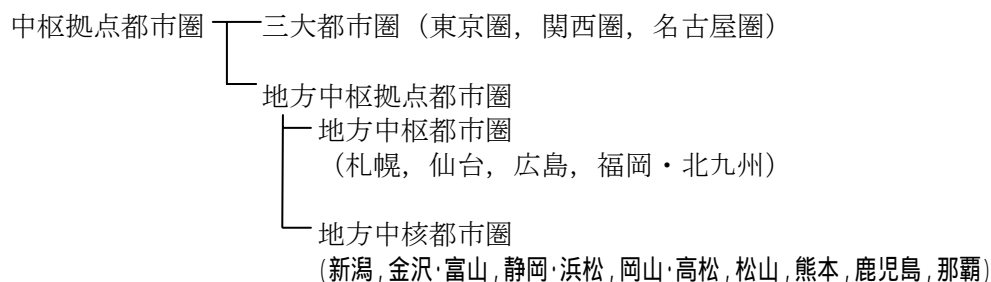
(1) 道州（広域自治政府）の核となる国際的な魅力を備えた拠点都市圏の形成

国際競争力のある自立した地域ブロックを形成するためには、世界的なリーディング産業の集積，起業を促進する環境整備，国際的な人材の育成，魅力ある都市環境の整備などを進める必要がある。

「21世紀の国土のグランドデザイン」（第五次全国総合開発計画）によると、地域ブロックの中で核となる拠点都市圏として、まず、三大都市圏（東京圏，関西圏，名古屋圏）があり，それに次ぐものとして，地方中枢都市圏が四つ（札幌，仙台，広島，福岡・北九州）位置づけられている。また，地方中枢都市圏に準ずる地方中核都市圏として位置づけられている新潟，金沢・富山，静岡・浜松，岡山・高松，松山，熊本，鹿児島，那覇などを合わせた12の都市圏を「地方中枢拠点都市圏」として，そのネットワークを重層的に形成し，わが国の広域国際交流圏の拠点として，国際交流機能を強化するとされている。

これらの大都市圏や地方中枢拠点都市圏が道州の牽引役として「成長の極」となり，拠点都市圏が発展すれば，その活動を支援する産業が拡大し，道州内にも効果が波及するなど，道州全体の牽引役を果たすことが期待される。

用語の整理（第五次全国総合開発計画より）



(2) 地方中枢都市圏の役割

四つの地方中枢都市圏はすべて政令指定都市であり、その上、企業の本社が多数立地するのみでなく、道県庁舎や国の地方支分部局が多数存在するなど、ブロック内の業務機能や行政管理機能などが集中している。

また、都市の集積度を示す人口規模や都市政策を遂行する上での財政規模も、それぞれの地域ブロックの中で最も上位に位置し、地域ブロックを牽引する力を持った拠点都市圏の中心となる都市である。地方中枢都市圏は、国の地方支分部局だけでなく、東京本社に対する地域ブロック内の支社や支店が多数立地することから、支店経済型都市とも呼ばれている。また、地方中枢都市圏は支店経済構造と支店の立地に対応した高規格道路、高速鉄道、空港などの高速交通網の結節点となっていることから、支店の集積を高め、地域ブロック内での枢要な地位を占めてきた。

こうした都市システムは、交通網の整備と表裏一体の関係にあり、例えば、東京と地方を結ぶ航空路線の旅客数の上位5路線のうち、4路線が中枢拠点都市圏と東京を結ぶものである。(1位 東京～札幌, 2位 東京～福岡, 3位 東京～大阪, 4位 東京～沖縄, 5位 東京～広島)

地方中枢都市圏には、生産財や消費財などの卸機能、デパート、専門店街などの大規模な小売機能、大学・専門学校などの高等教育機能、専門病院などの高次医療機能、研究所、技術センターなどの研究開発機能、各種スポーツの競技場やホール、劇場、プロ集団などのスポーツ・芸術文化機能など、ブロック全体に広く影響を及ぼす高次都市機能が多数集積している。

(3) 道州の拠点となる都市圏と州都としての課題

以上の点から、地方中枢都市圏は、道州が国際競争力のある自立した地域ブロックを形成する上で、最も重要な牽引役としての役割を期待されている。道州の州都は、このような実質的な牽引役としてのポテンシャルを有するとともに、国内外に対し道州を代表する都市として、国際的にも知名度を有し、道州の住民が州都として誇りをもちうるような都市であることが望ましい。

州都にふさわしい都市あるいは都市圏として、①国の地方支分部局などの行政機能や企業の集積があること、②人、もの、情報の交流を促進するため

の空港、港湾などの国際的な交流基盤が整備されていること、③地域ブロック内外の各都市を結ぶ高速交通ネットワークが整備されていること、④高等教育機関や文化・スポーツ施設、大規模商業施設等の高次都市機能が集積していること、などの条件が掲げられるが、広島都市圏が道州の拠点として中心的役割を担っていくためには、東西方向の高速交通体系に対して、山陰方面への高速交通体系が脆弱であること、高速道路と広島市中心部を結ぶ高規格道路の整備が遅れていることなどの課題がある。また、高次都市機能の面でも、中国地方の中では最も高い集積を有しているが、札幌、仙台、福岡という他の地方中枢都市と比較すると、高次都市機能全体で相対的に低い集積を示し、特に文化サービス機能、学術研究機能、余暇関連サービス機能などの集積に課題が認められる。

道州の州都として、地域ブロック内外の人々や企業から選ばれるためには、こうした課題を踏まえて、大学など学術研究機関、企業、行政などの産学連携を強化するとともに、高速交通ネットワークを中心としたハードや文化・余暇関連といったソフトの両面にわたるインフラを戦略的に整備することが重要であり、これまでの経済や都市機能の集積、歴史、文化などのストックを活かし、国際的にも魅力を持ち、世界に開かれた都市となるため、行政と民間が一体となって、その機能強化を進めていく必要がある。

10 道州制導入に向けた今後の取組み

道州制は、わが国の国・地方を通じた政治・行政体制の根幹に関わる問題であり、国民への十分な説明と合意形成の下で、国の法律によって制度や設置手続きが定められるべきであるが、道州制が実現するまでの間においても、①県から基礎自治体への事務・権限の移譲、②現行の体制の下での国から地方への事務・権限の移譲、③自立した地域ブロック形成に向けた取組み、④道州制において広島県あるいは広島都市圏が中心的な役割を担うための取組み、⑤道州制に向けた住民説明、機運の醸成など、地方において自主的に取り組むべき課題は多く、県として、県内外の自治体や経済界などとも協力し、積極的に取り組む必要がある。

(1) 県から基礎自治体への事務・権限移譲の推進

基礎自治体への事務・権限の移譲は、具体的に検討が進み、実施段階に移行しつつあるが、道州が都道府県より広域の行政を担うことを踏まえると、道州制が実現するまでの間においても、極力、地域性の高い行政は住民に身近な基礎自治体で実施できるよう、県からの事務・権限の移譲を積極的に進める。

また、移譲を進めるに当たって、保健所設置要件のように制度的な制約がある場合は、分権改革における広島県の先導的な役割を踏まえて、特例を設けてでも、規制の緩和を進めるよう、国に対し強く働きかける。

(2) 国から県への事務・権限移譲の推進

国の役割を外交、防衛など国が本来果たすべき役割に限定すれば、現在、国の地方支分部局で実施している事務の多くは、道州制を前提としなくても、現行の都道府県で実施可能なものが多い。

既に、広島県では、県内完結国道や一級河川の管理、職業安定業務など具体的な提案を行っているが、市町村合併や基礎自治体への事務・権限の移譲で先進的な取り組みを行っている県であることを踏まえ、道州制に向けたモデル的な取り組みという視点からも、国からの事務・権限移譲に特別な検討がなされるよう、県として、さらに国等へ積極的な提案を行っていく。

(3) 自立した地域ブロック形成に向けた取り組み

地域ブロック内の諸資源、諸施設を活用し、中央を通さずに地域として独自の国際的な競争力や魅力を向上する施策を展開しうる自立した圏域を作り上げることによって、地域社会の維持向上とわが国全体の発展を図っていくということが、道州制の意義・目的の一つとして掲げられるが、このような中国5県の地域ブロックとしての一体的な取り組みは、道州制が実施されるまでの間においても、地域の発展を図る上でも重要であり、道州制に向けて地域ブロックによる取り組みの効果をアピールする上でも目に見える施策の実施が必要である。

具体的には、①ブロック内の産業集積や地域の個性を総合化した広域的な

産業政策，②ブロック内の学術研究機能を活用した産学官連携，③内外から観光客を誘致できる広域観光の推進，④ブロック内の諸施設を利用した国内外との物流効率化や国際貿易戦略など，地域の活性化のために，地域ブロック全体でどのような施策に取り組むべきか，道州制を視野に，中国地方各県と連携して研究し，先導的な取組みを進める。

(4) 中枢拠点性の向上，都市圏の魅力づくりに向けた取組み

中国地方の中で最も高い中枢拠点性を有し，国内外における知名度も高い広島都市圏が，道州を代表する都市として，内外の人や企業から選ばれるためには，都市圏の中枢拠点性をさらに向上させるとともに，人や企業を惹きつける魅力づくりにも取り組まなければならない。

中枢拠点性の向上策として，ブロック内外からのアクセス，とりわけブロック内のアクセスの確保は，ブロック内の各地域が連携する上でも，道州の州都がその機能を適切に発揮する上でも欠かすことができない。

航空面では，ブロック内の各空港からブロック拠点空港である広島空港を活用して，海外の都市や国内の他都市，広島市へのアクセスを容易にする，道路交通面では，高速道路の整備や都市間高速バスネットワークを充実するなど，道州制を視野に，広島市と他の都市を結ぶ高速交通体系の機能強化をより一層推進する必要がある。

また，広島都市圏に不足している高次都市機能や既存の魅力として伸ばしていくべき長所などを分析し，札幌，仙台，福岡といった国内の他の中枢都市圏だけでなく，外国の主要都市なども参考にしながら，広島都市圏の中枢拠点性の向上，魅力づくりに取り組む。

(5) 道州制に向けた機運の醸成

道州制の導入については，国，地方行政関係者のみに関わる課題ではなく，住民の十分な理解とコンセンサスが重要である。そのためには，明治以来続いてきた都道府県制度を変革することによって，住民や企業がどのようなメリットを享受することができるのか，道州制の実現によってどのような地域ブロックの発展を目指すのかを示すことができなければ，十分な理解を得る

ことはできない。

今後は、道州制の意義、目的や具体的なメリットについて住民に説明するとともに、県内外の関係自治体や企業などと連携した地域ブロック形成への取組み及び中枢拠点性向上に向けた取組みを進めていくことを通じて、地域ブロック全体で道州制に向けた機運の醸成を図っていく。

(6) 道州制の制度設計に向けての検討，提案

道州制の実施に向けては、現在、国の第 28 次地方制度調査会で具体的な議論がされているほか、北海道をモデルとした道州制特区も検討されている。

道州制の制度設計に当たっては、①憲法における道州の位置づけ、②道州の設置方法、③議決機関と執行機関のあり方、④長の補助機関・内部組織のあり方、⑤道州に対する国の関与及び道州の国への参画、⑥大都市等に関する制度、⑦自主性・自立性の高い税財政制度など、多くの課題を検討しなければならない。

都道府県をベースとした、真の地方分権型社会につながる自治的道州制を実現させるためには、今後、県としても、さらに主体的かつ専門的な研究を進め、制度のあり方を明らかにするとともに、その結果を幅広く提案するなど、積極的な取組みを行う。

参 考 資 料

【策定スケジュール】

- 平成15年 4月 1日 広島県分権改革推進本部設置
(本部長：知事，副本部長：副知事，本部員：出納長，各部局長等)
- 平成15年 7月 4日 広島県分権改革推進審議会設置(審議会設置条例)
(高須中国経済連合会会長以下24名)
- 平成15年 7月14日 第1回広島県分権改革推進審議会開催
知事からの審議会への諮問
第27次地方制度調査会副会長 西尾勝氏 講演
- 平成15年10月23日 広島県分権改革推進審議会より中間報告
「事務事業見直し及び行財政改革に係る大まかな案」
- 平成15年10月27日 広島県分権改革推進本部
「事務事業見直し及び行財政改革に係る基本方針」策定
- 平成16年 3月22日 広島県分権改革推進本部
分権システム推進計画(仮称)及び第二次行政システム改革推進計画の骨格策定
- 平成16年 8月10日 広島県分権改革推進審議会より中間報告
「都道府県のあり方に関する中間報告」
- 平成16年 9月13日 広島県分権改革推進本部
基礎自治体への事務事業移譲項目確定
- 平成16年11月 5日 広島県分権改革推進審議会より答申
「広島県の方権改革の推進に関する答申」
- 平成16年11月15日 広島県分権改革推進本部
「広島県分権改革推進計画」，「第二次行政システム推進計画」，「第二次中期財政運営方針」の3計画策定

広島県分権改革推進審議会・小委員会委員

分 野	役 職 ・ 氏 名 (敬称略)	審議会	小委員会
県議会	広島県議会議員 大 山 広 司	○	
	広島県議会議員 平 浩 介	○	○
市町村	三次市長 吉 岡 広小路	○	○
	廿日市市長 山 下 三 郎	○	
	佐伯郡大柿町長 (16年11月1日から江田島市長職務執行者)	○	
	高田郡甲田町長 (16年2月29日まで)	()	()
	山県郡加計町長 (16年3月26日から16年9月30日まで)	(○)	(○)
	賀茂郡豊栄町長 (16年10月1日から)		
経済界	中国経済連合会会長 高 須 司 登	会長	
	広島県商工会議所連合会会頭 (16年10月31日まで)	(○)	(○)
	広島県商工会連合会会長 加 島 英 俊	○	○
	広島経済同友会代表幹事 大 田 哲 哉	○	○
	広島県農業協同組合中央会会長 児 玉 静 秋	○	○
学識 経験等	中国・地域づくり交流会事務局長 浅 野 ジュン	○	
	広島経済大学教授 上 田 みどり	○	
	広島女学院大学助教授 折 登 美 紀	○	○
	広島大学大学院社会科学部研究科長 川 崎 信 文	○	委員長代理
	広島大学教育学部教授 河 野 和 清	○	
	広島県民生委員児童委員協議会会長 櫻 井 正 弥	○	○
	広島県国民健康保険団体連合会常務理事 佐 古 清 進	○	○
	弁護士 椎 木 タ カ	○	
	安田女子大学助教授 戸 井 佳奈子	○	○
	社団法人中国地方総合研究センター理事長 櫛 本 功	会長代理	委員長
	財団法人広島県女性会議理事長 檜 山 洋 子	○	
	日本労働組合総連合会 広島連合会会長 宮 地 稔	○	○
	中国新聞社代表取締役副社長 山 本 一 隆	○	○
合計	24人	15人	

広島県分権改革推進審議会設置条例

(平成 15 年 7 月 4 日条例第 27 号)

(目的)

第一条 地方分権の一層の推進を図る観点から、分権型行政システムの構築への道筋を明らかにするとともに、県の行財政の健全かつ効率的な運営や、都道府県合併等も視野に入れた新たな県の在り方などを検討するため、広島県分権改革推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- 一 国と県及び県と市町村との役割分担に応じた県の事務及び事業の在り方に関する事。
- 二 県から市町への事務及び権限の移譲に関する事。
- 三 県の事務及び事業並びに組織の見直しその他の県の行政システムの改革に関する事。
- 四 県の財政の健全化に関する事。
- 五 新たな県の在り方に関する事。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、知事に意見を述べるができる。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、県議会の議員、市町村の長及び学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議決)

第五条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第六条 審議会は、必要に応じ、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(小委員会)

第七条 審議会は、必要に応じ、その所掌事務について、小委員会を設けることができる。

2 小委員会に属する委員は、会長が指名する。

3 小委員会に委員長を置き、その小委員会に属する委員の互選により選任する。

4 審議会は、その決議により、小委員会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

5 第四条第二項及び第三項、第五条並びに前条の規定は、小委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、総務企画部において処理する。

(雑則)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、この条例の施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失う。

広島県分権改革推進本部設置要綱

(目的)

第1条 地方分権改革の推進や厳しい財政状況など、昨今の社会経済情勢の変化に即応した県行財政の健全かつ効率的な運営の確保や将来の都道府県合併、道州制などを視野に入れた新たな県のあり方について協議、調整を行い、推進方策を実施するため、広島県分権改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 国と県と市町村の役割分担等に関すること。
- (2) 県から市町村への事務・権限の移譲等に関すること。
- (3) 県の事務事業や組織の見直し等、行政システム改革に関すること。
- (4) 県財政の中期展望や新たな財政運営方針の策定等に関すること。
- (5) 都道府県合併や道州制など、新たな県のあり方に関すること。
- (6) その他地方分権改革の推進のため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部会議)

第4条 本部会議は、本部長が招集し、会議を主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 本部会議は、必要に応じ、議題に関係のある特定の本部員だけで開催することができる。
- 4 本部長は、必要と認めるときは、本部会議において前条に規定する構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 本部の処理する事務を補助するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、代表幹事及び幹事により構成し、それぞれ別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会は、代表幹事が招集し、主宰する。
- 4 幹事会は、必要に応じ、議題に関係のある特定の幹事だけで開催することができる。
- 5 代表幹事が必要と認めるときは、幹事会に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 本部の事務局は、総務企画部政策企画局に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(広島県行政システム改革推進本部の廃止)

2 広島県行政システム改革推進本部設置要綱(平成6年10月24日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	出納長 総務企画部長 政策企画局長 地域振興部長 環境生活部長 環境局長 福祉保健部長 商工労働部長 農林水産部長 土木建築部長 空港港湾局長 都市局長 企業局長 教育長 警察本部長 監査委員事務局長 人事委員会事務局長 地方労働委員会事務局長

別表第2(第5条関係)

代表幹事	総務企画部政策企画局 分権改革総括監
幹事	総務企画部 管理総室長 総務企画部 財務総室長 総務企画部政策企画局 総括企画監 地域振興部 管理総室長 環境生活部 管理総室長 福祉保健部 管理総室長 商工労働部 管理総室長 農林水産部 管理総室長 土木建築部 管理総室長 企業局 次長 教育委員会事務局 管理部長 警察本部 総務部 総務課長 監査委員事務局 主任監査監 人事委員会事務局 総務審査室長 地方労働委員会事務局 次長